

北広島市総合運動公園等整備運営事業に係る
官民連携手法導入検討調査業務

報告書

平成 28 年 3 月

北広島市

株式会社日本総合研究所

目次

第1章	業務の概要	1
1.	調査の背景・目的	1
2.	業務フロー	2
第2章	エリア特性の整理	3
1.	前提条件等の整理	3
2.	周辺環境の整理	37
第3章	民間事業者と協働した整備の方向性検討	66
1.	収益事業を含めた導入整備機能の検討	66
2.	対話によるエリアのシーズ・ニーズの把握	80
第4章	機能計画及び開発コンセプトについて	90
1.	エリア開発方針のとりまとめ	90
2.	機能計画のとりまとめを踏まえたエリア開発コンセプト及び方針の検討	92
3.	機能及び機能配置の考え方	93
4.	エリア開発の進め方の検討	96
第5章	整備・運営基本計画の検討	108
1.	施設計画の検討	108
2.	運営計画の検討	136
第6章	事業手法及び事業範囲の検討、評価	141
1.	想定される事業スキームの整理	141
2.	官民連携に関する国の政策動向	160
3.	民間事業者へのヒヤリング	165
4.	事業範囲等、事業の前提条件の整理	170
5.	事業費及びVFMの検討	183
6.	事業手法の評価	186
第7章	今後の計画推進について	188

第1章 業務の概要

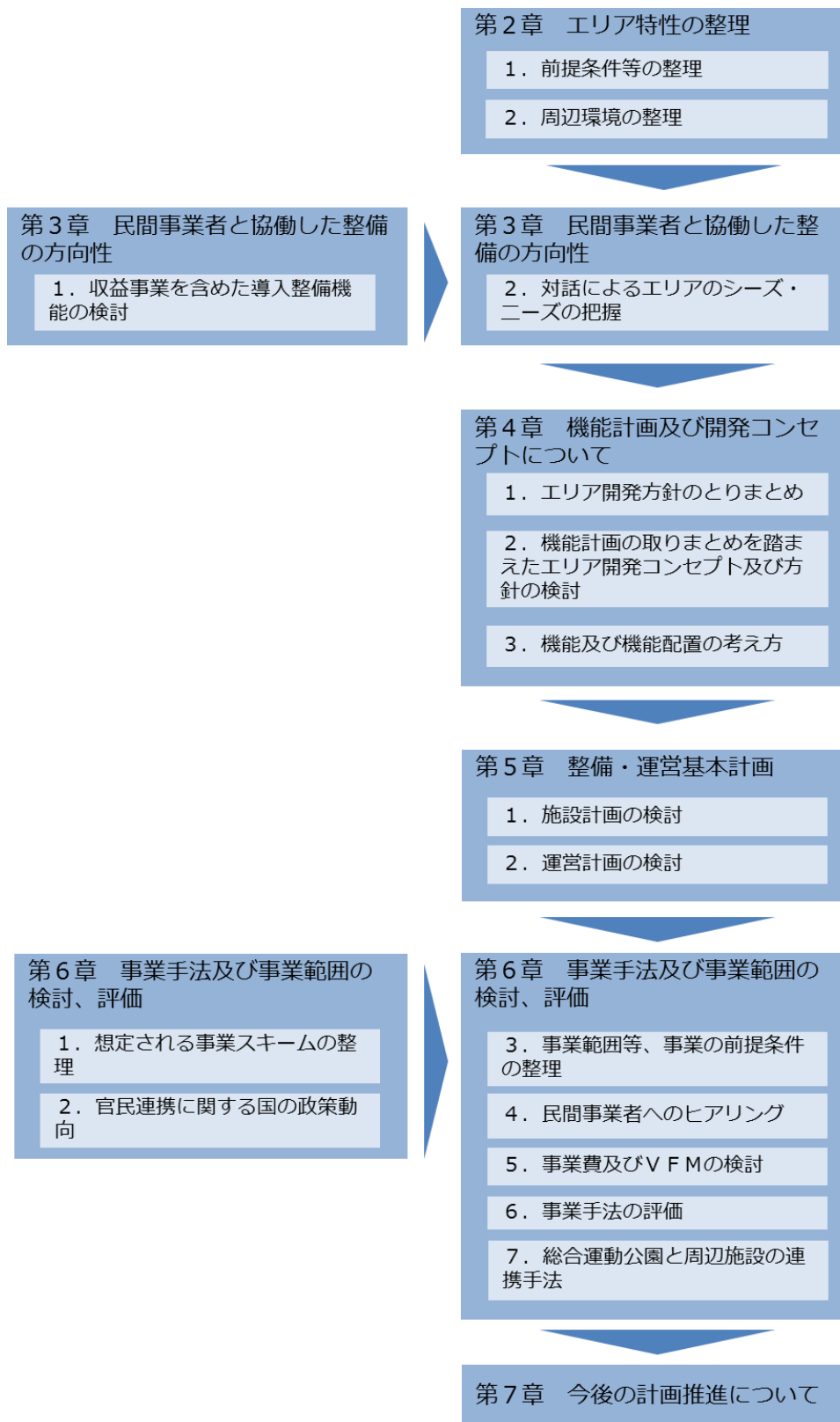
1. 調査の背景・目的

本市における総合運動公園は、昭和45年策定の第1次総合計画においてその整備の必要性が指摘されて以降、社会情勢の変化に伴いながら事業規模の再構築を行いつつ、平成5年に総合運動公園計画地を都市計画決定し、平成8年に基本設計を実施した。しかしながら、折からの厳しい財政状況や活用を想定していた国庫補助事業の廃止などにより、事業の再検討を繰り返し、現在まで事業化には至らなかった。

本業務は、これら経緯を踏まえ、スポーツ・レクリエーション面での重点施設であるきたひろしま総合運動公園における、民間ノウハウを活用した施設整備や、周辺施設との一体的な運営管理、民間収益事業の導入可能性について、集客力の強化や効率的な運営及び地方創生の観点からの検討を行うことを目的とする。

2. 業務フロー

以下のフローに則り、本業務を実施した。



第2章 エリア特性の整理

1. 前提条件等の整理

(1) 調査対象地エリアにおける敷地条件

1) 調査対象エリアの概要

本調査の対象エリア（以下「調査対象エリア」という。）は、JR北広島駅の北西約1.5 kmに位置する。

きたひろしま総合運動公園計画地（以下「総合運動公園計画地」という。）を中心に、北進通を挟んでその南西に接する形で「北広島レクリエーションの森」がある。また、総合運動公園計画地の北東には、JR千歳線に沿う形で、自転車道のエルフィンロードがある。



(出所：地図データ©Google ZENRIN)

2) きたひろしま総合運動公園計画地

ア 所在地

北広島市共栄

イ 土地面積

36.7ha

ウ 交通アクセス

JR北広島駅から約1.5km

エ 都市計画法上の制限

用途地域の設定はない

オ 都市公園法

都市計画施設として都市計画決定されているものの、公園としての供用開始が未了であるため、都市公園法の適用は受けない。すなわち、総合運動公園計画地は、都市計画公園である。

カ 総合運動公園に関する経緯

総合運動公園の整備は、確認可能な最古の記録である、昭和45年度の総合開発計画に記載されて以来、継続的にその記載が確認できることを踏まえると、市にとって悲願の事業といえる。

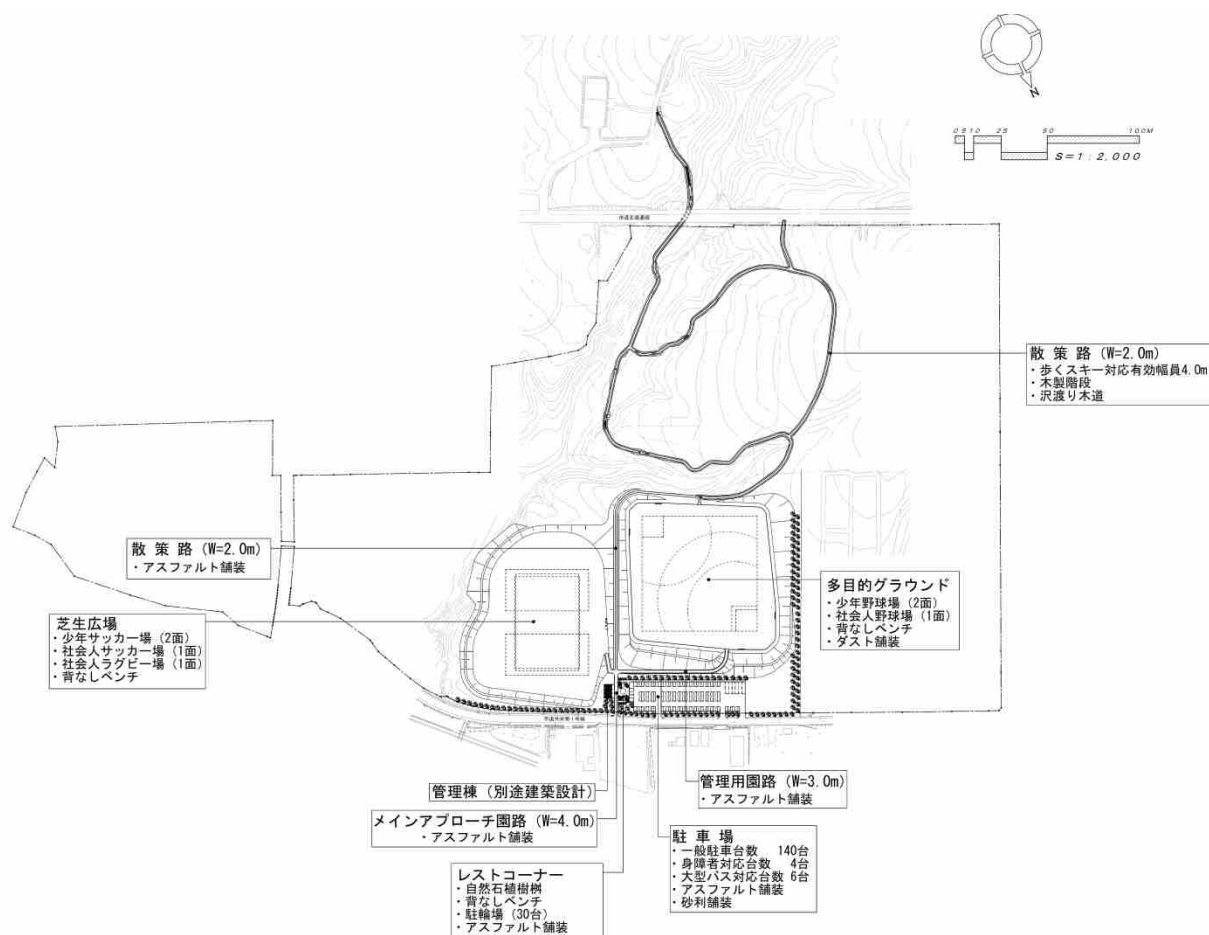
時期	事業化に向けた動き	概要
昭和45年度	広島町総合開発計画	「基本計画」における「観光レクリエーション計画」として、「札幌市近郊の緑地地帯の中に、スポーツ、レクリエーション需要に応じるため野球、体育館、プール、テニスコート等を配置し、総面積56haを有する総合的な運動公園建設構想を計画し、これを推進する」とされている。
昭和56年度	広島町新長期総合計画	主要施策と位置付けられている「土地利用計画」において「日常生活圏を超える大会やスポーツレベルの多様化、高度化への対応は、緑葉公園の活用とともにスポーツ・コアの計画（共栄町有地）を進め、総合体育館などの施設を整備し、対処する。この計画の整備によって、広島レクリエーションの森自然型機能とあわ

		せて多様な機能を有する地域とする」とされている。
平成 5 年度	都市計画決定	事業予定地が都市計画施設（公園）として都市計画決定される。
平成 8 年度	基本設計実施	多種多様なスポーツ・レクリエーション機能を備えた、総合運動公園を整備する基本設計を実施。市民利用を念頭に置いている。 基本設計後、財政負担等を理由に、実施設計以降に着手ができない状況が続いた。そのため、平成 17 年前後まで、複数回、財政負担軽減に資するプランの見直し等を実施。
平成 20 年度 ～ 平成 21 年度	森林運動広場整備事業の 推進	森林運動広場整備事業を新たに推進。平成 21 年度において実施設計を実施したものの、補助制度廃止に伴い同事業も廃止となった。
平成 25 年度	吸収源対策公園緑地事業	これまでの検討経緯を踏まえ、新たに吸収源対策公園緑地事業の検討を開始。

② 森林運動広場整備事業（平成 21 年度～平成 22 年度）

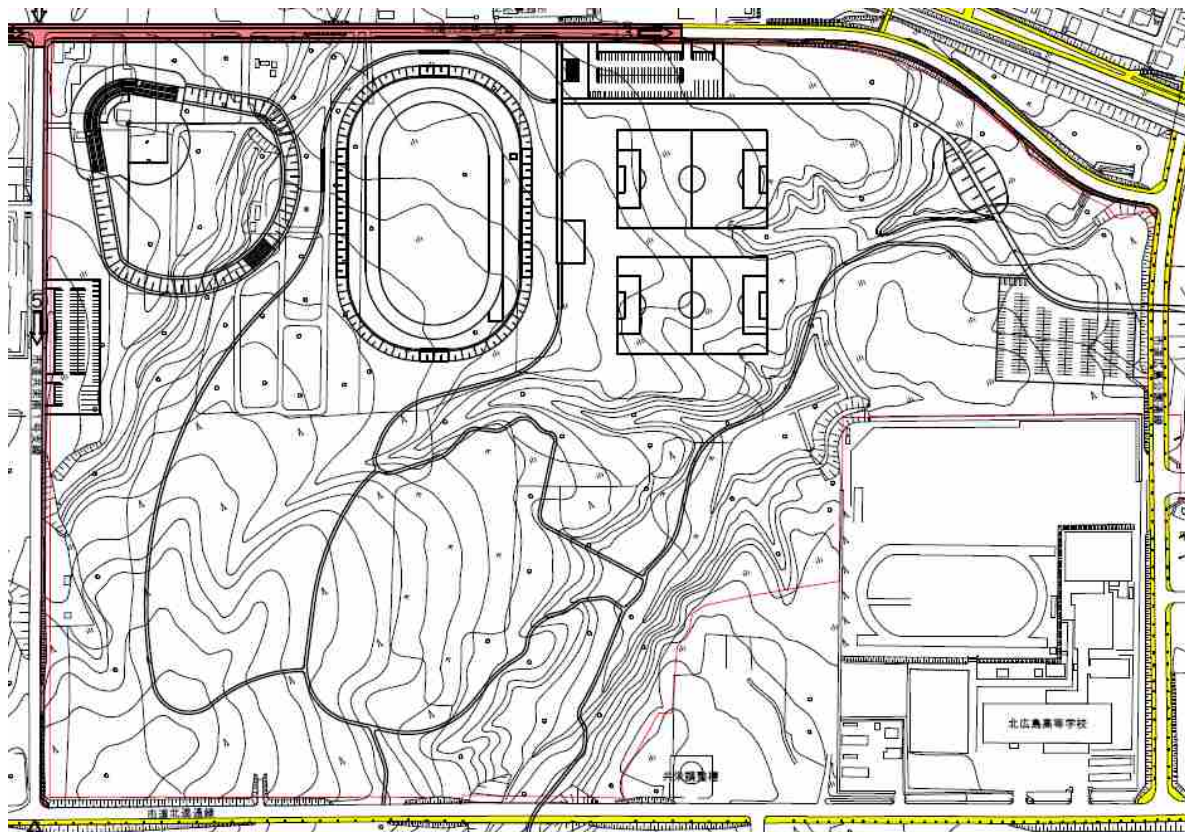
林野庁事業である「森林運動広場整備事業」として、以下のとおり実施設計を行った。主要施設は、多目的広場及び芝生広場のみとされ、平成 8 年度に実施の基本設計と比較し、大幅に簡素化が図られた。

政権交代に伴う補助金制度廃止により、同事業による事業化を断念。



③ 吸収源対策公園緑地事業

国土交通省の事業である「吸収源対策公園緑地事業」として採用されることを念頭に実施した検討。野球場、陸上競技場のほか、多目的広場等の整備が検討された。



3) レクリエーションの森

うっそうとした樹木や深い沢など、自然をできるだけそのままの形で利用し、小路、広場、管理棟やフィールドアスレチックを配置している、林野庁所有の森。管理運営は、貸し付け等を受けた市が実施している。

ア 所有者

林野庁

イ 施設の設置・管理者

北広島市

ウ 整備等の経緯

通称「レクの森」と呼ばれるこの森は、国有林を地方自治体のレクリエーションの場
に利用したいとの方針から、旧広島町が昭和 50 年 1 月に林野庁から指定を受けて、整備
を開始した。

これらの整備は昭和 55 年度から 5 年計画で実施され、同 55 年度にはメインアプロ
ーチ、駐車場、9,000 m²の中心広場、1,700 m²の休憩広場、総延長 1,300mの遊歩道が設
置され、昭和 56 年 6 月から利用が開始された。

エ 施設の現状

北広島市における貴重な観光資源ではあるものの、近年においては老朽化が目立ち、
実態としても修繕に相当額の予算を拠出している状況にある。

加えて、これら実情を踏まえ平成 26 年度に実施した、公園施設製品整備技師及び公園
施設製品安全管理士による定期点検によれば、多くの施設が、「異常があり、修繕また
は対策が必要」又は「危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、破棄し更新を
検討」と評価されており、施設の修繕・更新が喫緊の課題とされている。一方で、かか
る修繕・更新においては、相当額の財政負担が見込まれるため、施設の除却を含めた抜
本的な検討が急務とされている。

近年の修繕の状況

年度	金額	修繕箇所
平成23年度	4,428,957円	・ 管理棟 (64,730円) ・ アスレチック (3,307,000円) ・ 散策路等 (1,057,227円)
平成24年度	427,651円	・ 管理棟 (128,100円) ・ 炉場 (97,650円)

		<ul style="list-style-type: none"> ・ アスレチック (98,417円) ・ 散策路等 (55,650円) ・ 看板等 (47,834円)
平成25年度	699,510円	・ アスレチック (699,510円)

オ 所在地

北広島市西の里

カ 敷地面積

40.79ha

キ 利用期間

4月下旬から10月まで

ク 交通アクセス

JR北広島駅から約1.5km

ケ 都市計画法及び建築基準法

用途地域の設定はない

コ 主要な施設



(出所：北広島市教育委員会HP)

① 林間学園

自然観察や体験学習のセンターとなる研修棟と、野外での炊事や活動が楽しめる炉場と広場がある。利用期間中は管理人が常駐している。

施設の老朽化への対応を始め、冬季の使用検討が課題とされている。

林間学校



広場



(出所：日本総合研究所)

② 冒険の森

全 24 個の木製アスレチックから構成されるアスレチックコース。大自然と親しみつつ、体力や忍耐力が養える施設。週末には、北広島市民のみならず、近隣市町村からも親子連れが訪れる人気スポットである。



(出所：日本総合研究所)

サ 利用者数

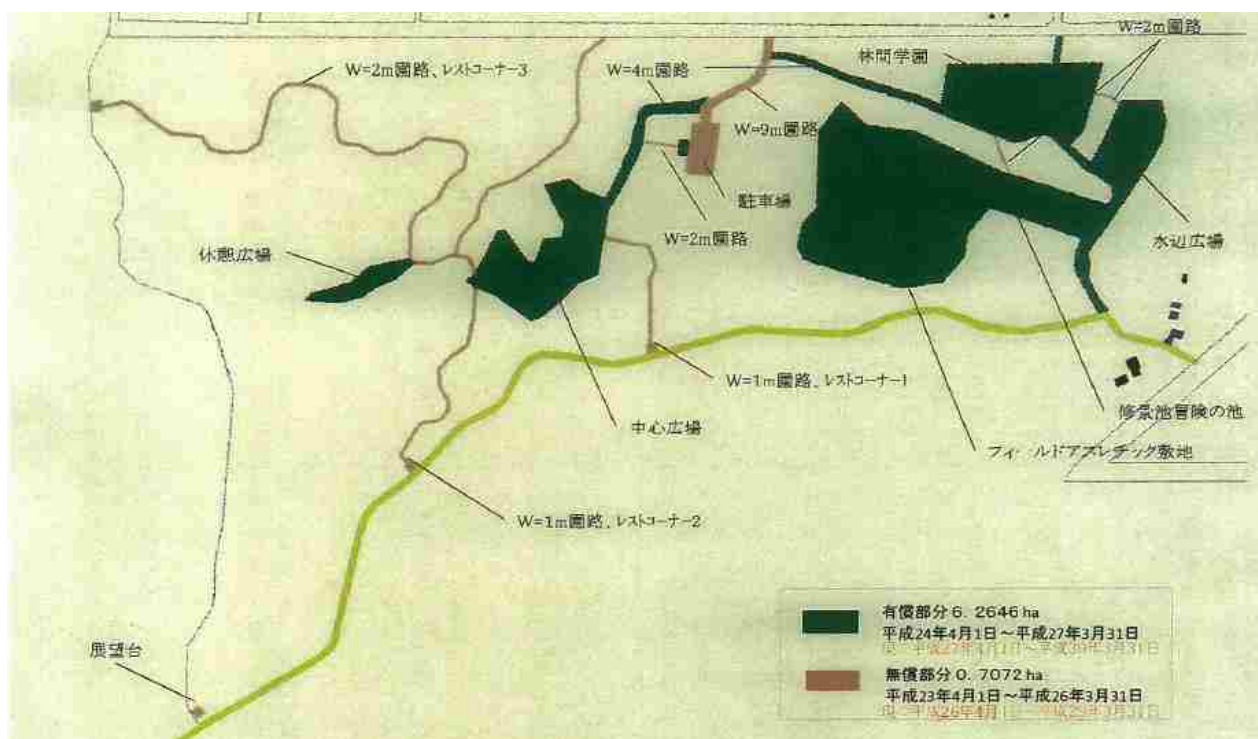
年度	利用者数
平成 2 2 年度	10,395 人
平成 2 3 年度	9,384 人
平成 2 4 年度	15,756 人
平成 2 5 年度	16,060 人
平成 2 6 年度	11,643 人

シ 法的制限

レクリエーションの森は、所有者である林野庁から、敷地面積のうち一部を、使用許可及び無償貸付の方法によって、市が整備・管理等を実施している。

使用許可及び無償貸付の範囲は、以下図のとおりであり、来訪者の来訪場所となる部分を設置許可により有償で使用している一方、通路や駐車場等、直接の来訪場所ではない部分は、無償貸付により使用している。

無償貸付部分は、法的には柔軟な利活用が可能だが、実態として林野庁の了解なしには利活用を行うことは困難である。林野庁としては、利活用の具体が示されてから、その可否を判断する立場であるため、まずは利活用の具体を明確化することが必要となる。



4) エルフィンロード

JR北広島駅～上野幌駅までを結ぶ北海道が管理する自転車道。週末を中心に、スポーツを始めとしたイベントが実施されており、貴重な観光資源となっている。

ア 設置者・管理者

北海道（イベント等による利活用については、市の柔軟な運用が許容されている）

イ 所在地・延長

JR北広島駅を始点に、JR上野幌駅周辺までの8.1kmの自転車道

ウ 交通アクセス

全長8.1kmのうち、主なアクセスポイントは以下のとおり。このほか、北広島駅周辺から総合運動公園計画地にかけては、進入可能な場所が数箇所ある一方、札幌市方面からアクセスは限定的である。



(出所：北広島市HP)



(出所：きたひろ農学校HP)

エ 附帯施設の状況

エルフィンロードに附帯する施設を以下のとおり整理した。これらは、いずれも市が設置のうえ、管理（直営）している施設である。

① 水辺の広場

木々に囲まれ、広場の中を清らかな小川が流れている広場。森林浴や安らぎの場所として、多世代が一緒に楽しむことができる。

駐輪場、休憩所、トイレが設置されている。



出所：北広島市HP

② 自転車の駅

エルフィンロードのほぼ中間地点に位置し、トイレ、水飲場のほかレンタサイクルステーションや駐車場が設置されており、エルフィンロード利用者の拠点的功能を有する施設である。一方で、4月下旬から10月末までのみの使用になっており、冬季における有効活用が期待される。

レンタサイクル

受付・貸出時間	9:00～17:00
受付・貸出期間	毎年4月23日～10月31日
利用料	高校生・一般 300円 中学生以下 100円



(出所：日本総合研究所)

③ 学習の森

周辺の豊かな森を活用し、自然に接するマナーや森林体験を通して楽しく学ぶことができる。

駐輪場、休憩所、トイレが設置されている。



(出所：北広島市HP)

オ 実施されている主なイベント

エルフィンロードでは、毎年、複数のイベントが実施されており、市内外から人々が訪れている。中でも、「きたひろしま30kmロードレース」は、毎年多くの人々が参加する、北広島市における一大イベントである。現状、これらイベントにおける、スタート及びゴールに適した施設がないことが課題とされているため、総合運動公園の整備により、これらの課題が解決されることが期待される。

イベント名	開催時期
お花見サイクリング	5月上旬
きたひろしま30kmロードレース	6月下旬
30キロ歩ける会	9月下旬
健康づくり市民ウォーキング	10月上旬

5) まとめ

調査対象エリアは、JR北広島市から徒歩圏内であり、かつ、新千歳空港からのアクセスも容易であるという好立地であるため、立地上の大きなポテンシャルを有している敷地といえる。その一方で、40年以上昔よりその整備の必要性が指摘されるとともに、設計等事業化に向けた具体的な対応が図られているものの、市の財政負担等を理由に、総合運動公園の整備が実現化していない。

調査対象エリアに存するレクリエーションの森は、週末を中心に、市内外より多くの人々が訪れており、近隣自治体在住の市民にとって、自然とふれあえ、多世代が集える、貴重な場所となっている。その一方で、フィールドアスレチック等の老朽化に伴い、今後、多額の修繕費等が必要とされており、施設の機能維持のためには、多額の財政負担が不可避となっている。

エルフィンロードは、市や市の関係団体等が主催するイベントが実施されているものの、その魅力やポテンシャルを十分に発揮できていない可能性がある。さらには、関連施設との連携にも課題を残す。

レクリエーションの森、エルフィンロード双方に当てはまる課題として、冬季における利用が挙げられる。道内の運動施設全般が冬季の使用を制限しているため、総合運動公園も含め冬季利用を行うことで、他の運動施設との差別化を図ることが重要となる。

(2) 上位計画及び関連計画の整理

1) 抽出した上位計画

調査対象エリアに関連する、上位計画及び関連計画は、以下のとおり。

	計画名	策定年等	期間
北 広 島 市	北広島市総合計画（第5次）	平成23年	10年間
	北広島市住生活基本計画	平成27年	平成36年まで
	北広島市都市計画マスタープラン（改訂版）	平成25年改訂	平成32年度まで
	北広島市観光基本計画	平成26年	平成32年度まで
	北広島市緑の基本計画（改訂版）	平成25年	平成32年度まで
	北広島市地域防災計画	平成26年	（定めなし）
	北広島市教育基本計画	平成23年	平成32年度まで
北 海 道	ほっかいどう未来創造プラン	平成20年	概ね10年間
	北海道区域マスタープラン	平成22年	平成32年
	北海道スポーツ推進計画	平成25年	5年間
	北海道観光のくにづくり行動計画	平成25年	5年間

2) 各計画の整理

ア 総合計画第5次

総合計画（第5次）では、「まちづくりのテーマ」と「めざす都市像」を実現するため、「基本計画」における「分野別計画」に掲げる施策を推進するとされている。その中でも特に重点的、戦略的に取り組むべき施策について、「重点プロジェクト」として、にぎわい・魅力づくりプロジェクト等が掲げられている。

北広島市総合計画（第5次） まちづくりのテーマ「自然と創造の調和した豊かき都市」 めざす都市像「幸福都市」「文楽都市」「成長都市」	
重点プロジェクト 1. 子育て支援・人づくりプロジェクト 2. にぎわい・魅力づくりプロジェクト 3. 住みたくなる地域づくりプロジェクト	
第1章 支えあい豊やかに暮らせるまち<健康・福祉>	
第1節 健康づくり・地域医療の充実	第4節 障がい福祉の充実
第2節 地域福祉の推進	第5節 高齢者福祉・介護の充実
第3節 子育て支援の充実	第6節 社会保障制度の充実
第2章 人と文化を育むまち<教育・文化>	
第1節 「生きる力」を育む学校教育の推進	第6節 読書活動の充実
第2節 信頼され、魅力ある学校づくりの推進	第7節 芸術文化の振興
第3節 家庭・青少年健全育成の推進	第8節 スポーツ活動の推進
第4節 社会教育の充実	第9節 大学との連携
第5節 歴史の継承と創造	第10節 交流の促進
第3章 美しい環境につつまれた安全なまち<環境・安全>	
第1節 環境の保全	第5節 消防・救急体制の充実
第2節 廃棄物対策の推進	第6節 交通安全の推進
第3節 水と緑の空間の充実	第7節 防災対策の推進
第4節 防災体制の充実	第8節 消費生活の安定
第4章 活気ある産業のまち<産業・労働>	
第1節 農業の振興	第4節 企業経営・新産業の創出
第2節 工業の振興	第5節 観光の振興
第3節 商業の振興	第6節 労働環境の整備
第5章 住適な生活環境のまち<生活・都市基盤>	
第1節 市街地整備の推進	第5節 水道の整備
第2節 居住環境の充実	第6節 下水道の整備
第3節 道路の整備	第7節 都市景観の形成
第4節 交通の充実	第8節 情報化の推進
第6章 計画の両翼に向けて<行政運営・地域>	
第1節 市民参加・協働の推進	第4節 行政運営宮・行革の推進
第2節 平和と人権尊重社会の推進	第5節 広域連携の推進
第3節 男女共同参画の推進	第6節 情報公開・広聴広聴の充実

基本計画において、市民が安心、快適にスポーツ・レクリエーション活動が実施できるようにするため、スポーツ施設及び運動広場の整備を進めるとされている。

基本計画

第2章 人と文化を育むまち

第8節 スポーツ活動の推進

基本的方向

■多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を図ります。

施策

スポーツ施設の整備と運営

●市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。

●運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。

自転車の利用環境を整備のうえ、利用を促進することにより、市民のレクリエーションや健康増進、余暇の活用、広域交流の場とすることを目指すとされている。

基本計画

第5章 快適な生活環境のまち

第4節 交通の充実

基本的方向

■自転車の利用環境を整備し、利用を促進することにより、地域の活性化や観光振興に努めます。

施策

サイクリング・ネットワークの形成

●市民のレクリエーションや健康増進、余暇の活用、広域交流の場として、広域自転車専用道路の整備促進やサイクリングルートネットワーク化を進めます。

イ 住生活基本計画

「施策の展開」において、子育て世帯を始めとした定住を促進するとともに、市外からの移住についても促進するとされている。

2. 施策の展開

【方向性2】 子育て世帯等が住み続けられる住まいづくり

少子化の進行に対し、子育て世帯などの若い世代が安心して、住み続けられる住まいづくりが必要となっています。また、今後の人口減少に対し、市外の子育て世帯等が北広島市に住みたいと思える環境づくりや定住の促進が重要となっています。

そのため、子育て世帯等をはじめとした定住を促進するための支援、子育て世帯が安心して暮らせる住まいや居住環境の形成を図ります。

【方向性3】 誰もが安心して暮らせる住まいづくり

人口減少、少子化・高齢化の進行に対し、市民、今後の市外からの定住の促進も視野に入れ、子育て世帯から高齢者世帯まで、誰もが安心して住み続けられる住まいづくりが必要です。

そのため、一定の利便性の整った暮らしやすい環境づくり、地域の特性を生かした住環境形成、世帯の特性に応じて適切な住まいを選択できる環境、地域コミュニティの形成などを進めます。

課題1 高齢になっても住み続けられる居住環境の形成

課題2 若い世代が住みたくなる、住み続けられる住まい、住環境の形成

基本目標1 誰もが安心して住み続けられるまち

少子化、高齢化の進行をふまえ、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる居住環境、子どもを安心して育てられる居住環境など、安心して長く住み続けられる居住環境を目指します。また、長く住み続けられる居住環境の形成に加え、住宅に関する情報提供などを充実し、市外からの移住・定住の促進を図ります。

ウ 都市計画マスタープラン（改訂版）

「都市交通体系の基本方針」において、自動車に頼らず、誰もが安全、快適に移動できる市街地作りを推進するため、歩行者・自転車道路のネットワークを形成するとされている。

第3章 都市づくりの分野別基本方針

2. 都市交通体系の基本方針

2-3. 都市交通体系の基本方針

(3) 歩行者・自転車道路の整備

○子どもから高齢者、障がい者などだれもが安全、快適に移動し、自動車に頼らない生活ができる市街地づくりを進めるため、歩行者空間や自転車道路を確保し、日常生活やレクリエーションを楽しくする歩行者・自転車道路のネットワークを形成します。

②自転車道路

●市内の各地区間の連携を強化するとともに、自然景観の優れたところやレクリエーション施設等を歩行者・自転車道路で結ぶサイクリング・ネットワークを形成します。また、通勤、通学、買い物など日常の移動やレクリエーションとして自転車が安全、便利に利用しやすい環境整備を進めます。

都市交通体系方針図



「地区づくりの基本方針」にて、本調査対象エリアが属する東部地区においては、自然、文化、スポーツ等を通じて、市内外の多世代の人々の交流が活発に行われることが必要とされている。そのために、きたひろしま総合運動公園や道道札幌恵庭自転車道線の整備を推進、エルフィンロード沿道への休憩施設等の配置、既存施設の機能の充実等を図ることが目標とされている。

第4章 地区づくりの基本方針

2. 東部地区

2-1. 東部地区の特性（現況と課題）

■市民が交流する広域交流拠点の整備

J R千歳線や道道江別恵庭線が整備され、市役所などの公共施設、商業施設や業務施設、高校や大学、芸術文化ホールなどの文教施設、さらには北広島レクリエーションの森やきたひろしま総合運動公園計画地などが集積し、多世代の住民が集まる地区となっています。今後も、市外と市内の住民の多様な交流が活発に行われるよう機能の充実が必要となっています。

2-2. 地区づくりの目標

(2) 地区づくりの目標

■市内外の住民がさまざまに交流する広域交流拠点を形成します

市内や市外の住民同士が自然や文化、スポーツ、レクリエーションなどのさまざまな活動を通して、活発に交流するため、きたひろしま総合運動公園などの施設整備の推進や既存施設の機能の充実を図り、広域交流拠点の形成を図ります。

2-3. 地区づくりの基本方針

(2) 都市交通体系の基本方針

③歩行者・自転車道路

●近隣市町を連絡する広域的なサイクリング・ネットワークを形成するため、道道札幌恵庭自転車道線などの整備を促進するとともに、沿道に休憩施設等を配置します。

(3) 緑・水環境の基本方針

●本市におけるスポーツやレクリエーション空間を創出するため、豊かな自然環境を生かし、市民ニーズや機能面などに配慮しながら、きたひろしま総合運動公園の整備を進めます。

東部地区のうち、北広島駅周辺及び中央地区においては、北広島市発祥の経緯等を踏まえ、地区住民間のコミュニティを強化する地区づくりを進める必要があるとされている。その具体的方法として、商業施設及び公共施設の集積や、歩行者空間の整備が挙げられている。

第4章 地区づくりの基本方針

2. 東部地区

2-1. 東部地区の特性（現況と課題）

■地区住民のコミュニティの強化

東部地区は、明治17年（1884年）の広島県人の集団入植によって開拓が始まった本市発祥の地であり、昭和初期には現在の道道江別恵庭線の沿道に集落が形成されました。古くから自然発生的に形成された住宅地と比較的新しく民間の宅地開発により整備された住宅地が混在していることから、地区住民間のコミュニティを強化するための地区づくりを進める必要があります。

2-2. 地区づくりの目標

（2）地区づくりの目標

■にぎわいとゆるおいの感じられる地区住民の交流の中心地を形成します

大小さまざまな規模の店舗が集積している中央地区の商業・業務機能を強化し、にぎわいを高めるとともに、木や花による緑化、建物のリニューアルなどによりゆるおいを高め、多くの人が集まる地区住民の交流の中心地の形成を図ります。

2-3. 地区づくりの基本方針

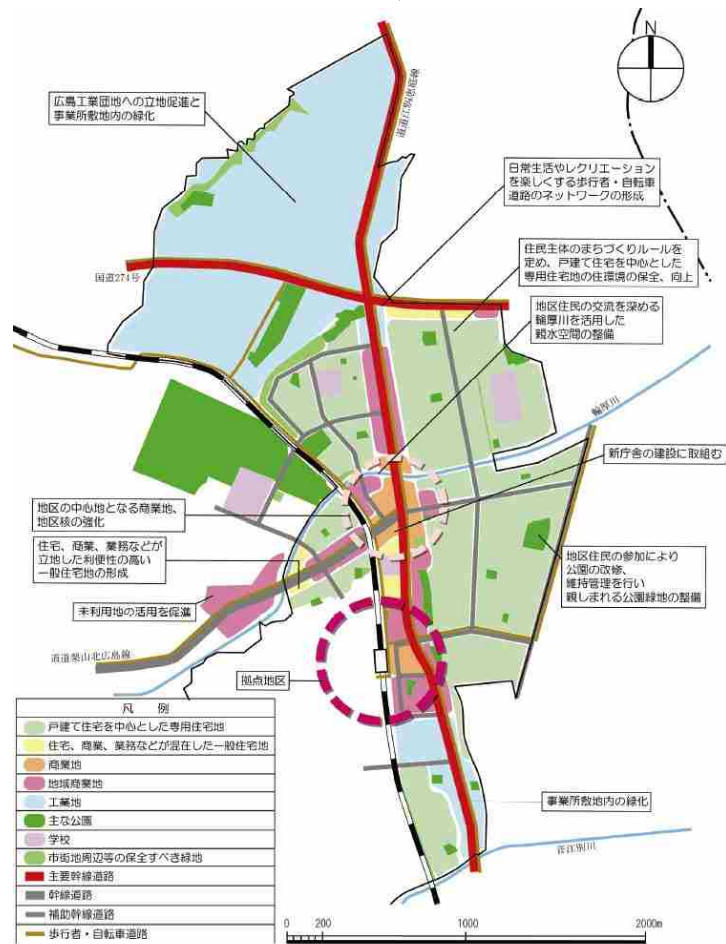
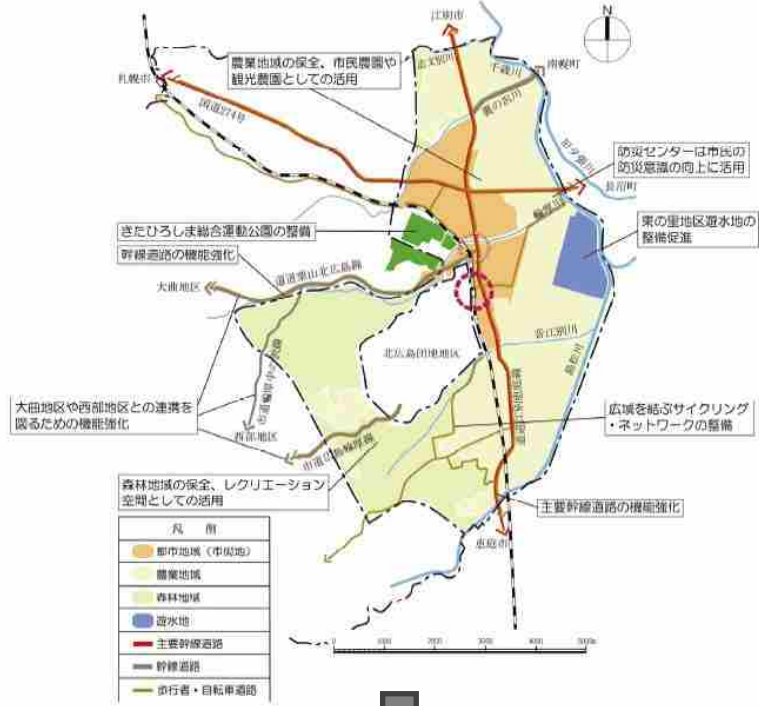
（2）都市交通体系の基本方針

②商業・業務地

●JR北広島駅周辺は、商業施設や公共施設の立地、集積を図るとともに、安全で快適に歩ける歩行者空間を整備し、人が集まる快適な商業・業務地の形成を図ります。

●中央地区は、商業環境の整備を図りながら、高齢社会に対応し、住宅の身近なところで日常生活に必要なものを入手できるように、人や情報が集まり、にぎやかさが感じられる地区の中心となる商業地の形成を図ります。

東部地区方策図



エ 観光基本計画

「北広島市の観光振興における潜在力」において、エルフィンロードが市の重要な観光資源であるとされている。大曲地区にあるアウトレットモール等と、エルフィンロードを連携させることで、都市型観光資源になりうると指摘されている。

第1章 計画策定の趣旨

第3節 北広島市の観光の現状と課題

1 北広島市の観光の現状

(2) 北広島市の観光振興における潜在力

④多様な集客資源

本市にはゴルフ場が8か所あり、年間38万人の方々に利用いただき、また、エルフィンロードでは、市内外からサイクリングはもとより、ウォーキングやランニングを楽しむために、多くの方で賑わっています。さらに、近年は、大曲地区に大型商業施設が次々に建設され、年間1,000万人を超える方が訪れています。

このような集客資源は、本市の強みであり、それぞれの観光資源を結ぶことで、周遊につなげる都市型観光としての貴重な資源となりえます。

⑥集客イベント・行事

本市では、四季を通じて多彩なイベント・行事が開催されています。なかでも毎年開催される「ふるさと祭り」は多くの人で賑わっています。

また、国内のトッププレーヤーが出場するゴルフトーナメントやエルフィンロードを活用したマラソン大会等には市内外から多くの人々が訪れています。

このようなイベント・行事は本市の知名度を高めるだけでなく、まちの魅力と結びつけていくことにより、更なる観光振興につなげていく大きな牽引力となることが期待されます。

2 北広島市の観光振興の課題

(2) 多彩に楽しむプログラムづくり

本市は大きくわけて5つの地区（東部地区・団地地区・大曲地区・西の里地区・西部地区）に分けられ、それぞれに特色ある多くの魅力や集客資源が存在します。

また、大型商業施設や、エルフィンロード、レクリエーションの森や国指定史跡「旧島松駅通所」等、豊かな自然や歴史・文化等の魅力的な資源があります。この様な資源を活用し、ソフト（人や活動）とハード（集客施設や公共施設）を複合的に組み合わせた都市型の観光プログラムづくりに取組、多彩な楽しみ方が提供できる「まち巡り観光」の企画立案を行う必要があります。

エルフィンロード等を活用したスポーツイベントを盛り上げ、まちの魅力と結びつけることで、観光振興の大きな牽引力となることも期待されている。

第1章 計画策定の趣旨

第3節 北広島市の観光の現状と課題

1 北広島市の観光の現状

(2) 北広島市の観光振興における潜在力

⑥集客イベント・行事

本市では、四季を通じて多彩なイベント・行事が開催されています。なかでも毎年開催される「ふるさと祭り」は多くの人で賑わっています。

また、国内のトッププレイヤーが出場するゴルフトーナメントやエルフィンロードを活用したマラソン大会等には市内外から多くの人を訪れています。

このようなイベント・行事は本市の知名度を高めるだけでなく、まちの魅力と結びつけていくことにより、更なる観光振興につなげていく大きな牽引力となることが期待されます。

2 北広島市の観光振興の課題

(2) 多彩に楽しむプログラムづくり

本市は大きくわけて5つの地区（東部地区・団地地区・大曲地区・西の里地区・西部地区）に分けられ、それぞれに特色ある多くの魅力や集客資源が存在します。

また、大型商業施設や、エルフィンロード、レクリエーションの森や国指定史跡「旧島松駅通所」等、豊かな自然や歴史・文化等の魅力的な資源があります。このような資源を活用し、ソフト（人や活動）とハード（集客施設や公共施設）を複合的に組み合わせた都市型の観光プログラムづくりに取組、多彩な楽しみ方が提供できる「まち巡り観光」の企画立案を行う必要があります。

エルフィンロードやレクリエーションの森などの観光資源を活用し、ソフトとハードを複合的に組み合わせた都市型観光プログラム作りに取り組むことが必要とされている。

第1章 計画策定の趣旨

第3節 北広島市の観光の現状と課題

2 北広島市の観光振興の課題

(2) 多彩に楽しむプログラムづくり

本市は大きくわけて5つの地区（東部地区・団地地区・大曲地区・西の里地区・西部地区）に分けられ、それぞれに特色ある多くの魅力や集客資源が存在します。

また、大型商業施設や、エルフィンロード、レクリエーションの森や国指定史跡「旧島松駅通所」等、豊かな自然や歴史・文化等の魅力的な資源があります。この様な資源を活用し、ソフト（人や活動）とハード（集客施設や公共施設）を複合的に組み合わせた都市型の観光プログラムづくりに取組、多彩な楽しみ方が提供できる「まち巡り観光」の企画立案を行う必要があります。

基本施策として、スポーツイベントによる参加者を通じて北広島市の知名度アップ及び魅力の発信を図るとされている。

第3章 基本方針と基本施策

第3節 基本施策

2 観光資源の保全と有効活用

2-3 観光資源となりうる各種取組との連携

事業名：スポーツ交流やイベントとの連携

概要：本市を開催地としたスポーツイベントやコンベンション等と連携し、参加者を通して本市の知名度アップ、魅力の発信に努めます。

オ 緑の基本計画（改訂版）

施策として、市民の交流を促すレクリエーションの拠点の充実のため、運動公園の整備と、歩行者・自転車道路の整備を実施するとされている。また同時に「学習の森」と「水辺の広場」の活用とともに、ネットワーク機能の強化を図るとされている。

5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-3 市民がいきいきと交流し、憩える緑をつくるための施策（レクリエーション系統）

(1) 市民の交流を促すレクリエーション拠点の充実

市民の交流を促すレクリエーションの拠点(北広島レクリエーションの森、緑葉公園、総合体育館、民間ホテル周辺のスキー場やゴルフ場)の充実を図るため、総合運動公園の整備と、各地区とレクリエーション拠点をつなぐ歩行者・自転車道路などを整備します。

また、道央圏の広域的なサイクルネットワークについて整備を検討します。

<施策>

●総合運動公園の整備推進

総合運動公園の整備を推進します。

●広域自転車道と関連施設の整備

野幌原始林など周辺の自然環境に配慮しながら道道札幌恵庭自転車道線を延伸し、平成16年度に「学習の森」、平成17年度に「水辺の広場」の整備をしました。今後も、市民の休憩・休息の場として活用を図ります。

●拠点と各地区のネットワーク強化の検討

拠点と各地区をつなぐ歩行者・自転車道路については、既存道の活用や拡幅整備などにより、ネットワーク強化を検討します。

(3) だれもが利用しやすい施設の更新・充実

少子高齢化にともない、安心して過ごせる都市づくりを進めるため、だれもが利用しやすい施設整備に努めます。

また、市民の多様なレクリエーションのニーズに応えるため、各種レクリエーション施設の充実を図ります。

<施策>

●多様なレクリエーション施設の充実

キャンプ場やパークゴルフ場、市民農園や観光農園など多様なレクリエーション施設については、新設や既存施設の更新により充実に努めます。

カ 地域防災計画（地震災害対策編）

防災予防計画として、一時避難地としての都市公園の整備や、公共施設の耐震・不燃化など、防災に配慮した都市計画や土地利用を誘導する必要があるとされている。また、災害応急対策活動拠点として、ヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保する必要もあるとされている。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 地震に強い都市構造の形成

1 市、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第9 災害応急対策等への備え

市、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

キ 教育基本計画

施策として、市民が安心・快適にスポーツ・レクリエーション活動を実施できるようにするため、スポーツ施設の計画的な整備を実施するとされている。

第3章 大志をいだき学ぶまち

政策8 健康づくりとスポーツ活動の推進

基本的方向

施策23 スポーツ施設の整備と運営

- 市民が安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション環境を整えるため、スポーツ施設の計画的な整備と改修を進めます。
- 日常的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、学校開放事業をはじめとしたスポーツ環境の向上を図ります。
- 運動広場の整備を進め、市民が快適にスポーツ・レクリエーション活動を行える場づくりを図ります。

ク ほっかいどう未来創造プラン

政策展開の基本方向において、身近で気軽にスポーツが楽しめる機会を充実するとされている。

第3章 政策展開の基本方向

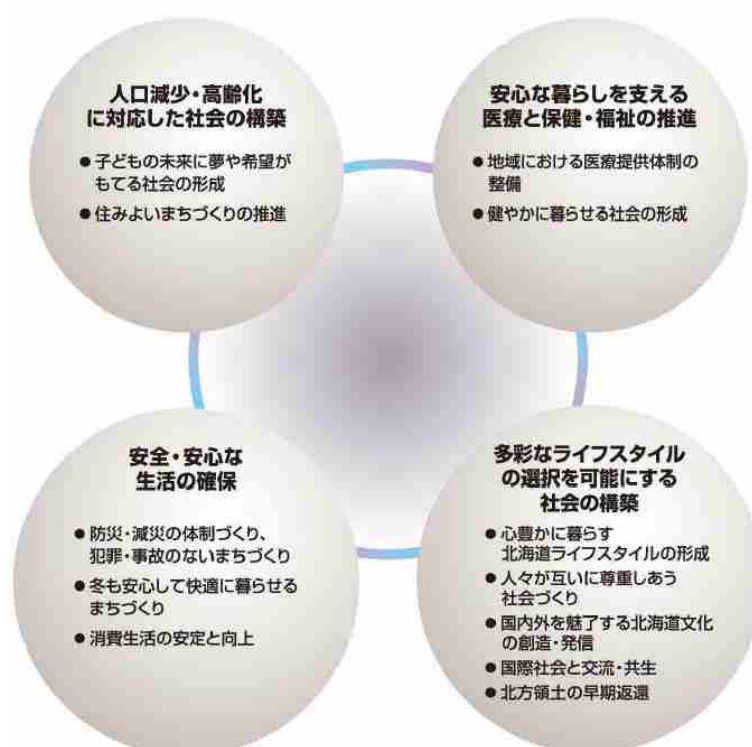
2 安心で心豊かな北海道ライフスタイル

多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の構築

心豊かに暮らす北海道ライフスタイルの形成

スポーツ活動の推進

- 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的に暮らすことができるよう、身近なところで気軽にスポーツを楽しめる機会を充実します。



地域づくりの基本方向において、北広島市は、札幌市を中心とした「道央中核都市郡」と位置づけられており、国際競争をリードするなど、北海道全体を牽引する役割が期待されている。

第4章 地域づくりの基本方向

2 計画推進上のエリア設定

計画推進上のエリア設定

(中核都市群)

○中核都市と相互に結びつきが強く、一体的に都市機能を発揮する都市を「中核都市群」とし、道央については、札幌市を中心に結びつきが強い小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市及び白老町を一体的な都市群として「道央中核都市群」と位置づけるとともに、網走市についても、同様に北見市と一体的な中核都市群と位置づけます。

6つの連携地域

○エリアは、「道南連携地域」「道北連携地域」「オホーツク連携地域」「十勝連携地域」「釧路・根室連携地域」として設定し、道央については、本道を代表する工業集積地帯や国内はもとより、国際的にも知名度の高い観光地、軽種馬産地、さらに産炭地域を抱え稲作を主体とする地域などが、道央中核都市群を中心に複合的につながっており、本道が一丸となって取り組む地域間競争や国際競争をリードするなど、北海道全体をけん引する地域としての役割を担っていく必要があることから、特に「道央広域連携地域」とします。

なお、道北連携地域については、南北に長く、他の連携地域に比べ中核都市との距離が大きいことから、周辺の農山漁村等への都市サービスの水準の確保などについて配慮する必要があります。

○エリア相互の連携により、国内外に対して産業の競争力を高め、地域の個性が調和した多面的な魅力を発揮して、本道全体が活性化することをめざします。

ケ 北海道区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

主要な緑地の配置方針において、概ね10年以内に北広島市に総合運動公園を整備するとされている。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 主要な緑地の配置の方針

②レクリエーション系統の配置方針

住民の身近なレクリエーションの場を提供するため地域社会の段階構成に応じて街区公園、近隣公園及び地区公園を適正に配置する。

総合公園としては、札幌市に中島公園の他14公園、江別市に東野幌総合公園、北広島市、石狩市にそれぞれ1公園を配置する。また、運動公園としては、札幌市に屯田西公園の他5公園、江別市に飛鳥山公園、石狩市に青葉公園、北広島市にきたひろしま総合運動公園を配置する。

特殊公園は、すぐれた自然資源や史跡を有する適地等環境の特性に配慮して配置する。

広域公園として、札幌市に滝野すずらん丘陵公園、真駒内公園、江別市に野幌総合運動公園を配置する。

石狩川、豊平川をはじめとする河川敷地内にレクリエーションの場を配置する。

③防災系統の配置方針

がけ崩れ、地すべりなどを未然に防止するため、市街地に接する南西部の山岳地帯の急傾斜地及び月寒台地南部などの流出しやすい地質上の樹林地の保全を図る。また、市街地内の急崖地上の樹林地の保全を図る。

災害時に安全な避難の場を確保するため避難場所として活用しうる公園の配置を図るとともに、迅速な避難行動をとりうるよう避難路として活用できる河川緑地及び緑道の配置を図る。

石狩湾新港地域、工業団地及び高速道路の周辺には緩衝帯としての緑地の配置を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

①おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

総合公園としては、札幌市の厚別山本公園、江別市の東野幌総合公園を、運動公園としては、北広島市のきたひろしま総合運動公園を、地区公園としては、札幌市の東雁来公園の整備を図る。

特殊公園としては、北広島市の歴史公園の整備を図る。

その他、札幌市の創成川公園、豊平川緑地、茨戸川緑地、山口緑地、東部緑地及び丘珠空港緑地の整備を図る。"

コ 北海道スポーツ推進計画

スポーツ施設の有効活用における今後の方向性として、指定管理者制度の導入など、民間の知見を活用した効果的な管理運営を行うとともに、総合的なスポーツ活動の拠点として整備されている施設については、各主体が連携を図るとされている。

第4章 道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実

3 スポーツ施設の有効活用

【今後の方向】

- 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実に努めます。
- 地域住民が多様な活動に使用できるよう、学校体育施設の開放など公共施設の有効活用を促進します。
- 指定管理者制度やファシリティマネジメントの導入など、民間の知見を活用した効果的な管理運営に努めます。
- 広域的な地域を対象に総合的なスポーツ活動の拠点として整備されている施設については、その地域性や施設の特性を生かし、有効活用されるよう、各主体が連携を図ります。

サ 北海道観光のくにつくり行動計画

観光振興にむけた行動指針において、スポーツ、健康などをテーマとした多様なツーリズムの推進により、地域の魅力を伝えることが需要とされている。

IV 観光振興に向けた行動指針

3 地域の魅力を戦略的に発信する

【主な行動】

(多様な旅行メニューの提供)

- 国内外のコンベンションや教育旅行といったターゲットを定めた誘致活動のほか、グリーン・ツーリズムやスポーツ、健康、歴史・文化などをテーマとした多様なツーリズムの推進により、さまざまな国、世代、多くの方々に地域の魅力を伝えていきたいと思います。

3) 課題・方針の整理

	計画名	課題・方針
北 広 島 市	北広島市総合 計画第5次	<ul style="list-style-type: none"> 市民が安心、快適にスポーツ・レクリエーション活動が実施できるようにするため、<u>スポーツ施設及び運動広場</u>の整備を進めるとされている。 自転車の利用環境を整備のうえ、利用を促進することにより、市民の<u>レクリエーション</u>や<u>健康増進</u>、<u>余暇の活用</u>、<u>広域交流の場</u>とすることを目指すとされている。
	北広島市住生活基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯を始めとした定住を促進するとともに、市外からの移住についても促進するとされている。
	北広島市都市計画マスタープラン（改訂版）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車に頼らず、誰もが安全、快適に移動できる市街地作りを推進するため、<u>歩行者・自転車道路のネットワーク</u>を形成するとされている。 多世代が利用できるレクリエーション空間の創出が必要とされている。また、レクリエーション空間創出のため、<u>きたひろしま総合運動公園の整備</u>を推進することが明記されている。一方で、整備に際しては、自然との調和が必要とされている。 本調査対象エリアが属する東部地区においては、自然、文化、スポーツ等を通じて、<u>市内外の多世代の人々の交流</u>が活発に行われることが必要とされている。そのために、きたひろしま総合運動公園や道道札幌恵庭自転車道線の整備を推進、<u>エルフィンロード沿道への休憩施設等の配置</u>、<u>既存施設の機能の充実等</u>を図ることが目標とされている。 東部地区のうち、北広島駅周辺及び中央地区においては、北広島市発祥の経緯等を踏まえ、地区住民間のコミュニティを強化する地区づくりを進める必要があるとされている。その具体的方法として、<u>商業施設及び公共施設の集積</u>や、<u>歩行者空間の整備</u>が挙げられている。
	北広島市観光基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <u>エルフィンロード</u>が市の重要な観光資源であるとされている。大曲地区にあるアウトレットモール等と、エルフィンロードを連携させることで、<u>都市型観光資源</u>になりうると指摘されている。 エルフィンロード等を活用した<u>スポーツイベント</u>を盛り上げ、まちの魅力と結びつけることで、<u>観光振興の大きな牽引力</u>となることが期待されている。 エルフィンロードやレクリエーションの森などの観光資源を活用

		<p>し、ソフトとハードを複合的に組み合わせた<u>都市型観光プログラム作り</u>に取り組むことが必要とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>スポーツイベントによる参加者を通じて北広島市の知名度アップ及び魅力の発信を図るとされている。</u>
	北広島市緑の基本計画（改訂版）	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の交流を促すレクリエーションの拠点の充実のため、運動公園の整備と、歩行者・自転車道路の整備を実施するとされている。また同時に「<u>学習の森</u>」と「<u>水辺の広場</u>」の活用とともに、ネットワーク機能の強化を図るとされている。
	北広島市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> • 一時避難地としての都市公園の整備や、公共施設の耐震・不燃化など、防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導する必要があるとされている。また、災害応急対策活動拠点として、ヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保する必要もあるとされている。
	北広島市教育基本計画	<ul style="list-style-type: none"> • 市民が安心・快適にスポーツ・レクリエーション活動を実施できるようにするため、スポーツ施設の計画的な整備を実施するとされている。
北海道	ほっかいどう未来創造プラン	<ul style="list-style-type: none"> • 身近で気軽にスポーツが楽しめる機会を充実するとされている。 • 北広島市は、札幌市を中心とした「道央中核都市郡」と位置づけられており、国際競争をリードするなど、北海道全体を牽引する役割が期待されている。
	北海道区域マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> • 北広島市にて概ね10年以内に総合運動公園を整備するとされている。
	北海道スポーツ推進計画	<ul style="list-style-type: none"> • 指定管理者制度の導入など、<u>民間の知見を活用した効果的な管理運営</u>を行うとともに、総合的なスポーツ活動の拠点として整備されている施設については、各主体が連携を図るとされている。
	北海道観光のくにつくり行動計画	<ul style="list-style-type: none"> • 観光振興にむけた行動指針において、<u>スポーツ、健康などをテーマとした多様なツーリズムの推進</u>により、地域の魅力を伝えることが需要とされている。

4) まとめ

札幌市や新千歳空港からの良好なアクセスであることを背景に、総合計画等において、定住・移住の促進のみならず、にぎわい・魅力づくりも目標とされている。

市のみならず北海道の計画においても、きたひろしま総合運動公園整備の必要性が指摘されており、その整備の重要性が認められる。また、これに隣接するレクリエーションの森、エルフィンロードや周辺施設が連携することにより、市内外の人々が集う、スポーツ・レクリエーションによる広域的な拠点となることが期待されている。加えて、これらの施設を活用したイベント等により、スポーツツーリズム等、都市型観光のモデルとなり、ひいては、北広島市のシティプロモーションを牽引する存在となることが期待されている。

2. 周辺環境の整理

(1) 周辺自治体のスポーツ等施設の把握

北広島市の周辺自治体に設置されている総合的な運動機能を有する公園を以下のとおり把握のうえ、整理した。



(出所：地図データ©Google ZENRIN)

1) 総合運動公園等

ア 道立野幌総合運動公園

野幌森林公園に隣接する大規模なスポーツレクリエーションの拠点。平成元年に開催された「はまなす国体」のメイン会場として計画された運動公園で、「はまなす国体」を始め、全国規模の各種競技大会が開催されている。



(出所：ぐるたびHP)

■設置者／管理者

設置者：北海道

管理者：一般財団法人北海道体育文化協会（指定管理者）

■所在地

北海道江別市西野幌 481 番地

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約 10km
- ・公共交通：新札幌駅から JR 北海道バス「野幌運動公園」下車（乗車時間約 30 分）
- ・タクシー：JR 野幌駅から約 10 分

■敷地面積

64.1ha

■供用年月

昭和 62 年 5 月 総合体育館プール棟及びテニスコート 18 面供用開始

平成 6 年 全面供用開始

■主要施設

施設	規模	利用期間	利用料金（単位：円）			
			入場料	利用料	回数券	定期券
硬式野球場	両翼 98m・中堅 122m、 7,000 人収容	4 月下旬から 10 月上旬まで	入場料なし	一般	1 時間につき 半日につき 1 日につき	5,450 17,600 29,900
				学生	1 時間につき 半日につき 1 日につき	2,850 9,550 14,950
			入場料あり	半日につき	入場料の最高額×60（その額が 17,600 円未満は 17,600 円）	
				1 日につき	入場料の最高額×100（その額が 29,900 円未満は 29,900 円）	
軟式野球場	両翼 94m・中堅 120m、 3,000 人収容	4 月下旬から 10 月上旬まで	天然芝：1 時間につき 1,900 円			
総合体育館	メインアリーナ：競技コート 50m×34m 天井高 12.7m～15.3m、600 人収容 サブアリーナ：競技コート 37m×21m、天井高 8.5m～10.2m	通年	個人	一般	2 時間まで 超過 1 時間につき 回数券（6 回）	320 170 1,600
				高校生	2 時間まで 超過 1 時間につき 回数券（6 回）	160 90 800
				中学生以下	無料	無料
			全部 メイン	一般	1 時間につき	5,550
				高校生	1 時間につき	2,950
				中学生以下	1 時間につき	1,600
全部 サブ	一般	1 時間につき	2,120			
	高校生	1 時間につき	1,020			
	中学生以下	1 時間につき	590			
テニスコート	全天候型オムニコート （砂入り人工芝）18 面、 1,300 名収容（ベンチ スタンド）800 名収容 （芝スタンド）	4 月中旬から 11 月中旬まで	人工芝：1 面 1 時間につき 1,250、平日高校生以下 （大会を除く）630			
プール	50m×22m、8 コース、 水深 1.3m～1.65m、天 井高 11m～18m、 水量 1,700 t 飛込みプール：22m× 22m、水深 5m、 水量 2,100 t、約 1,000 人収容	3 月下旬から 1 月上旬まで	個人	一般	2 時間まで 超過 1 時間につき 回数券（6 回） 定期券（1 ヶ月）	620 330 3,000 6,200
				高校生	2 時間まで 超過 1 時間につき 回数券（6 回） 定期券（1 ヶ月）	300 160 1,500 3,100
				中学生以下	無料	無料
			全部	一般	1 時間につき	37,300
				高校生	1 時間につき	18,800
				中学生以下	1 時間につき	9,200
コース 利用	一般	1 コース 1 時間	5,580			
	高校生	1 コース時間	2,800			
	中学生以下	1 コース時間	1,480			
ラグビー場	芝生フィールド 144m× 69m、 A 面 B 面 計 2 面（ホ ッケー場としても使 用）	5 月下旬から 10 月下旬まで	天然芝 1 時間につき：2,150			
ホッケー場 サッカー場	110m×73m で 1,000 人 収容	4 月中旬から 11 月中旬まで	人工芝：1 時間につき 2,300			

施設	規模	利用期間	利用料金（単位：円）			
ホッケー場 サッカー場	144m×69mで1,200人収容	6月下旬から 10月下旬まで	天然芝：1時間につき 2,150			
陸上競技場	400m×8コース、インフィールド：106m×70m、7,500人収容	5月上旬から 11月下旬	個人	一般	1人1回につき 回数券（6回）	320 1,200
				高校生	1人1回につき 回数券（6回）	160 800
				中学生以下	無料	無料
			全部	共通	1時間につき	3,100
合宿所	洋室16室、和室4室、 合計100名 宿泊可能	通年	一般 1人1泊につき：3,100 高校生以下 1人1泊につき：2,600			



（出所：一般財団法人 北海道体育文化協会HP）

■年間収支

(単位：千円、人)

		H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 決算		
受益者	利用料金	48,362	41,874	49,259	47,207		
	その他	8,088	5,919	8,419	5,734		
道負担	負担金	100,640	76,183	100,640	100,640		
	修繕費	131,638	131,638	78,036	62,837		
管理運営 経費	人件費	33,442	33,293	30,615	33,684		
	維持管理費	光熱水費	22,447	20,065	25,824	22,778	
		修繕費	7,582	6,216	9,564	7,787	
		事業費	4,058	3,062	5,272	5,734	
	収益事業	収益事業	330	239	174	247	
		普及事業	3,728	2,823	5,098	5,487	
	その他	72,647	54,988	101,036	83,599	※その他管理運営に係る経費	
	職員 体制	常勤	6	6	6	6	
非常勤・臨時職員		11	11	11	10	延べ人数	

■資産の状況

(単位：千円)

資産の種別	建築費・取得費	残存価格	適用（内訳等）
土地	1,679,748		
建物	4,490,380	2,226,623	総合体育館
	608,135	237,977	硬式野球場
その他	44,302	5,860	南駐車場

■主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額（千円）	備考
H22年度	指定管理者	東駐車場ライン引き修繕 等	7,582	
	道	フィールドホッケー場人口芝更新 等	131,638	道が発注
H23年度	指定管理者	プール濾過機制御盤修理 等	6,216	
	道	総合体育館入口自動ドア 等	131,638	道が発注
H24年度	指定管理者	競泳自動審判計時装置修理 等	9,564	
	道	硬式野球場スコアボード更新	78,036	道が発注
H25年度	指定管理者	プール配管交換修理 等	7,787	
	道	中央第二駐車場配備 等	62,837	道が発注

■利用者実績

施設		単位	H22年度 (実績)	H23年度 (実績)	H24年度 (実績)
多目的広場等無料施設		人	44,166	54,282	53,549
総合 体育 館	プール	人	25,717	16,043	25,120
		〈うち減免(人)〉	4,496	2,145	4,294
		〈うち無料(人)〉	4,578	2,152	843
	メインアリーナ	人	34,852	22,568	36,689
		〈うち減免(人)〉	579	525	880
		〈うち無料(人)〉	0	0	0
サブアリーナ	人	14,678	9,566	9,507	
	〈うち減免(人)〉	316	137	135	
	〈うち無料(人)〉	194	47	1	
屋外 運動 施設	テニスコート	人	29,428	37,389	35,674
		〈うち減免(人)〉	1,207	0	247
		〈うち無料(人)〉	0	0	0
	ホッケー・サッカー場	人	12,612	10,154	11,987
		〈うち減免(人)〉	0	0	0
		〈うち無料(人)〉	0	0	0
	ラグビー場	人	12,106	12,865	9,961
		〈うち減免(人)〉	0	0	0
		〈うち無料(人)〉	0	0	0
	硬式野球場	人	20,941	21,667	23,752
〈うち減免(人)〉		0	0	0	
〈うち無料(人)〉		0	0	0	
軟式野球場	人	16,063	16,250	15,260	
	〈うち減免(人)〉	0	0	0	
	〈うち無料(人)〉	0	0	0	
陸上競技場	人	22,505	24,072	20,110	
	〈うち減免(人)〉	1,059	16	152	
	〈うち無料(人)〉	4,749	3,407	2,321	
合宿所	人	4,264	3,202	3,382	
	〈うち減免(人)〉	419	183	280	
	〈うち無料(人)〉	0	0	0	

■主要施設

施設	規模	利用可能期間	利用料金（単位：円）					
					入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合		
円山球場	両翼 98m、センター117m、25,000 人収容	4月29日から10月15日まで	職業	1日につき	51,500	入場料総額の1割2分相当額		
				半日につき	31,100	入場料総額の8分相当額		
				1時間につき	7,700			
			一般	1日につき	25,800	最高入場料の190人分		
				半日につき	15,000	最高入場料の120人分		
				1時間につき	3,900			
			学生	1日につき	12,900	最高入場料の120人分		
				半日につき	7,400	最高入場料の60人分		
				1時間につき	1,900			
円山競技場	主競技場：トラック：400m×8コース、フィールド：100m×64.5m、12,000人収容 スケート場：1周200m 補助競技場：シンダー走路1周250m	4月29日から10月15日まで	個人使用 当日券	一般	1回につき	260		
				高校生		130		
				高齢者(65歳以上)		80		
			主競技場：個人利用1回につき	回数券	一般	11枚綴り	2,600	
					高校生		1,300	
				高齢者(65歳以上)		800		
専用使用	1日につき	25,800	最高入場料の190人分					
	半日につき	15,000	最高入場料の120人分					
円山庭球場	クレイコート：12面、約1,350人収容	4月29日から10月15日まで	1面1時間につき：390					



(出所：一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団HP)

■年間収支

この施設単体での収支は非公表

■利用者実績

区分	H26 実績				H25 実績				前年比
	個人	専用		合計	個人	専用		合計	合計値 の比
	人数	件	人数	人数	人数	件	人数	人数	
円山総合運動場	24,162	1,785	304,098	328,260	26,237	1,761	297,372	323,609	101%
（野球場）	0	140	152,430	152,430	0	144	151,934	151,934	100%
（陸上競技場）	17,171	732	87,239	104,410	16,438	713	80,206	96,644	108%
（庭球場）	0	771	58,297	58,297	0	747	57,598	57,598	101%
（補助競技場）	0	141	6,106	6,106	0	156	7,613	7,613	80%
（スケート場）	6,991	1	26	7,017	9,799	1	21	9,820	71%

ウ 青葉公園

千歳市民球場を始め、テニスコート、サッカー場、屋内スポーツセンターなど、多様なスポーツ施設が設置されている公園。

千歳市民球場は約 7000 人の観客の収容が可能であり、道内の主要アマチュア野球大会の会場となっている。平成 21 年には、プロ野球イースタンリーグの試合が開催されている。



出所：千歳市環境整備事業協同組合HP

■設置者／管理者

設置者：千歳市

管理者：公益財団法人千歳市体育協会（指定管理者）

■所在地

北海道千歳市真町 2 1 9 6 - 1 及び泉沢 8 6 8

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約 35km
- ・公共交通：JR 千歳駅から徒歩約 15 分

■敷地面積

102. 3ha

■供用年月

昭和 31 年 8 月

■主要施設

施設	利用期間	規模	利用料金（単位：円）									
			一般		高校生		中学生以下		65歳以上			
			市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外		
千歳市民球場	4月中旬から10月末まで	両翼95m、センター114m 1,580人収容 敷地面積2.1ha	1日	3,600	7,200	1,800	3,600	1,200	2,400	/		
			半日	1,800	3,600	900	1,800	600	1,200			
			1H	450	900	230	460	150	300			
青葉公園庭球場	4月中旬から10月末まで	オムニコート 硬式：7面（A～G） 軟式：5面（H～L）	1日	900	1,800	450	900	300	600	450		
			半日	450	900	230	460	150	300	230		
			1H	150	300	80	160	50	100	80		
青葉公園サッカー場	4月中旬から10月末まで	2面（A・B）98.00m×68.00m 敷地面積21,000㎡	1日	6,000	12,000	3,000	6,000	2,000	4,000	/		
			半日	3,000	6,000	1,500	3,000	1,000	2,000			
			1H	750	1,500	380	760	250	500			
青葉公園ラグビー場	4月中旬から10月末まで	コート天然芝144m×69.30m スクラム用人工芝8.2m×8.2m 敷地面積15,000㎡	1日	6,000	12,000	3,000	6,000	2,000	4,000	/		
			半日	3,000	6,000	1,500	3,000	1,000	2,000			
			1H	750	1,500	380	760	250	500			
青葉陸上競技場	4月中旬から10月末まで	400mトラック×8コース 直線80m 曲線37.898m スタンドは、442人収容 敷地面積21,000㎡	個人	300	600	150	300	無料	200	150		
			団体									
			1日	15,000	30,000	7,500	15,000	5,000	10,000	7,500		
			半日	7,500	15,000	3,800	7,600	2,500	5,000	3,750		
青葉公園多目的広場			1日	1,100	2,200	550	1,100	370	740	/		
			半日	550	1,100	280	560	180	360			
			1H	170	340	90	180	60	120			
青葉少年野球場	4月中旬から10月末まで	両翼70m、敷地面積6,870㎡	1日	2,400	4,800	1,200	2,400	800	1,600	/		
			半日	1,200	2,400	600	1,200	400	800			
			1H	300	600	150	300	100	200			
千歳市スポーツセンター	通年	アリーナ1,680㎡/42m×40m・第2体育館432㎡/16m×27m	午前	150	300	80	160	無料	100	80	300	
			午後	150	300	80	160	無料	100	80	300	
			夜間	150	300	80	160	無料	100	80	300	
		1ヶ月定期券			1,500		800		無料		800	
		トレーニング室	午前	450	900	230	460	150	300	230	900	
			午後	450	900	230	460	150	300	230	900	
			夜間	450	900	230	460	150	300	230	900	
1ヶ月定期券			4,500		2,300		1,500		2,300			
青葉水泳プール	6月下旬から9月上旬まで	25m×5コース	無料									



(出所：公益財団法人千歳市体育協会HP)

■年間収支

この施設単体での収支は非公表

■利用者実績

(単位：人)

施設	H25	H26
青葉陸上競技場	26,940	27,753
青葉球場	10,166	9,183
青葉庭球場	22,731	29,791
青葉公園サッカー場	5,413	1,980
スポーツセンター	23,260	113,807

(出所：千歳市 H26 年度施策評価表)

2) その他の主な運動施設

1) 以外で、周辺自治体における主要なスポーツ施設を、以下のとおり把握のうえ、整理した。

ア 札幌麻生球場

昭和 55 年に中島公園内に位置していた「中島球場」に代わる施設として、創成川水再生プラザ（下水処理場）の上屋を利用して開設された、硬式野球場。

観客の見やすさと選手の危険防止に配慮された野球場で、高校野球などの試合が数多く行われている。



(出所：札幌市HP)



(出所：一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団HP)

■設置者／管理者

設置者：札幌市

管理者：健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム

■所在地

札幌市北区麻生町 7 丁目

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約 30km
- ・公共交通：
JR「新琴似」下車徒歩 8 分
地下鉄南北線「麻生」下車 1 番出口徒歩 7 分

■敷地面積

35,662.41 m²

■ 供用年月

昭和 55 年 8 月

■ 主要施設

規模	利用可能期間	利用料金（単位：円）			
			入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	
麻生球場 両翼 92m、 センター111m、 12,000 人収容	5 月 1 日から 10 月下旬まで	一般	1 日につき	25,800	最高入場料の 190 人分
			半日につき	15,000	最高入場料の 120 人分
			1 時間につき	3,900	-
		学生	1 日につき	12,900	最高入場料の 120 人分
			半日につき	7,400	最高入場料の 60 人分
			1 時間につき	1,900	-

■ 年間収支

利用料収入 (税込み)	H24 年度	5,580 千円
	H25 年度	5,077 千円
	H26 年度	5,312 千円

(出所：札幌市観光文化局 スポーツ部事業概要 平成 27 年度版)

■ 利用者実績

区分 年度	試合数	利用者数	観客入場者数
H24 年度	320 試合	30,592 人	63,161 人
H25 年度	293 試合	23,949 人	64,435 人
H26 年度	295 試合	23,434 人	49,484 人

(出所：札幌市観光文化局 スポーツ部事業概要 平成 27 年度版)

イ 厚別陸上競技場

平成元年の「はまなす国体」のメイン会場とするため、整備した施設。

北海道唯一の第1種公認陸上競技場であり、本格的な協議から市民の健康づくりのためまで、幅広く利用されている。また、コンサドーレ札幌のホームスタジアムでもあり、年間に数試合が行われている。さらにはアマチュアサッカー大会、陸上競技大会やアメリカンフットボール大会も開催されている。



(出所：厚別公園HP)

■設置者／管理者

設置者：札幌市

管理者：健康スポーツ・公園緑化コンソーシアム（指定管理者）

■所在地

札幌市厚別区上野幌3条1丁目2番1号

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約13km
- ・公共交通
 - ・新札幌駅から中央バス<新93>「雇用促進住宅入口」下車 徒歩10分

■敷地面積

13.2ha（厚別公園としての面積）

■供用年月

昭和62年6月

■主要施設

規模	利用期間	利用料金（単位：円）												
		一般			高校生			中学生以下			高齢者			
収容人数 20,861人 （うち芝生4,000人） 第1種公認陸上競技場 全天候型トラック： 1周400m 9コース フィールド： 105m×70m 補助競技場 トラック： ・1周400m×6コース ・110m直線 3レーン フィールド*：100m×70m	4月20日から 10月31日	個人 使用 料金	一	回	団	一	回	団	一	回	団	一	回	団
			回	数	体	回	数	体	回	数	体	回	数	体
			390	3,900	300	190	1,900	150	無料	-	-	120	1,200	100
			アマチュア使用料金			一日利用			半日利用					
			入場料なし			39,000			23,000					
			入場料あり			最高入場料の190人分			最高入場料の120人分					
			プロ使用料金			一日利用			半日利用					
			入場料なし			78,000			46,000					
			入場料あり			入場料総額の1割相当額			入場料総額の6分相当額					



（出所：厚別公園HP）

■年間収支

利用料収入 （税込み）	H24年度	24,226千円
	H25年度	23,483千円
	H26年度	13,270千円

（出所：札幌市観光文化局 スポーツ部事業概要 平成27年度版）

■利用者実績

総利用人員	H24 年度	132,616 人
	H25 年度	151,294 人
	H26 年度	115,736 人
うちJリーグ 観客数	H24 年度	58,985 人
	H25 年度	73,548 人
	H26 年度	30,832 人

(出所：札幌市観光文化局 スポーツ部事業概要 平成 27 年度版)

ウ はまなす国体記念石狩市スポーツ広場

平成元年の「はまなす国体」秋季ソフトボール競技の開催地として石狩市が指定されたことに伴い、昭和 62 年に開設されたスポーツ広場。

■設置者／管理者

設置者：石狩市

管理者：公益財団法人石狩市体育協会（指定管理者）

■所在地

北海道石狩市花畔 337 番地 3

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約 37km
- ・公共交通：地下鉄南北線「麻生駅」から中央バスで 25 分⇒バス停「花川北 6 条 1 丁目」から徒歩 10 分

■敷地面積

13.2ha

■供用年月

昭和 62 年 4 月

■主要施設

施設	利用期間	規模	利用料金（単位：円）
ソフトボール場	5月から10月まで	面積：31,590 m ² 、面数：4面（A・B・C・D 球場）	1面：1時間ごと 900
サッカー場		面積：24,223 m ² 、面数：2面（A・Bコート）	1面：1時間ごと 1,400
ゲートボール場		面積：1,824 m ² 、面数：4面	—
多目的広場		面積：59,208 m ² 、利用可能種目：レクリエーション	—



【ソフトボール場】



【サッカー場】



【ゲートボール場】



【多目的広場】

（出所：公益財団法人石狩市体育協会HP）

■年間収支

	区分	H20 決算額(円)	H19 決算額(円)
収入	利用料	639,950	
	管理運営委託料	20,420,000	21,270,000
	計	21,059,950	21,270,000
支出	人件費	2,350,032	2,351,775
	消耗品費	1,239,700	785,045
	光熱水費	1,941,583	2,319,189
	燃料費	14,759	0
	修繕料	17,850	31,500
	委託料	13,381,914	15,173,208
	その他	537,545	476,857
	計	19,483,383	21,137,574
収支差引		1,576,567	132,426

エ 長沼町運動広場 野球場

野球場のほか、多目的グラウンド、テニスコート及びパークゴルフ場が設置されている運動広場



(出所：草野球オンラインHP)



(出所：長沼町まおいネットホーム)

■設置者／管理者

設置者：長沼町

管理者：長沼町教育委員会 社会教育課

■所在地

北海道夕張郡長沼町南町1丁目2番

■アクセス

- ・総合運動公園計画地から約12km
- ・公共交通：JR北広島駅からJR北海道バス34系統「長沼温泉行き」又は「長沼東町行き」乗車30分、基幹通り下車すぐ

■敷地面積

1.5ha（球場面積）

■供用年月

昭和59年度（建設年）

■主要施設

規模	利用期間	利用料金（単位：円）					
		入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合		
左右両翼線 91.44m 中堅線 115.82m 本部席 ダッグアウト 2箇所 バックネット 9m×30m 2,25人収容可能	4月上旬～11月下旬	1日	半日	その他	1日	半日	その他
		アマチュアスポーツに使用する場合					
		小中学生			一般		
		最高入場料の50人分	最高入場料の30人分	1時間につき最高入場料の10人分	10,800	5,400	1時間につき1,620
		最高入場料の70人分	最高入場料の40人分	1時間につき最高入場料の15人分	21,600	10,800	1時間につき3,240
		その他目的で使用する場合					
		最高入場料の100人分	最高入場料の70人分	1時間につき最高入場料の20人分	54,000	27,000	1時間につき8,100

3) 合宿施設

北海道環境生活部文化・スポーツ課のホームページにおいて、国際大会に向けた合宿誘致をしている道内自治体における主要な施設は以下のとおり。

ア サッカー合宿

施設名	所在地	開設年	規模	トレーニング施設の概要				
				更衣室	シャワー室	トイレ(洋)	貸切	ジム
札幌市 白旗山競技場	札幌市清田区真栄 502 番地 1	1990 年	フィールド面積：16,550 m ² 天然芝：2 面（サッカー）	○	○	○	○	×
札幌市 厚別公園競技場	札幌市厚別区上野幌 3 条 1 丁目 2-1	1986 年	フィールド面積：105m×70m 天然芝：1 面（サッカー）	○	○	○	○	○
札幌市 月寒屋外競技場	札幌市豊平区月寒東 1 条 8 丁目	1987 年	フィールド面積：12,700 m ² 天然芝：1 面（ラグビー）	○	○	○	○	×
野幌総合運動公園 ホッケー場	江別市西野幌 481 番地	1989 年	フィールド面積：144m×69m 天然芝：1 面（サッカー）	×	×	×	○	×
野幌総合運動公園 ホッケー場	江別市西野幌 481 番地	1985 年	人工芝コート：1 面 110m×73m 日本ホッケー協会公認 天然芝コート：1 面 144m×69m	×	×	×	○	×
千歳市青葉公園 サッカー場	千歳市泉沢 868 番地の 22・26	1991 年	フィールド面積：98m×62m 天然芝：2 面	×	×	×	△	×



(出所：北海道文化・スポーツ課HP)

イ 陸上合宿

施設名	所在地	開設年	規模	トレーニング施設の概要				
				更衣室	シャワー室	トイレ(洋)	貸切	ジム
札幌市 厚別公園競技場	札幌市厚別区上野幌 3 条 1 丁目 2 番 1 号	1986 年	日本陸連第 1 種公認競技場、 ナイター設備：○有	○	○	○	○	○
札幌市 円山競技場	札幌市中央区 宮ヶ丘 3	1982 年	日本陸連第 2 種公認競技場、ナイター設備：×無	○	○	○	○	×
青葉公園陸上競技場	千歳市真町 176-1	1995 年	日本陸連第 3 種公認競技場、ナイター設備：×無	○	○	○	○	×



【札幌市厚別公園競技場】



【札幌市円山競技場】



【青葉公園陸上競技場】

(出所：北海道文化・スポーツ課HP)

4) まとめ

北広島市周辺の自治体に設置されているスポーツ施設のうち、一定程度集客が見込まれる施設は、総合運動公園計画地から概ね40km以内に位置している。これらは、いずれも車でアクセスが可能であるため、全てがきたひろしま総合運動公園の競合先となりうる。

特に、総合運動公園計画地の最も近くに位置する道立野幌総合運動公園は、非常に多くの施設を抱え、多種多様な競技が実施可能であるとともに、それぞれの施設が道内レベルの大会開催が可能とされている。このため、きたひろしま総合運動公園の高機能化や多機能化の検討に際しては、道立野幌総合運動公園との差別化を常に意識する必要がある。

加えて、円山球場、千歳市民球場、厚別陸上競技場など、プロや全国規模の大会が開催可能なスポーツ施設も複数存在することから、周辺施設との連携や、魅力的なソフト事業との組み合わせなど、きたひろしま総合運動公園ならではの取り組みが求められる。

その一方で、一部施設については、老朽化が見受けられるため、きたひろしま総合運動公園が、それらの代替施設になりうる可能性が存在する。

(2) 連携可能な用地及び機能の整理

調査対象エリアと連携が可能と考えられる用地及び機能としては、以下が考えられる。

- 1) 三井アウトレットパーク札幌北広島
- 2) 札幌北広島クラスセホテル
- 3) 竹山高原温泉ホテル
- 4) 道都大学
- 5) 北広島市総合体育館
- 6) 野幌原始林
- 7) 北広島市芸術文化ホール



(出所：地図データ©Google ZENRIN)

1) 三井アウトレットパーク札幌北広島

平成22年に三井不動産が開発した大型アウトレットパーク。平成26年に第二期の開発を終え、現在約170の店舗が設置されている。三井不動産商業マネジメントの運営管理の下、音楽ライブイベントやスポーツイベント等が活発に開催されている。

平成22年の開業以降、観光バスによる外国人来場者数が、3年間で約3.5倍に増加している。

■所在地

北海道北広島市大曲幸町3丁目7-6

■主な店舗

- ・mont-bell/mont-bell factory outlet (モンベル/モンベルファクトリーアウトレット)
- ・Timberland OUTLETSTORE (ティンバーランドアウトレットストア)
- ・NIKE FACTORY STORE など



出所：三井不動産HP

■有する機能

商業機能、交流機能

2) 札幌北広島クラッセホテル

元プリンスホテルで、現在は、株式会社アンビックスが運営する宿泊施設。宿泊以外にも、会議、フィットネス等で楽しむとともに、クラフト教室などのアクティビティも体験することができる。

■所在地

北海道北広島市中の沢316-1

■施設概要

- ・宿泊施設（全272室）
- ・宴会・会議場
- ・フィットネス、室内プール等の運動施設
- ・天然温泉



出所：名鉄観光HP

■有する機能

観光滞在機能、交流機能、健康増進機能、運動学習機能、芸術・文化機能

3) 竹山高原温泉ホテル

主に近郊から訪れる純天然温泉を持つ旅館。

■所在地

北海道北広島市富ヶ岡 896 番地

■施設概要

- ・木造3階建
- ・宿泊施設（和室14、洋室1）
- ・宴会会場、ロビー、売店等
- ・天然温泉



出所：きたひろ農学校HP

■有する機能

観光滞在機能、交流機能

4) 道都大学

学校法人北海道櫻井産業学園が運営する私立大学。硬式野球部は道内屈指の強豪校で、近年にはプロ野球選手を輩出している。この他、サッカー部が北海道学生サッカー連盟1部リーグに所属するなど、スポーツ教育に力を入れている大学である。

■所在地

北海道北広島市中の沢 149 番地

■設置学部

社会福祉学部、経営学部、美術学部

■有する機能

教育機能、運動機能

5) 北広島市総合体育館

NPO法人北広島市体育協会が指定管理者として管理運営を行う体育館。メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室・武道場・会議室等がある。市民等に開放するほか、スポーツ大会・スポーツ教室等のイベントも開催されている。

■所在地

北海道北広島市共栄 315 番地 2

■施設概要

- ・メインアリーナ (約 1680 m²)
- ・サブアリーナ (約 570 m²)
- ・トレーニング室
- ・武道場
- ・会議、研修室
- ・観覧席 (602 席)



出所：北広島市教育委員会HP

■有する機能

運動機能、健康増進機能

6) 野幌原始林

昭和 27 年に指定された特別天然記念物。都市近郊に残置している貴重な原始林である。

■所在地

北海道北広島市西の里

■施設概要

- ・面積：約 40 ha
- ・トドマツが混じる針広混交林

■有する機能

自然学習機能

7) 北広島市芸術文化ホール

平成10年に開館した市の公共施設。愛称は花ホール。シューボックス型のホールを擁し、様々な音楽会や講演会、発表会などに使用されている。

■所在地

北海道北広島市中央6丁目2番地1

■施設概要

- ・延床面積 5,269.87 m²
- ・建築面積 3,539.90 m²
- ・ホール（シューボックス型、597席）
- ・ホワイエ
- ・楽屋
- ・アーティストロビー
- ・クローク
- ・バーカウンター
- ・活動室、練習室
- ・ギャラリー



出所：きたひろ農学校HP

■有する機能

交流機能、文化・芸術機能

8) まとめ

本調査対象エリア周辺における関連施設には、下記のような機能が整備されているところであり、本調査対象エリアの機能計画との連携などを検討することが考えられる。

施設名	連携可能な機能
三井アウトレットパーク札幌北広島	商業機能、交流機能、文化・芸術機能、運動学習機能
札幌北広島クラッセホテル	観光滞在機能、交流機能、健康増進機能、運動機能、芸術・文化機能
竹山高原温泉ホテル	観光滞在機能、交流機能
道都大学	教育機能、運動機能
北広島市総合体育館	運動機能、健康増進機能
野幌原始林	自然学習機能
北広島市芸術文化ホール	交流機能、文化・芸術機能

第3章 民間事業者と協働した整備の方向性検討

1. 収益事業を含めた導入整備機能の検討

本節では、前章を踏まえ、調査対象エリアにおいて導入又は強化される可能性がある商業施設及びスポーツ観光施設について、収益事業及び集客事業の実施可能性を検討した。

(1) 商業施設

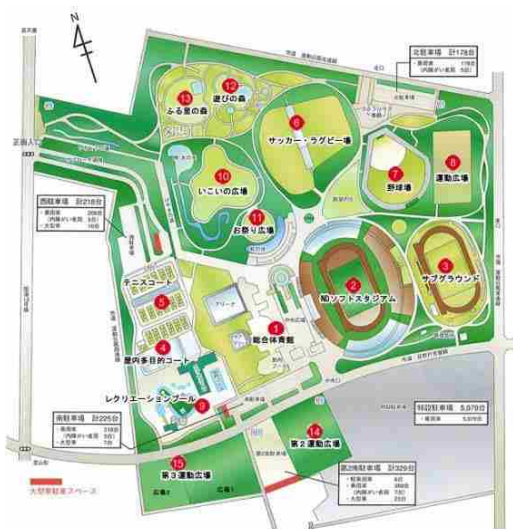
調査対象エリアにおいて、商業施設が導入される場合、高度運動機能や交流機能、健康増進機能との連携が必要となる。商業施設が、高度運動機能や交流機能、健康増進機能と連携した事例を以下のとおり整理した。

1) 山形県総合運動公園

平成4年に開催された第47回国民体育大会(べにばな国体)を契機に県民のスポーツ活動や多様化するレクリエーション活動の場として整備された総合運動公園。Jリーグ「モンテディオ山形」のホームグラウンドである公式戦対応スタジアムや総合体育館の他、ウォーキングコース等のレクリエーション施設や、付帯施設として「公園レストラン」等が整備されている。



(出所：モンテディオ山形オフィシャルサイト)



(出所：山形県総合運動公園HP)

■公園の所在地

山形県天童市山王 1-1

■公園の敷地面積

56.1ha

■公園の利用者実績

平成 24 年度：847,014 人

平成 25 年度：918,181 人

平成 26 年度：895,042 人

■指定管理者

株式会社モンテディオ山形

■指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

■レストラン

「公園レストラン」

■レストランの概要

主なメニュー	
通常メニュー	<ul style="list-style-type: none">・日替わりランチ等、400 円～900 円程度のメニューを提供。・合宿用の食事として、バイキング等 600 円～1,300 円での対応も実施。・アルコールの提供もあり。
その他	<ul style="list-style-type: none">・平成 27 年よりスポーツ志向、健康志向の方に向けたメニュー「アスリート飯（※）」の提供を開始。 ※山形の自然で育まれた食材と、モンテディオ山形の選手たちが実践しているスポーツ科学や栄養学に基づいて考案されたアスリート専用のメニュー。モンテディオ山形の協力により実施。
営業時間	
10：00～18：00（毎月第 1 月曜日休業）	

■レストラン運営事業者

株式会社協栄給食（山形県天童市）

2) モエレ沼公園

世界的な建築家であるイサム・ノグチ氏が基本設計を手がけた都市公園。建築の一つひとつが彫刻として象られており、公園全体が一つの芸術作品となっている。その高い芸術性から、道内のみならず、道外からも多くの来訪者がある。

ギャラリーの他、本格的なフランス料理のレストランがあり、文化・芸術を楽しみながら食事ができる公園となっている。



(出所：モエレ沼公園HP)

■公園の所在地

北海道札幌市東区モエレ沼公園 1-1

■公園の敷地面積

約 188.8ha

■公園の利用者実績

平成 24 年度：704,970 人

平成 25 年度：728,280 人

平成 26 年度：777,750 人

■レストラン

L 'enfant qui rêve (ランファン・キ・レーヴ)

■レストランの概要

主なメニュー	
ランチ (コース)	2,630 円、3,680 円、5,255 円 (いずれも税込み)
ディナー (コース)	3,680 円、5,255 円、7,355 円 (いずれも税込み)
営業時間	
4月2日-9月23日	11:30-14:30 (ランチ) 17:30-20:00 (ディナー)
9月24日-11月3日	11:30-14:00 (ランチ) 17:30-19:30 (ディナー)
11月4日-12月24日	11:30-19:00
12月25日-3月	冬季休業 ※2016年1月9日(土)~11日(月・祝)、16日(土)・17日(日)・30日(土)・31日(日)は営業

■レストラン運営事業者

ラパンフーズグループ

■レストラン運営事業者の概要

ランファン・キ・レーヴのほか、円山公園近くの「モリエール」など、合計5つのレストランを運営している。道内食材にこだわった運営を行っており、いずれのレストランでもランファン・キ・レーヴと同価格帯のメニューを提供している。

3) 墨田区総合体育館

区民がスポーツを「する」機能が中心だった体育館を、PFI手法による民間の力を活用することで「みる」、「支える」機能を付加した総合体育館。体育館や、プールに加え、カフェレストランも整備運営され、多様化する区民のスポーツに対する要望に応えている。

日本フットサルリーグ（Fリーグ）1部に所属する「フウガドールすみだ」のホームアリーナでもある。

■施設の所在地

東京都墨田区錦糸 4-15-1

■施設の延床面積

3,551.78 m²

■事業者

すみだスポーツサポート PFI 株式会社

（鹿島建設株式会社、セントラルスポーツ株式会社等、計9社が設立したSPC）

■事業期間

平成19年3月15日～平成42年3月31日（運営期間は20年）

■施設の利用者実績

平成23年度：個人利用308,824人、団体利用125,071人

平成24年度：個人利用329,831人、団体利用133,968人

平成25年度：個人利用403,141人、団体利用135,575人

■カフェレストラン

SPORTS BAR OASIS 634 (スポーツバーオアシス 634)

主なメニュー	
ランチ	・ 980 円、1,100 円、1,200 円のプラン。
アラカルト・ドリンク	・ オードブル・サラダ、カレー・丼、ビール・各種カクテル等
パーティー	・ スポーツ後の打上げ、送別会、歓迎会、誕生日会、上映会などの用途で貸切が可能。 ・ 2,800 円 3,800 円、4,800 円のプラン。



(出所：スポーツバーオアシス 634HP)

(2) スポーツ・観光施設

第1章で調査したスポーツ・観光施設のほか、調査対象エリアにおいて導入又は強化される可能性のある施設としては、フィールドアスレチックとキャンプ場が考えられる。これらの先進事例を以下のとおり整理した。

1) 生駒山麓公園（フィールドアスレチック）

生駒山麓公園は、生駒山北部に位置する生駒市営の都市公園である。フィールドアスレチックのほか、野外活動センター、テニスコートなどが公園内に設置されている。

既存の業務内容にとらわれない自由な創意工夫、経営の効率化や収支の改善等を達成するため、平成23年度より指定管理者制度が導入されている。



(出所：生駒山麓公園HP)

■所在地

奈良県生駒市俵口 2088 番

■公園の面積

約 30ha

■指定管理者

モンベル・あおはに共同体（株式会社モンベル・社会福祉法人青葉仁会）

■指定期間

平成26年7月1日～平成36年6月30日（10年間）

■指定管理者制度導入による効果

独自の自主事業として、ウォークラリー、木工工作教室、森の冒険ツアーの他、学校の総合学習・遠足や会社の運動会等、利用者に応じた様々なプログラム開発を図ることで、多くの市民利用につながっている。

アスレチック利用については、利用者へのPR、遊具メンテナンスの励行を実施。光熱水費の単価や人件費の賃金が上昇するなか、経費の節減を行い、事業収支を均衡させている。

アンケート調査によると大多数の来場者が満足しているとの結果が得られている。

■指定管理者選定経緯等

平成23年7月1日より「大新東・ナック共同体」が生駒山麓公園ふれあいセンターの指定管理者となっていたが、平成26年7月より「モンベル・あおはに共同体」が新たに選定された。

■フィールドアスレチックの概要及び利用料金

規模	利用料金（単位：円）		
コース面積：約10,000m ² コース1周の距離：約800m ポイント数：30ポイント	一般（市外）個人	大人	500
		中学・高校生	400
		4歳以上小学生	300
	一般（市外）団体・ 市内個人	大人	400
		中学・高校生	300
		4歳以上小学生	200
	市内団体	大人	300
		中学・高校生	200
		4歳以上小学生	100

■年間収支（公園全体）

平成 25 年度

（単位：円）

	事業計画	事業報告（実績）	（参考）前年度実績
収入計	265,810,804	265,810,804	265,774,019
指定管理料	180,219,710	180,219,710	181,521,610
利用料金収入			
自主事業収入	85,591,094	85,591,094	84,252,409
その他			
支出計	256,519,710	254,919,206	263,731,982
指定事業費	180,219,710	180,219,710	181,521,610
うち人件費	32,270,000	31,172,773	37,117,484
うち再委託料	72,490,000	66,075,112	64,928,097
自主事業費	76,300,000	74,699,496	82,210,372
事業収支	9,291,094	10,891,598	2,042,037
人件費比率	0.13	0.12	0.14
再委託費比率	0.28	0.26	0.25

（出所：平成 25 年度 指定管理者導入施設 管理運営評価シート）

■利用者実績

平成 25 年度

（単位：人）

施設	予定(計画・目標)	利用実績	対前年度比
フィールドアスレチック	56,500	58,890	1.05
テニス	32,500	32,799	1.01

（出所：生駒市 H25 年度 指定管理者導入施設 管理運営評価シート）

2) 一宮地域文化広場（フィールドアスレチック）

一宮地域文化広場は、地域住民の心のふれあいと地域文化の振興をめざし、愛知県と一宮市の共同事業として建設され、昭和 55 年に開園した憩い・学習の場。フィールドアスレチックのほか、低廉な料金で利用可能なプラネタリウムや、夏休み期間にプールが開設される等、親子で楽しめる公園。



(出所：一宮地域文化広場HP)

■所在地

愛知県一宮市時之島字玉振 1 番地 1

■敷地面積

22,272 m²

■指定管理者

ハマダスポーツ企画株式会社

■指定期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

■指定管理者選定経緯等

一宮市では「指定管理者制度の導入及び移行に対する基本的な考え方」として、民間企業が既に事業展開しており、ノウハウ等の導入により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できる施設については、公募により指定管理者の選定を行うこととしている。

平成 21 年より指定管理者制度を導入。

■指定管理者選定経緯等

平成 20 年 7 月において、「一宮地域文化広場、尾西文化広場」の 2 施設を一括して、平成 21 年 4 月から 5 年間管理する指定管理者を募集。5 団体が応募し、公募型プロポーザル方式による選定の結果、ハマダスポーツ企画株式会社が優先交渉権者として選定された。

平成 25 年度、指定管理期間が満了することに伴い、指定管理者を募集。3 団体から応募があり、公募型プロポーザル方式による選定の結果、再びハマダスポーツ企画株式会社が優先交渉権者として選定された。

■フィールドアスレチックの概要及び利用料金

規模	利用料金
コース面積：7,620m ² 、おやこランニングコース：390m ポイント数：全 18 種目、日本アスレチック協会監修コース	無料

3) 噴火湾パノラマパーク (キャンプ場)

北海道が公共施設等の管理者として、事業者を募ったPFI事業である「道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営」として、整備・運営されている都市公園。

公園内には、オートキャンプ場があるほか、ビジターセンターやパークゴルフ場があり、遠方から多くの人々が訪れている。



(出所：噴火湾パノラマパークHP)

■所在地

北海道二世郡八雲町

■公園の敷地面積

62.7ha

■事業者

噴火湾パノラマパークPFI株式会社

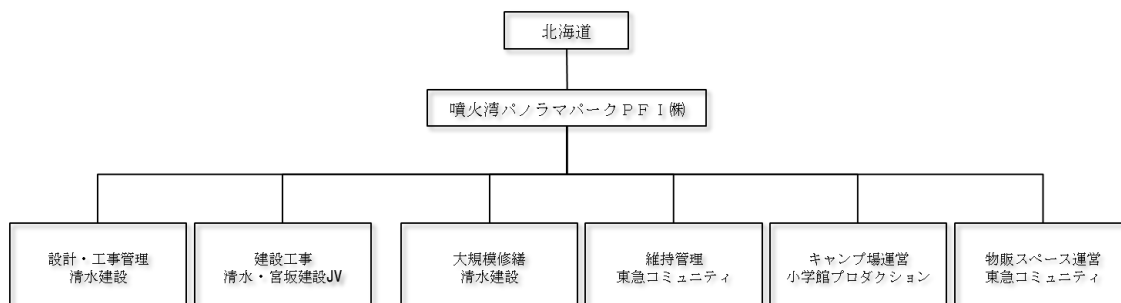
(清水建設株式会社、株式会社小学館プロダクション他2社が設立したSPC)

※公園全体の管理は八雲町が道から指定管理者として指定されたうえで実施している。

※「株式会社小学館プロダクション」は、平成20年に「株式会社小学館集英社プロダクション」へ社名変更。



■業務実施体制



(出所：公表資料を参考に日本総合研究所が作成)

■事業期間

平成 18 年 4 月～平成 43 年 3 月（運営期間は 25 年間）

■オートキャンプ場の概要及び利用料金

施設名	特徴・料金等
ロッジ	10,300 円～13,400 円
カーサイト	3,000 円～4,200 円
フリーテントサイト	500 円～1,550 円
センターハウス	売店、トイレ、シャワー、ランドリー、自販機
ツリーハウス	ログハウス（宿泊可能）
五右衛門風呂	2 箇所設置、1 回 500 円

※上記施設利用料以外に、別途入場料が発生。

■オートキャンプ場（オートリゾート八雲）



(出所：噴火湾パノラマパークHP)



(出所：トリップアドバイザーHP)

(3) まとめ

商業施設と高度運動機能等の機能連携については、プロスポーツ等との連携により、成立している事例は存在するものの、商業と連携する機能において、大きな集客性が必要となることが前提となる。また、集客性に応じ、成立する商業のグレードが異なることことが伺える。

フィールドアスレチックとオートキャンプ場について、数は少ないものの、利用料金制、指定管理者制度及びPFI事業の導入により、施設の魅力向上を図った可能性のある事例が存在する。これらは、調査対象エリアにも適用可能であると考えられる。

2. 対話によるエリアのシーズ・ニーズの把握

これまでの調査を踏まえると、調査対象エリアに関連するシーズ・ニーズについて、有用な意見を提供可能な民間事業者等は限定されることが想定される。そのため、対面ヒアリングによりシーズ・ニーズを調査した。

(1) ヒアリング調査の目的

- ① 調査対象エリアにおいて、新設又は強化されることが期待される機能に対する、民間事業者の意見を把握する。
- ② 調査対象エリアにおける収益事業・集客事業の実施可能性を把握する。
- ③ 官民連携手法検討に際しての留意点を把握する。
- ④ 事業に対する基本的な事項を伝えることにより、民間事業者の関心を惹起させる。

(2) 調査対象者

新設又は強化されることが期待される機能に関連のノウハウを有する企業を調査対象者とした。

1) 総合運動公園（高度運動機能等）

北広島市関係団体、スポーツNPO、道内企業A、道内企業B

2) レクリエーションの森（自然学習機能、健康増進機能）

アウトドアメーカー、飲食企業、教育関係企業

3) 調査対象エリア全体（観光滞在機能等）

道内企業C、デベロッパー、旅行代理店、スポーツ合宿企業、旅行関係団体

(3) ヒアリング事項

調査対象者にヒアリングした事項は、以下のとおり。

- ・北広島市に対する印象・理解
- ・計画地に対する印象
- ・●●の●●機能に対する意見
- ・●●と連携可能と考えられる機能・施設
- ・●●の収益性及び集客可能性に対する意見
- ・官民連携手法導入に際して、北広島市に求める事項
- ・事業に対する関心、事業に参画する場合に想定されるポジション

※「●●」は調査対象企業が有すると考えられる知見・専門性を踏まえ、設定した。

(4) 調査結果

1) 調査結果の分類

調査結果を、以下のとおりに分類のうえ、とりまとめた。

- ① 調査対象エリア全体に対するシーズ・ニーズ
- ② 総合運動公園に対するシーズ・ニーズ
- ③ レクリエーションの森に対するシーズ・ニーズ
- ④ エルフィンロードに対するするシーズ・ニーズ
- ⑤ 調査対象エリア周辺との連携に関するシーズ・ニーズ
- ⑥ 官民連携事業に関するシーズ・ニーズ

2) 調査対象エリア全体に対するシーズ・ニーズ

調査対象エリア全体に対するニーズ・ニーズは、アクセスとインバウンドについて大別できる。

ア アクセスについて

アクセスの良さを指摘する意見があった一方で、J R北広島駅から調査対象エリアまでの距離の遠さを指摘する意見が複数存在した。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- アクセスは良いと思う。
- J R北広島駅からの距離は、相当程度存在するとの印象。よって、利用者は車での来訪が主となるのでは。

イ インバウンドについて

アウトレットやホテルなど、市内施設において、インバウンドが多く流入しているとの指摘があった。

調査対象エリアへのインバウンドの呼び込み方法としては、雪を活用すべきとの意見があった。これは、運動公園等の冬季の利用に資するものであるが、管理に費用が必要となる点や、アクセスを課題に挙げる民間事業者があった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- アウトレットにおいてインバウンドは増加傾向にある。インバウンドは主に、空港に帰る前に寄ることが多い。ホテルに宿泊に訪れるインバウンドも多いと聞く。
- インバウンドにとっては、雪自体が珍しい。施設がなくても、広い原っぱで雪で遊べたら良い思い出になるはず。一方で、雪遊びのためには、雪を固めるなど、管理に相当程度コストが必要となるため、利益を生みにくい。
- 冬季の使用方法は、千歳市の「ノース・スノーランド」を参考にしてはどうか。この施設にはインバウンドの高所得層が来る傾向がある。

3) 総合運動公園に対するシーズ・ニーズ

総合運動公園に対するシーズ・ニーズとしては、意見のあった施設ごとに分類した。

ア 合宿関連施設

運動公園での合宿利用を可能とするべきとの指摘が複数寄せられた。全道的に合宿誘致を推進しているものの、札幌市近郊においては、目立った合宿施設がないことがこの理由と考えられる。合宿誘致のターゲットとしては、アマチュアが望ましいとの声が複数寄せられた。

一方で、合宿施設とする場合、関連して必要となる宿泊施設の欠如や冬季利用、さらには、補助制度の確立が課題であるとの指摘を受けた。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 宿泊施設を整備すれば需要があるのでは。
- 昨今、プロの合宿誘致が取り上げられるが、経済効果はあまり認められない。収益性を確保するためには、アマチュアスポーツを呼ぶかがポイント。
- 合宿利用では隣接した宿泊施設が必須。トータルコンディショニングする必要がある。
- 東京の合宿需要の呼び込みのためには、LCCとの連携が必要。加えて補助制度を充実することで、合宿メッカの菅平高原（長野）、妙高高原（新潟）に対抗できる余地はある。
- 冬の合宿利用はハードルが高い。

イ 野球場

野球は、道内でも屈指の人気を誇る競技であり、北広島市近郊においても数多くのチームが存在するものの、近隣自治体の野球場では、その需要に十分に対応できていないことが分かった。また、大人数が収容可能なスタンドや、照明設備等高機能を備えた場合であっても、需要は十分見込めるとの指摘があった。

一方で、他用途での使用が困難であることや、冬季の使用が不可能であることが課題として挙げられてる。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 北広島市を含め、札幌市近隣での野球人口は多い。野球チームは全道で 4,700~4,800 程度存在し、うち 6 割は道央圏にある。
- 北広島市周辺では、札幌市円山球場及び札幌麻布球場が主に使われているが、需要に対応しきれていない。道立野幌総合運動公園は、維持管理が良好ではない。よって、計画地において硬式野球に対応可能な球場が整備されることを望む。
- プロが開催可能な野球場とした場合、ファーム（2 軍）開催の場合 8,000 人規模、1 軍の数試合開催の場合 25,000 人規模が必要であり、ホームフランチャイズ球場としては、30,000 人規模とホスピタリティ施設等が必要となる。
- 15,000 人が収容可能な規模感としても、十分需要が見込めると考える。平成 31 年に札幌麻生球場、平成 32 年に札幌市円山球場を改修予定であるため、特にこの時期に高い需要が発生すると想定される。
- 札幌市の球場には照明がないため、社会人の大会スケジュールが土日中心となっている。ナイター設備を作って平日に大会の進行ができれば、利用料金が多少高くても需要がある。
- 野球場を多目的で使うことは難しい。また、冬は使用できない。

ウ 多目的グラウンド

市民利用のみならず合宿利用等が可能である、多目的グラウンドを整備すべきとの意見が複数寄せられた。総合運動公園計画地の敷地の広大さを踏まえ、6面程度の整備可能性を指摘する意見があった。また、芝は、天然芝のみならず、維持管理の負担が少ない人工芝の導入を許容する意見が複数寄せられた。加えて、照明の必要性を指摘する意見もあった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- スポーツ合宿はサッカーがメジャー。一方、サッカーに対応可能なグラウンドがなければまとまった需要は見込めない。
- 合宿利用を想定した場合、グラウンドの面数は4面～6面が望ましい。
- 当社がスポンサーを務めるスポーツチームの練習グラウンドは、年に2ヶ月間（9～10月）、芝のメンテナンスで使えない時期があるため、北広島市にグラウンドが整備されれば、その間の練習施設とすることが考えられる。天然芝1面、人工芝1面があれば十分である。
- 照明も必要となる。

エ 陸上競技場

陸上競技場については、その必要性を指摘する民間事業者等が限定されていたうえに、必要性を指摘した民間事業者等であっても、日本陸上競技場の公認を受けない、比較的低位の規格を想定していた。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- トラックを作るのであれば150mでは競技に対応できないため、400mの方が良い。
- 陸上関係も合宿は多い。400mトラックの真ん中にグラウンドをイメージ。

オ 屋内運動施設

冬季の利用継続のため、屋内運動施設の必要性を指摘する意見が複数あった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 北海道では、野球場は冬季閉鎖してしまうことが一般的である。メイン球場に加えサブ球場、屋内練習場が必要ではないか。
- 通年型の屋内運動施設に需要がある。
- 冬季も使用可能な屋内施設等を要望する市民からの声は大きい。

カ クラブハウス

クラブハウスの機能充実を求める意見が複数あった。広さやシャワーのみならず、飲食等の交流機能の付加を求める意見があった。一方、公園内に合宿所を整備する場合、クラブハウスの機能を兼ねることができるとの指摘もあった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 選手の更衣室が必要となるので、一定程度の広さ及びシャワーを有したクラブハウスは不可欠である。
- クラブハウスを活用すべき。クラブハウスに交流機能を持たせることが重要と考える。
- 合宿所があれば、クラブハウスの機能を兼ねる。別途作る必要はない。

キ 駐車場

車でのアクセスが主となることを前提に、駐車場の充実を求める意見が複数あった。また、駐車場は、公共施設としては、収益性が高いため、駐車場の充実が財政負担軽減に資するとの指摘も寄せられた。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 駐車場は広い面積が必要と考える。
- 北海道は車社会であるため、駐車場の整備は必須と考える。
- 公共施設であっても、千葉のフクダ電子アリーナのように、駐車場の収益性は高い。よって、広大な敷地を活用し、多くの車が駐車可能な駐車場の整備を推奨する。

ク その他

敷地の広大さを活用し、ドッグランなど財政負担が少なく、多世代交流に資する施設の必要性を指摘する意見があった。

また、アルコールの提供など、交流に資する柔軟な運営が必要になるとの指摘もあった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 敷地の広大さを活かし、ドッグラン、親子交流施設も良いのではないかと。
- 日本の場合、スポーツが教育委員会発信であるため、アルコールと分離されている。欧州のように酒が飲めないとスポーツ文化は醸成しない。

4) レクリエーションの森におけるシーズ・ニーズ

レクリエーションの森は、認知度の低さから、観光地としてのイメージがないとの指摘があった。他施設より利用者数が僅少であることをも加えると、十分に利活用がなされていないことが分かった。

利活用のため、施設の抜本的な更新や、これに伴うプロモーションが考えられるが、施設の更新が特に懸案とされている冒険の森については、民間活力の導入が見込まれないことが分かった。一方、林間学園については、既存施設を活用して合宿所を整備するアイデアや、運動公園に不足する駐車場を整備するアイデアが寄せられた

民間事業者等から寄せられた主な意見

- レク森・エルフィンロードともに観光地のイメージはない。
- 当社が指定管理者として指定されている公園全体の入場者が20万人超であることを踏まえると、入場者数は少ない印象を受ける。
- レクリエーション施設は、一般的に、設備の更新し、宣伝・広告の方法を変えれば集客性は増す。
- レクリエーションの森に関しては動線を抜本的に見直さなければ、集客は見込めないだろう。
- 当社はアスレチックにノウハウがあるというわけではない。そもそもアスレチックはルールがあるものではなく、思い思いに楽しむため、特殊なノウハウは必要ないと思われる。
- 合宿所をレクリエーションの森に配置することも考えられる。
- 運動公園に必要台数が確保できない場合、レクリエーションの森にて有料駐車場を整備することも考えられる。

5) エルフィンロードにおけるシーズ・ニーズ

エルフィンロードの更なる活用可能性として、冬季のノルディックスキーや「鉄ちゃん」関連のイベントなどが考えられると意見があった。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- エルフィンロードの活用は考えられる。四季の中でエルフィンロードへ呼び寄せる動機付けを模索してみてもは。
- エルフィンロードでは冬季にノルディックスキーをしている人も見受けられる。ターゲットとなる可能性はあるのでは。
- エルフィンロードは線路に並列して整備されているため、いわゆる「鉄ちゃん」を呼び込むイベントを開催することが考えられる。

6) 調査対象エリア周辺との連携に関するシーズ・ニーズ

調査対象エリア周辺との連携は容易ではないとの意見が大半であった中で、運動公園のイベント時に駐車場が不足する場合における、シャトルバスによる連携のみが指摘された。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- アウトレットは、当然、買い物を目的に来ている。アウトレットと運動機能は別の目的と考えた方が良いのでは。
- 夏は避暑地として稼働率がほぼ 100%であり、市内ホテルでの合宿受け入れは困難である。
- 札幌ドームでの試合時に駐車場が不足するため、アウトレットの駐車場を使用してもらい、アウトレットからシャトルバスを出し、連携したことがある。

7) 官民連携事業に関するシーズ・ニーズ

総合運動公園については、その収益性の低さから独立採算事業とすることは困難であり、市の財政負担は不可避との指摘があった一方、財政負担軽減の観点から、利用料金徴収や民間自主事業導入による収益性の向上を望むする声があった。更には、一部施設の寄付の可能性や、ネーミングライツ付与によるフィーの支払いなど、非常に積極的な連携に対してまで言及する企業が存在した。

民間事業者等から寄せられた主な意見

- 市の費用負担は不可避と考える。
- 利用料金は徴収すべきだろう。
- 委託費を受領するのみの事業には魅力を感じない。自主事業で収益を上げることが必須である。
- 多目的グラウンドの一部については、当社の寄付により整備することもありうる。
- ネーミングライツを取得させてくれれば、フィーの支払いによる事業参画が可能である。鉄道利用者から視認性が魅力的である。都市公園内での看板設置も望む。

第4章 機能計画及び開発コンセプトについて

1. エリア開発方針のとりまとめ

(1) 前提条件の整理を踏まえた機能計画の検討

1) 上位計画及び関連計画の整理を踏まえた求められる機能

市及び道の上位計画等を見ると、本調査対象エリアにおいては、第一にきたひろしま総合運動公園の整備を踏まえたスポーツ・レクリエーション活動の推進に係る諸機能（運動学習機能、健康増進機能、交流機能）が求められていることがわかる。加えて、自然環境を活かした自然学習機能、観光滞在機能や交流機能も充実させることが求められている。さらには、自転車道路等の整備促進によるネットワーク形成も必要とされている。

運動機能、健康増進機能、自然学習機能、観光滞在機能、交流機能、ネットワーク機能

2) 調査対象エリアにおける敷地条件を踏まえた求められる機能

総合運動公園計画地は、JR北広島から徒歩圏内であり、また、新千歳空港からのアクセスも容易であるという好立地であるため、広域からの集客について大きなポテンシャルを有している敷地といえる。野球場、陸上競技場、多目的運動場（サッカー場）については期待が高まっているところであるが、特に野球、サッカーに関しては北海道のプロチームの練習場、あるいは合宿場などを兼ねた施設整備も考えられるなど、高度な運動機能の検討がこれまでも行われてきたところである。

その他、レクリエーションの森は、週末を中心に、市内外より多くの人々が訪れており、近隣自治体在住の市民にとって、自然とふれあえ、多世代が集える、貴重な場所となっており、機能拡充による新たな交流人口増加が期待される。

エルフィンロードは、市や市の関係団体等が主催するイベントが実施されているものの、その魅力やポテンシャルを十分に発揮できていない可能性がある。さらには、関連施設との連携にも課題を残すところであり、交流や健康増進を念頭に置いた機能強化が期待される。

高度運動機能、自然学習機能、観光滞在機能、健康増進機能、交流機能

(2) 周辺環境の整理を踏まえた機能計画の検討

北広島市周辺には数多くの運動公園等が整備されており、道立野幌総合運動公園のほか、円山総合運動場など、道内レベルの大会開催が行われている施設が存在している。一方、これらの施設は老朽化が進んでおり、高規格の施設を整備することにより、道内でも差別化された施設整備を行うことが可能となる可能性がある。

このほか、きたひろしま総合運動公園の高機能化や多機能化を図る場合は、周辺施設との連携や、魅力的なソフト事業との組み合わせなど、きたひろしま総合運動公園ならではの取り組みが求められる。

高度運動機能、観光滞在機能

(3) 調査対象エリアのシーズ・ニーズを踏まえた導入機能の需要把握、課題の整理

民間事業者等との対話によると、総合運動公園においては、市民や近隣自治体住民が楽しめる健康増進機能と、これらの人々による交流機能が成立することはもちろん、サッカー、野球等のプロ又はセミプロレベルの競技が可能な、高度運動機能が求められていることが分かった。加えて、スポーツ合宿事業の成立が見込まれるため、総合運動公園のみならず、レク森や駅前などにおいて、新たに観光滞在機能が成立することが想定される。

レクリエーションの森については、施設の抜本的な更新により機能強化を図ることも考えられるが、民間活力の導入が困難であり施設の更新に相当程度の財政負担が不可避であることから、現状の機能を継続することが基本となる。

エルフィンロードについては、鉄道関連のイベントや冬季の利活用により、交流機能強化が期待できる。

高度運動機能、健康増進機能、交流機能、観光滞在機能、自然学習機能、健康増進機能

2. 機能計画の取りまとめを踏まえたエリア開発コンセプト及び方針の検討

以上を踏まえると、調査対象エリアでは、総合運動公園を核とした、多世代が楽しめる健康増進と自然教育からなるネットワークを形成することにより、市民の健康増進等のニーズに応えるだけでなく、高度スポーツ観戦やレクリエーションを目途とした観光・交流、住宅地としての魅力アップによる定住・移住促進などを目指した開発を行うことが必要となると考えられる。

エリア開発コンセプト

総合運動公園を核とした多世代が楽しめる、
健康増進と自然教育のまるごとネットワーク

コンセプトを実現させる3つの取組

取組1：多様なアスリートが集う、広域健康増進拠点の形成

取組2：緑とふれあい、木々と楽しみ・憩う、
自然学習・レクリエーション拠点の形成

取組3：市民、道民のさまざまな活動拠点を連携させることによる、
多世代が利用できるエリアまるごとネットワークの形成

取組1：多様なアスリートが集う、広域健康増進拠点の形成

調査対象エリア開発の拠点となる総合運動公園には、プロスポーツを頂点として、全道レベルの大会などが開催できる、高度運動機能を整備するほか、一般市民も多様なスポーツ利用を図ることにより健康増進を図る。また、周辺施設へのネットワーク拠点として整備することにより、多様なアスリートが競技のみならず、合宿利用等、様々なシーンで集う交流拠点として、広域での健康増進拠点として位置づける。

取組2：緑とふれあい、木々と楽しみ・憩う、自然学習・レクリエーション拠点の形成

レクリエーションの森という観光資源を総合運動公園と連携させることによって、これまでよりもさらに多くの利用者が自然学習や健康増進に取り組めるようにする。またこの2大拠点の整備により、観光拠点としての位置付けも明確化する。

取組3：市民、道民のさまざまな活動拠点を連携させることによる、多世代が利用できる
エリアまるごとネットワークの形成

地域資源であるエルフィンロードを活用し、多世代にわたり実施できる健康増進や自然教育を中心とした各種活動を創出し、かつそれらの活動を連携することができるエリアネットワークを形成することで、エリアとしての総合力を高める。

3. 機能及び機能配置の考え方

(1) 機能の考え方

以上を踏まえ各機能の考え方を整理すると、以下のとおりとなる。

機能	考え方
高度運動機能	運動を「する」「見る」「支える」機能
健康増進機能	体を動かすこと等により、健康を獲得する機能
自然学習機能	自然を感じ、ふれあうことで、自然の大切さを学ぶ機能
観光滞在機能	近隣自治体のみならず、遠方からの人々が余暇を利用し、訪れ、滞在することができる機能
交流機能	市内外の人々が集まり、楽しむことにより、交流する機能
ネットワーク機能	距離が離れた各施設を物理的につなぐ機能
定住・移住促進機能	定住や移住を促進する機能
文化・芸術機能	文化や芸術とふれあうことができる機能
教育機能	学習を通じて知性を高めることができる機能
商業機能	ものの売り買いや飲食ができる機能

(2) 機能配置の考え方

以上を踏まえ、機能配置計画を検討した結果は、以下のとおり。

1) アクセス・各施設の連携

総合運動公園計画地は駅から徒歩圏内であるため、徒歩での来訪が期待されるところだが、北海道における交通文化を考慮すると、利用者の大半は車で来場することが見込まれることが明らかとなった。よって、車でのアクセスを基本とした施設計画にすることが必要になるとともに、駅やアウトレットパーク等、市の主要施設からのアクセスを導出するためには、コミュニティバスやシャトルバス等の導入が望ましい。

2) 観光滞在機能

ヒアリング結果等を踏まえると、総合運動公園計画地において、アマチュア利用を前提とした合宿事業が成立しうることが明らかとなった。一方、市内の既存宿泊施設については、合宿が期待される夏期を中心に高稼働の状況にあるため、新たな宿泊客の流入は期待できない状況にある。よって、合宿事業を実施する場合は、総合運動公園計画地において観光滞在機能を確保する、あるいは公有地等を活用し駅前に観光滞在機能を誘致することが考えられる。

3) 高度運動機能

ヒアリング等により、野球場やサッカー場など、高規格のスポーツ施設に、特に需要があることが明らかとなった。加えて、屋内運動施設も冬季を中心に需要があることが分かった。これらの高度運動機能が、総合運動公園計画地において導入されることが望ましい。

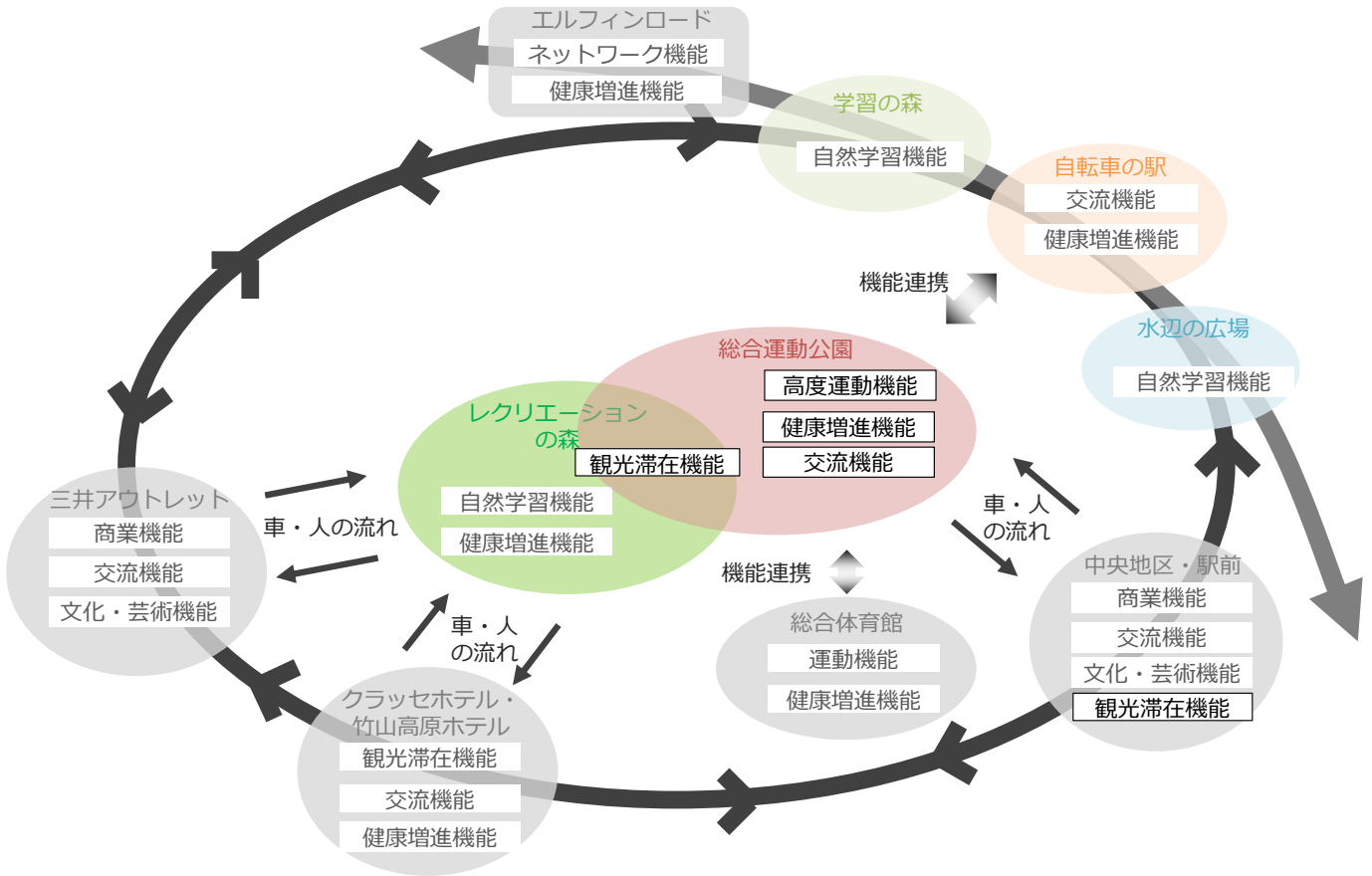
4) 健康増進機能及び交流機能

総合運動公園計画地における観光滞在機能及び高度運動機能の導入により、市内外からの来訪者が期待され、交流機能が導入されることが見込まれるとともに、これらの人々がスポーツを「する」ことによる、健康増進機能の導入も見込まれる。

5) レクリエーションの森及びエルフィンロード

レクリエーションの森及びエルフィンロードについては、官民連携事業導入の余地が限定的であるため、新規施設の整備等による機能強化については、慎重に検討する必要がある。

エリア開発コンセプトを実現させるための機能配置計画



※黒枠は、新設又は強化することを想定する機能

4. エリア開発の進め方の検討

(1) 防災力の強化に資するエリア開発の進め方

1) 調査対象エリアにおける災害状況の整理

上位関連計画等から、調査対象エリアにおける災害状況を整理した。以下に引用した四季別の災害の概況からもわかるように、調査対象エリアにおいて特定の甚大な災害等は想定されていない。

洪水、地震、土砂災害に関しても同様に、特別な危険度は示されておらず、一般的な防災力の強化が求められている。以降に代表的な災害の危険度に関連する資料を示す。洪水に関しては、JRの東側において浸水被害の想定が大きく出ているが、総合運動公園側への被害想定はない。

■四季別の災害の概況

本市の災害は、豪雨や台風による水害が最も多く、次いで火災となっている。なお、地震については明治17年(1884年)の入植以降、大きな被害を受けた記録がなく、近年、北海道内で発生した平成5年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震等においても大きな被害は起きていない。

1 春の災害

4月から5月にかけては、低気圧の接近に伴って南風が吹き込んで気温の上昇が起これ、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

2 夏の災害

梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、前線上を低気圧が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は大気の状態が不安定となりがちで、ゲリラ豪雨と呼ばれる突発的、局所的な豪雨が発生し、思わぬ大きな被害をもたらすことがある。さらに、台風がこの時期に接近することもある。

3 秋の災害

この時期は、低気圧と高気圧が日本付近を交互に通過するため、天気は周期的に変化しやすく、また、台風の最盛期でもある。本市に接近する台風は一般的に勢力が弱まっている場合が多いが、稀にその勢力をほとんど変えずに襲来し、大きな被害をもたらすことがある。

本市においては、昭和54年10月に2つの台風が襲来し、大きな被害をもたらしたほか、昭和56年8月には、停滞する前線と台風の影響により2度の大雨災害(56災害)がおき、死者1名を出すなど甚大な被害をもたらした。

4 冬の災害

冬期に入ると、日本海沿岸から太平洋に低気圧が通過し、降雨が降雪となり、ときには暴風雪のため交通災害が発生する。

(出所：北広島市地域防災計画(一般災害対策編))

ア 洪水ハザードマップ

千歳川洪水ハザードマップ

ハザードマップとは

この地図は、千歳川流域の川が大雨によって増水し、市内で堤防が決壊した場合の浸水予想の資料に基づいて、浸水する範囲とその程度、浸水実績並びに各地区の避難場所を示した地図です。

大雨の規模は、3日間の総雨量で320mm(概ね100年に1回起こる大雨)を想定しています。

水害のおそれがある時には、市から避難勧告や避難指示が出されますので、速やかに避難してください。

あなたが住んでいる地区における浸水など、大雨による災害が発生する場所や状況に応じて、雨の降り方や浸水の状況に注意して、危険を感じたら早めに自主的な避難を心がけましょう。

いざという時に備え、あなたの家から避難場所までの経路や連絡先などを書き込んで、見やすい場所に貼っておきましょう。

なお、地図に示した区域以外のごりも場合によっては、浸水するところがありますので注意してください。

浸水の深さ	想定浸水深	浸水等の程度
	5.0m以上	
	2.0m以上～5.0m未満	
	1.0m以上～2.0m未満	1階の軒下まで浸水する程度
	0.5m以上～1.0m未満	大人の腰の高さ
	0.5m未満	大人の膝下程度

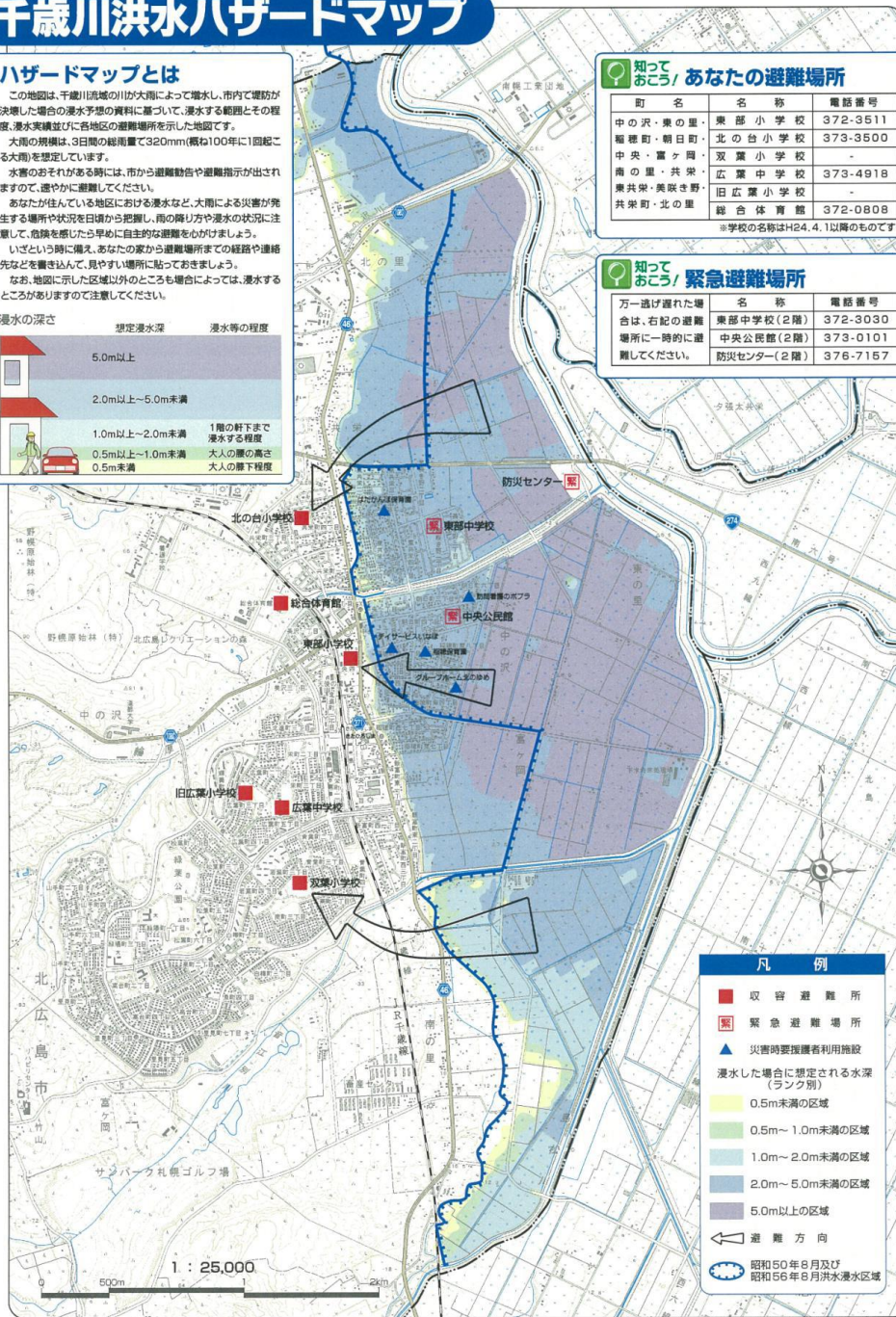
知っておこう! あなたの避難場所

町名	名称	電話番号
中の沢・東の里・稲穂町・朝日町・中央・富ヶ岡・南の里・共栄	東部小学校	372-3511
	北の台小学校	373-3500
	双葉小学校	-
	広葉中学校	373-4918
東共栄・美咲き野・共栄町・北の里	旧広葉小学校	-
	総合体育館	372-0808

※学校の名称はH24.4.1以降のものです。

知っておこう! 緊急避難場所

万一起げ遅れた場合は、右記の避難場所に一時的に避難してください。	名称	電話番号
	東部中学校(2階)	372-3030
	中央公民館(2階)	373-0101
	防災センター(2階)	376-7157



凡例

- 取寄避難所
- 緊急避難場所
- 災害時要援護者利用施設
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
- 0.5m～1.0m未満の区域
- 1.0m～2.0m未満の区域
- 2.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m以上の区域
- 避難方向
- 昭和50年8月及び昭和56年8月洪水浸水区域

出所：北広島市水防計画

輪厚川洪水ハザードマップ

ハザードマップとは

この地図は石狩川(水)・輪厚川の水位・雨量に関する情報に基づき、水防法に基づき指定された浸水想定区域等と、当該区域が浸水した場合に想定される被害の程度を示したものです。

浸水想定区域は、平成21年3月時点の輪厚川の河道整備状況に基づき、浸水想定区域となる河川である。概ね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、輪厚川がはん濫した際に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

降雨・内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。浸水想定区域が実際の浸水深と異なる場合があります。



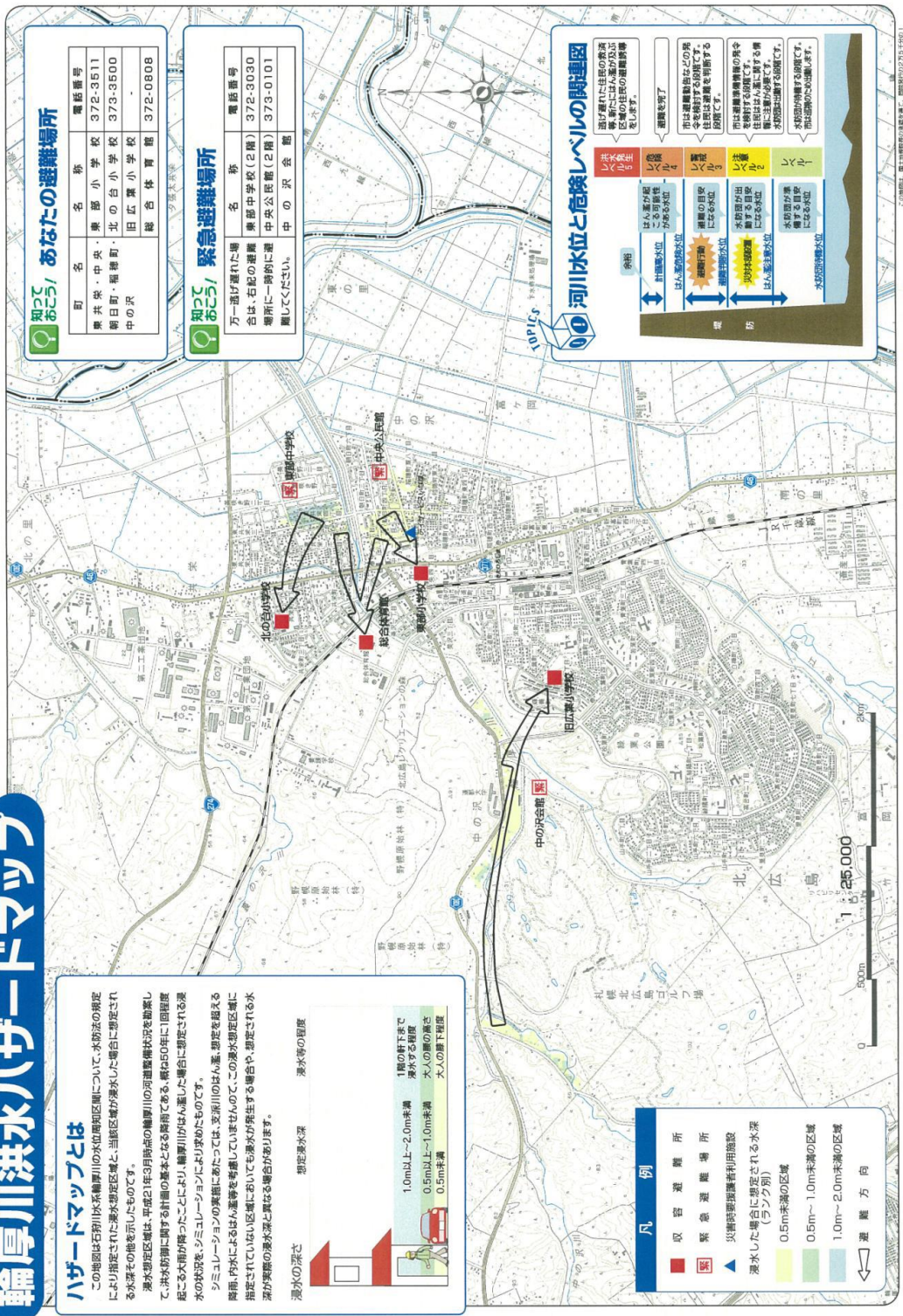
知って！ あなたの避難場所

町名	名称	電話番号
東共栄・中央	東郷小学校	372-3511
朝日町・福徳町・北の台小学校	北の台小学校	373-3500
中の沢	旧広葉小学校	-
	総合体育館	372-0808

知って！ 緊急避難場所

名称	電話番号
万一逃げ遅れた場合	
名称	電話番号
東郷中学校(2階)	372-3030
中央公民館(2階)	373-0101

場所は一併的に滞りなく避難してください。



凡例

- 収容避難場所
- 緊急避難場所
- ▲ 災害時避難者利用施設
- 浸水した場合に想定される水深(ラング別)
- 0.5m未満の区域
- 0.5m~1.0m未満の区域
- 1.0m~2.0m未満の区域
- ▶ 避難方向

河川水位と危険レベルの関連図

河川水位が上昇すると、危険レベルが高くなります。危険レベルが高くなると、避難が必要になります。

危険レベル1: 浸水想定区域に浸水する危険性があるが、避難は不要です。

危険レベル2: 浸水想定区域に浸水する危険性があるため、避難を要します。

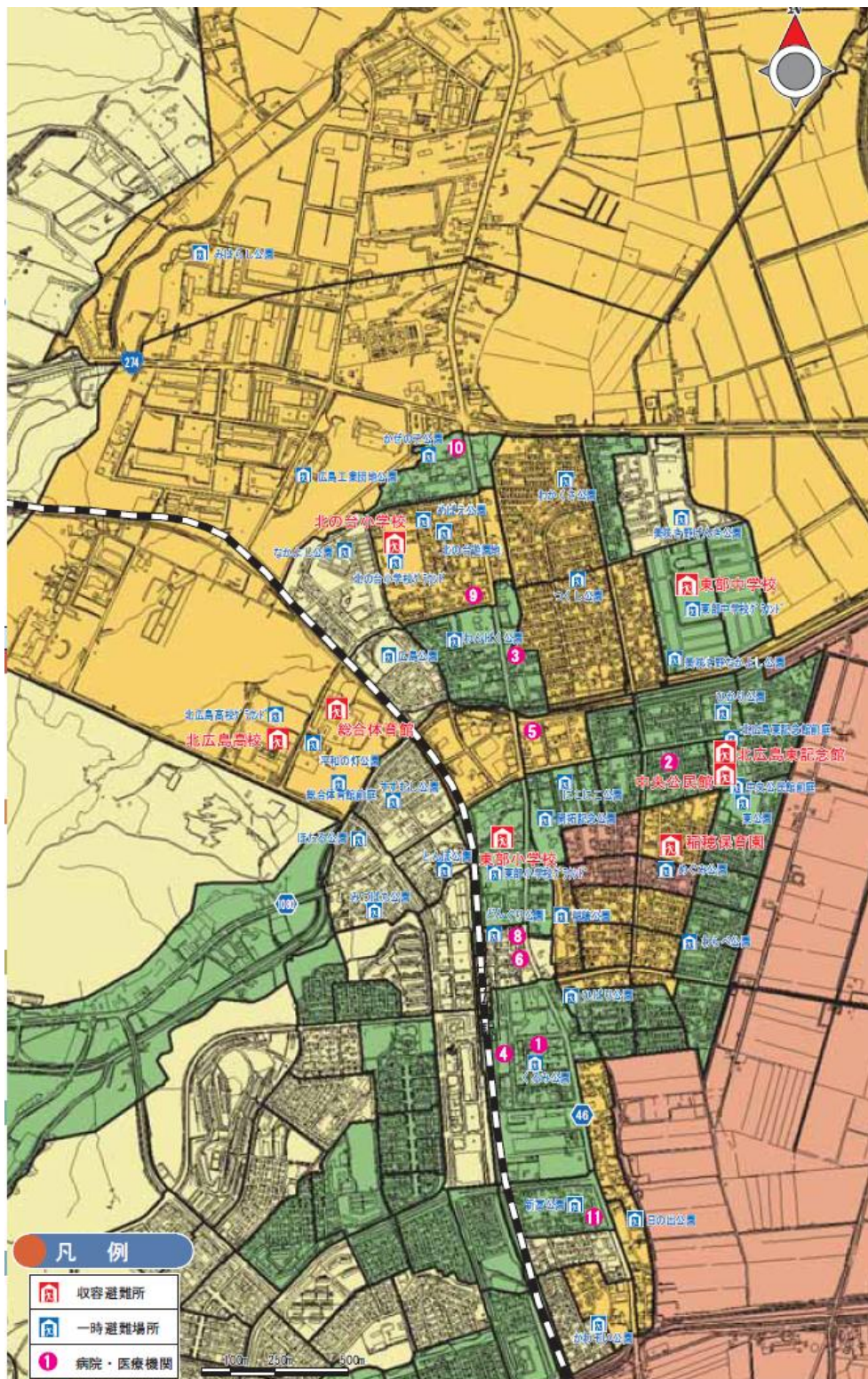
危険レベル3: 浸水想定区域に浸水する危険性があるため、避難を要します。

危険レベル4: 浸水想定区域に浸水する危険性があるため、避難を要します。

危険レベル5: 浸水想定区域に浸水する危険性があるため、避難を要します。

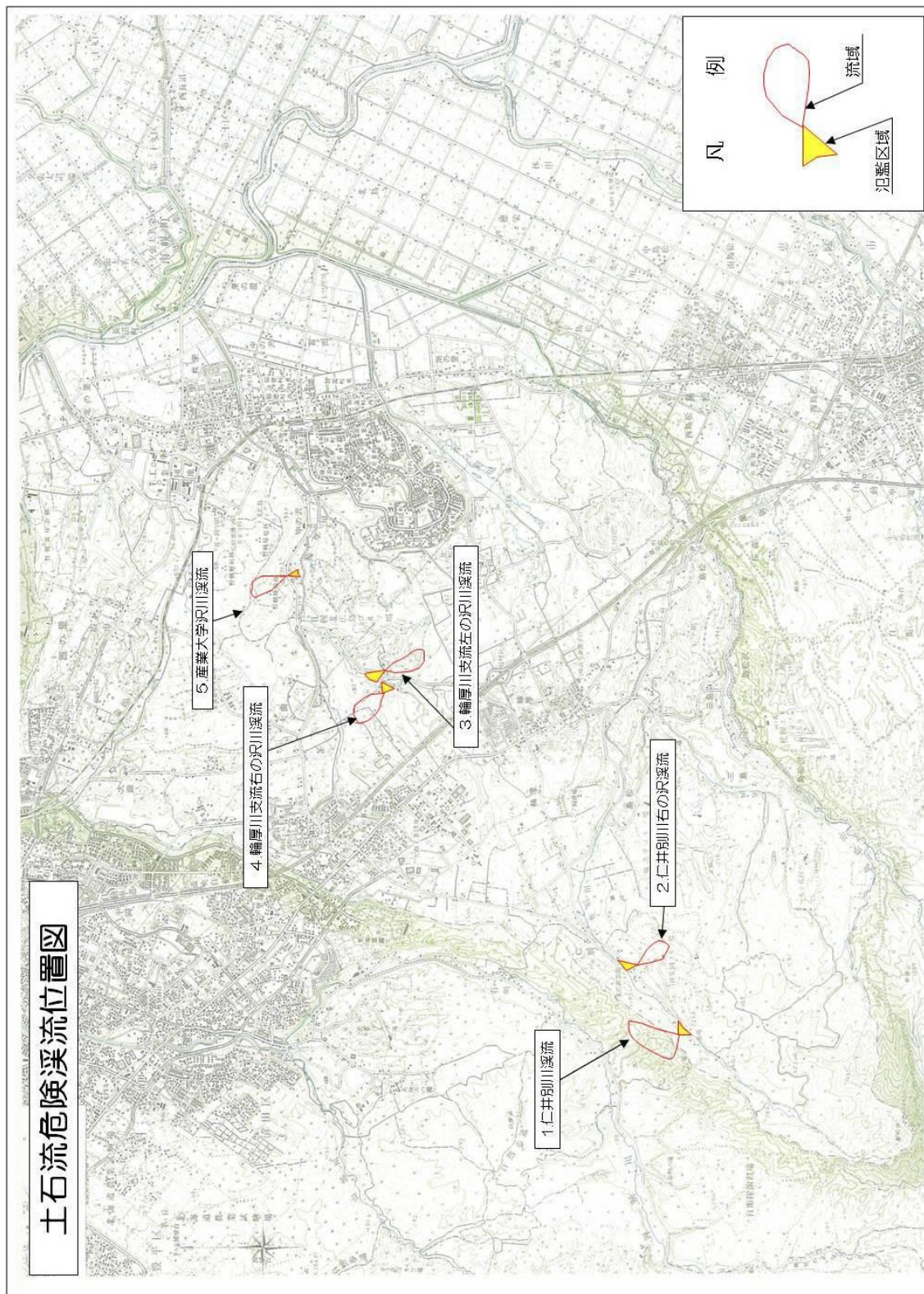
出所：北広島市水防計画

イ 地震ハザードマップ



出所：地域の危険度マップ

ウ 土砂流危険溪流位置図



出所：北広島市地域防災計画 資料編

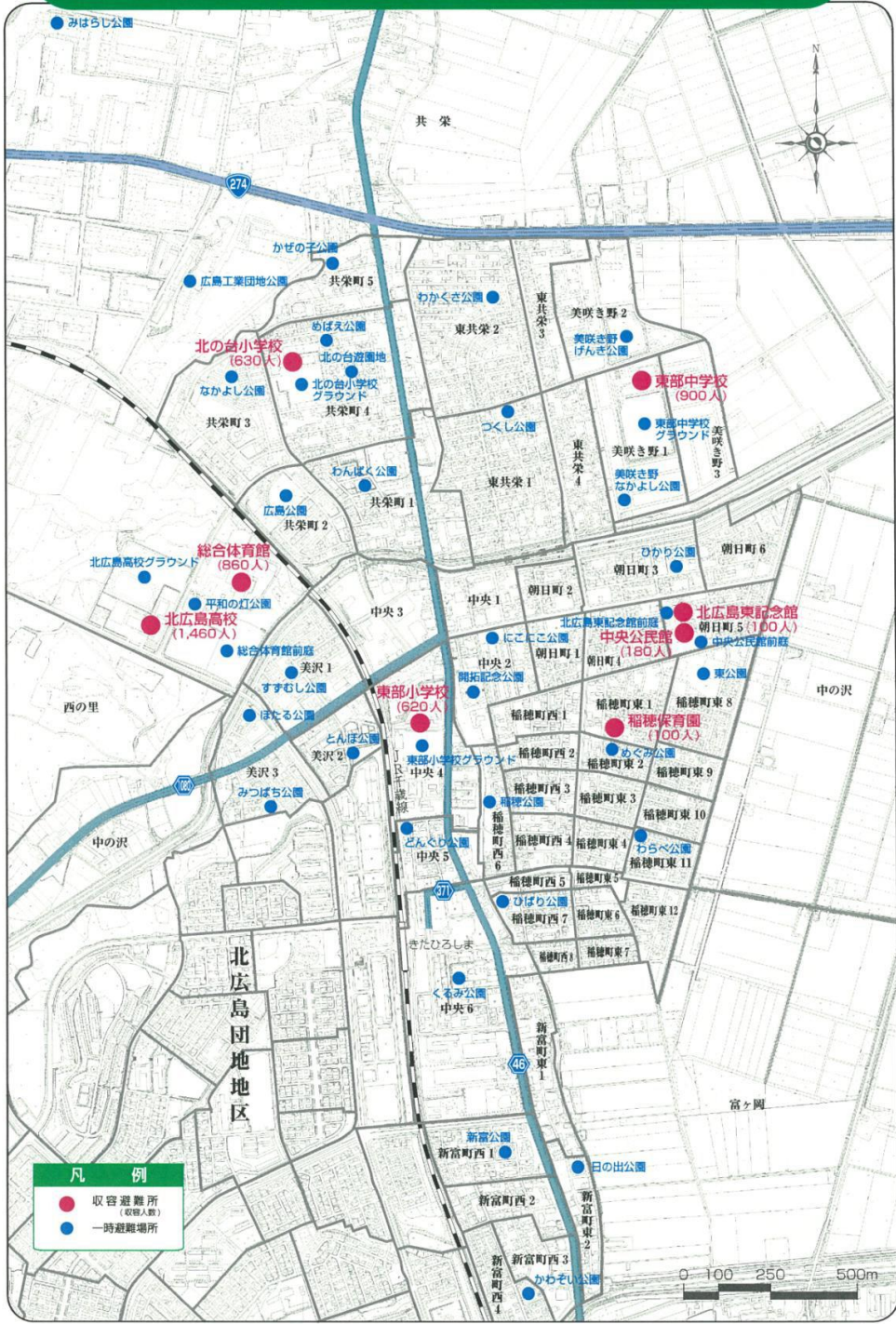
2) 防災力強化に関する考え方の検討

防災力強化に関し、総合公園周辺住民に対する考え方、広域に対する考え方、公園内の考え方に分けて検討を行なった。

ア 運動公園周辺住民に対する防災の考え方

運動公園の南西側はレクリエーションの森・森林であり、主な周辺住民としては北側と東側に居住している。公園を避難所として利用する場合、北側が JR で分断されているため、避難には適さないと考えられる。また、運動公園と居住範囲の境界には、北の台小学校、北広島高校、総合体育館が収容避難所、一次避難所として指定されており、周辺住民の避難への機能は整備されているといえる。

東部地区の避難所マップ



出所：北広島市地域防災計画 資料編

イ 広域に対する防災の考え方

本計画においては、北広島市内としては、平面的に広い面積を有する施設となる。よって、災害発生時に警察、消防、自衛隊、医療機関など救援活動の拠点（後方支援活動拠点）としての活用可能性が考えられる。また、施設内容によっては、道内における広域一時滞在施設としての機能を有することも考えられる。

道内に関しては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」等を基準に、公園の位置づけを明確化し、防災力向上を行なうことが可能であると考えられる。

道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合においては、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」等を基準に、公園の位置づけを明確化し、防災力向上を行なうことが可能であると考えられる。

北広島市地域防災計画のヘリコプター等活用計画において、ヘリコプターの離着陸可能地（道総務部総合防災対策室防災消防課防災航空室で選定した場所）が示されており、対象地においてもこれらの計画と合わせた役割整理を行い、ヘリコプター離着陸可能地に指定することが考えられる。また連動して緊急輸送道路としての周辺道路整備が求められる。

■ヘリコプター離着陸可能地及び緊急輸送道路



出所：北広島地域防災計画 資料編

ウ 公園内の防災の考え方

観光滞在機能として、合宿施設等の整備を行なった場合、災害発生時に多くの利用者が公園内にいる可能性が高くなる。そのため、公園内に滞在している利用者が、複数日は園内で避難生活が出来るような備蓄や、機能整備等を行なうことが必要になる。今後検討される詳細な施設内容に合わせ、必要な備蓄量や機能等の検討が必要となる。

また、公園敷地内が広域であり、傾斜等も有することから、災害発生直後の利用者の状況を即座に把握し、救助等の対応を迅速に行なう必要があり、公園運営においてBCPを策定することが望まれる。こちらの内容に関しても、今後検討される詳細な施設内容に合わせ、策定することが望まれる。

(2) 公園以外の施設整備に対する考え方

1) 施設の機能による整理

配置の検討を行なった施設を各機能ごとに整理することで、各機能を強化する上で公園も含め、公園以外のどの施設と連携しながら進めるべきかを整理した。以下に機能ごとの施設一覧表を示す。

機能	施設	備考：機能の考え方
高度運動機能	・総合運動公園 (・総合体育館)	運動を「する」「見る」「支える」機能
健康増進機能	・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・総合体育館 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル ・エルフィンロード ・自転車の駅	体を動かすこと等により、健康を獲得する機能
自然学習機能	・レクリエーションの森 ・水辺の広場 ・学習の森	自然を感じ、ふれあうことで、自然の大切さを学ぶ機能
観光滞在機能	・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル ・中央地区・駅前	近隣自治体のみならず、遠方からの人々が余暇を利用し、訪れ、滞在することができる機能
交流機能	・総合運動公園 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル	市内外の人々が集まり、楽しむことにより、交流する機能

	テル ・三井アウトレット ・自転車の駅 ・中央地区・駅前	
ネットワーク機能	・エルフィンロード	距離が離れた各施設を物理的につなぐ機能
文化・芸術機能	・中央地区・駅前 ・三井アウトレット	文化や芸術とふれあうことができる機能
商業機能	・中央地区・駅前 ・三井アウトレット	ものの売り買いや飲食ができる機能

2) 機能ごとの施設整備の方向性

各機能を強化する上で、施設同士をどのように整備すべきかの方向性を検討した。運動公園を含まない機能に関しても、運動公園を軸とした調査対象エリアにおける機能強化として捉えた上で、検討を行なった。

ア 高度運動機能

施設	施設整備の方向性
・総合運動公園 (・総合体育館)	非常に近接している2施設であり、特に総合運動公園内の屋内運動施設とは同時に大会開催やイベント実施等が考えられる。そのため、競技内容やイベント内容を考慮した上での仕様変更や、配置等の施設整備が求められる。2施設をつなぐ動線に関しても、利用頻度が高くなることが想定されるため、各施設において動線に対する整備も求められる。

イ 健康増進機能

施設	施設整備の方向性
・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・総合体育館 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル ・エルフィンロード ・自転車の駅	関連する施設が最多の機能であり、活動内容も多岐にわたる。同一の活動を連携して実施するための整備が求められる一方、複数の活動に対するニーズに対応できるよう、多様性を確保できるように各施設ごとに特化した整備も求められる。(特化例：自転車、プール等)

ウ 自然学習機能

施設	施設整備の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの森 ・水辺の広場 ・学習の森 	<p>自然を中心とした機能であり、基本的には大規模な整備等は行なわずに、周辺環境との調和や、自然景観の確保を最優先とした整備が求められる。</p>

エ 観光滞在機能

施設	施設整備の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル ・中央地区・駅前 	<p>滞在の目的を考慮し、各利用者のセグメントに対するニーズに対応できる施設整備が求められる。特に合宿等の運動利用者や、レジャー観光等のインバウンドの共存が求められるため、滞在の内容の多様性に対応できる整備が求められる。</p>

オ 交流機能

施設	施設整備の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園 ・クラッセホテル・竹山高原ホテル ・三井アウトレット ・自転車の駅 ・中央地区・駅前 	<p>市内外の人々を中心とした交流を想定しているが、交流イベントの同時開催等を見据えた、広場空間の整備が求められる。</p>

カ ネットワーク機能

施設	施設整備の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・エルフィンロード 	<p>調査対象エリアにおいて、複数施設を有機的に連続させる線的な施設であり、各施設との連結部において、利用者を誘引するようなスムーズで明確な動線の整備が求められる。</p>

キ 文化・芸術機能

施設	施設整備の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・中央地区・駅前 ・三井アウトレット 	<p>調査対象エリアにおいて、イベント等の活動の幅が広がるよう、継続的な文化・芸術活動の実施が可能となる整備が求められる。</p>

ク 商業機能

施設	施設整備の方向性
・ 中央地区・駅前 ・ 三井アウトレット	観光滞在機能とも関連し、地域での消費活動が活発になるような整備が求められる。エリア内の関連商品の販売等の連携も想定される。

第5章 整備・運営基本計画の検討

1. 施設計画の検討

(1) 基本モデルプランの比較検討

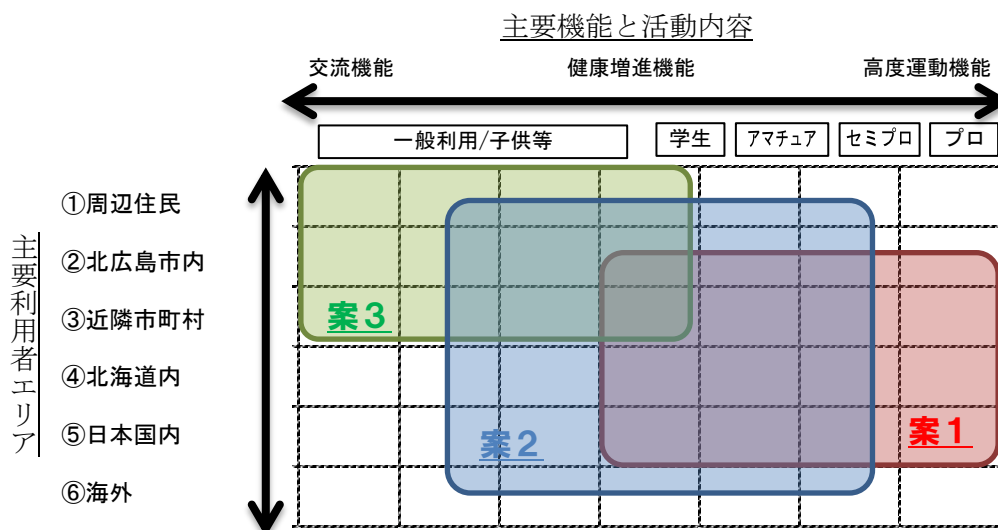
エリア開発を踏まえた公園計画を策定するとともに、公園の基本モデルプランについて検討する。

1) 検討の考え方

運動公園に求められる主な機能としては、高度運動機能、健康増進機能、交流機能が考えられる。基本モデルプランを検討する上で、これらのどの機能を主要機能として捉え、利用者のどのような活動内容に重点を置いた計画とするかによって、基本モデルプラン案を3案提案し、比較検討を行った。

また、これら主要機能と活動内容が、どのエリアから公園へ利用者が来訪するかと連動していることが想定されるため、以下のとおり、「主要機能と活動内容」、「主要利用者エリア」における基本モデルプラン案の位置づけを整理した。

案1として高度運動機能に重点を置いたプラン、案2として健康増進機能に重点を置いたプラン、案3として交流機能に重点を置いたプランとし検討を行った。



2) 基本モデルプラン案 比較一覧

基本モデルプラン案である3案に関し、概要、主要機能と活動内容、主要利用者エリアに関し比較一覧に取りまとめた。各案の詳細に関しては次頁以降に示す。案2に関しては、活用方法により施設配置の考え方が複数想定されるため、案2の派生案を案2'として整理した。比較一覧に関しては、括弧書きにて配置有無が想定される施設を提示した。

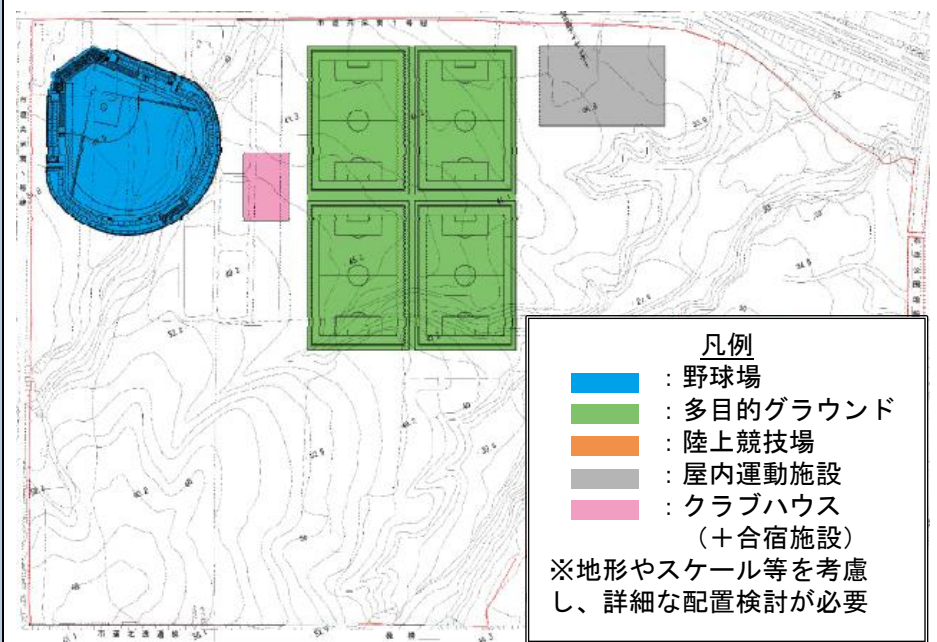
	案1：北海道スポーツ拠点案	案2：多様利活用促進案	案3：市民利用重視案
概要	野球、サッカーを中心にプロスポーツのプレーに対応できる仕様の施設を有し、また全国からのスポーツ合宿等も公園内で十分に行える施設を整備した、北海道のスポーツの拠点を形成する公園プラン	野球、サッカー等のスポーツをメインに、エルフィンロードやレク森などの周辺施設との連携や、対象地の地形条件や気候等の特性を活かした、多種多様な健康増進の活動を促すような公園プラン	周辺住民や市内からの公園利用を最重要視し、北広島市内の方々を中心とした、屋外での交流活動の場を整備することで、公園を利用し市民交流が活発になるような公園プラン
高度運動	<ul style="list-style-type: none"> ・30,000席収容野球場 ・サッカー場4～6面分：多目的グラウンド ・陸上競技場 ・屋内運動施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・15,000席収容野球場 ・サッカー場2～4面分：多目的グラウンド（・屋内運動施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000席収容野球場
健康増進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康遊具 ・散策路、園路等 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外健康増進広場 ・健康遊具 ・散策路、園路等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的グラウンド ・健康遊具 ・散策路、園路等
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス ・宿泊施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス（・宿泊施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外イベント広場 ・屋外ステージ ・管理棟
主要機能と活動内容	高度運動機能を主とし、プロやセミプロの方たちも含めた活動を想定	健康増進機能を主とし、一般からセミプロ等まで含めた幅広い活動を想定	交流機能を主とし、一般利用を中心とした活動を想定
主要利用者エリア	近隣市町村、道内、国内からの来園を主に想定	周辺住民から海外までの広い範囲からの来園を主に想定	周辺住民から近隣市町村の狭い範囲からの来園を主に想定

3) 各モデルプラン案

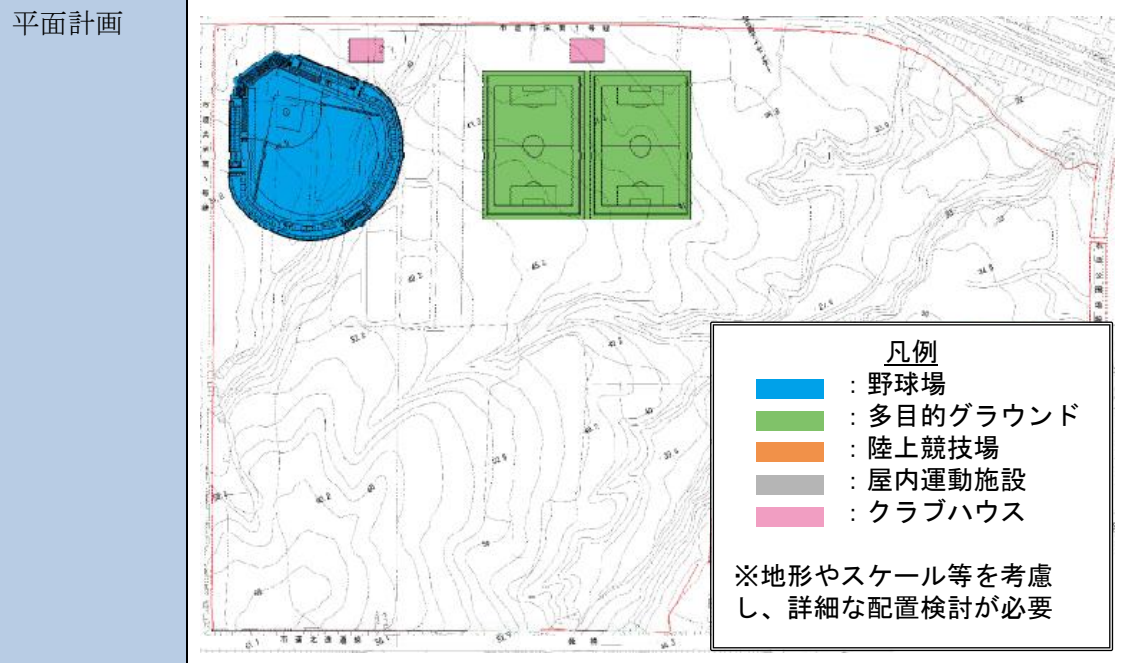
案1：北海道スポーツ拠点案																	
平面計画																	
概要	野球、サッカーを中心にプロスポーツのプレーに対応できる仕様の施設を有し、また全国からのスポーツ合宿等も公園内で十分に行える施設を整備した、北海道のスポーツの拠点を形成する公園プラン																
主要機能と活動内容	<table border="1"> <tr> <td>合宿関連施設</td> <td>野球場</td> </tr> <tr> <td>スポーツ合宿利用を想定した泊機能をクラブハウス内に確保</td> <td>プロ野球の1軍ゲーム開催を想定 ・30,000席収容 ・3季型屋外球場 ・附帯施設多数</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>陸上競技場</td> </tr> <tr> <td>サッカー等の道大会、合宿利用を想定 ・サッカー場4～6面分 (天然2面、人工2～4面) ・照明付き</td> <td>陸上競技の合宿利用等を想定 ・1周400m 8コース ・芝生盛土スタンド ・照明付き</td> </tr> <tr> <td>屋内運動施設</td> <td>クラブハウス</td> </tr> <tr> <td>通年利用を目的として、屋内運動施設を整備</td> <td>クラブハウスとして整備し、更衣室、入浴機能、合宿を想定した宿泊機能を整備</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>試合観戦者用の台数整備</td> <td>・健康遊具 ・散策路、園路等</td> </tr> </table>	合宿関連施設	野球場	スポーツ合宿利用を想定した泊機能をクラブハウス内に確保	プロ野球の1軍ゲーム開催を想定 ・30,000席収容 ・3季型屋外球場 ・附帯施設多数	多目的グラウンド	陸上競技場	サッカー等の道大会、合宿利用を想定 ・サッカー場4～6面分 (天然2面、人工2～4面) ・照明付き	陸上競技の合宿利用等を想定 ・1周400m 8コース ・芝生盛土スタンド ・照明付き	屋内運動施設	クラブハウス	通年利用を目的として、屋内運動施設を整備	クラブハウスとして整備し、更衣室、入浴機能、合宿を想定した宿泊機能を整備	駐車場	その他	試合観戦者用の台数整備	・健康遊具 ・散策路、園路等
	合宿関連施設	野球場															
	スポーツ合宿利用を想定した泊機能をクラブハウス内に確保	プロ野球の1軍ゲーム開催を想定 ・30,000席収容 ・3季型屋外球場 ・附帯施設多数															
	多目的グラウンド	陸上競技場															
	サッカー等の道大会、合宿利用を想定 ・サッカー場4～6面分 (天然2面、人工2～4面) ・照明付き	陸上競技の合宿利用等を想定 ・1周400m 8コース ・芝生盛土スタンド ・照明付き															
	屋内運動施設	クラブハウス															
	通年利用を目的として、屋内運動施設を整備	クラブハウスとして整備し、更衣室、入浴機能、合宿を想定した宿泊機能を整備															
駐車場	その他																
試合観戦者用の台数整備	・健康遊具 ・散策路、園路等																
主要利用者エリア	近隣市町村、道内、国内からの来園を主に想定																
コスト	△整備費用、運営費用共に高額が想定される。(概算整備費150億円)																

案2：多様利活用促進案		
平面計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">凡例</p> <p>■ : 野球場 ■ : 多目的グラウンド ■ : 陸上競技場 ■ : 屋内運動施設 ■ : クラブハウス</p> <p>※地形やスケール等を考慮し、詳細な配置検討が必要</p> </div>	
概要	<p>野球、サッカー等のスポーツをメインに、エルフィンロードやレク森などの周辺施設との連携や、対象地の地形条件や気候等の特性を活かした、多種多様な健康増進の活動を促すような公園プラン</p>	
主要機能と活動内容	合宿関連施設	野球場
	未整備	社会人や学生中心の利用を想定 ・ 15,000 席収容 ・ 3 季型屋外球場 ・ 照明、スコアボード付き
	多目的グラウンド	陸上競技場
	練習施設としての利用を想定 ・ サッカー場 2～4 面分 (天然 1～2 面、人工 1～2 面) ・ 照明付き	未整備
	屋内運動施設	クラブハウス
	未整備	クラブハウスとして整備し、更衣室、入浴機能を整備
	駐車場	その他
利用者中心とした台数整備	周辺施設との連携を促す積極的な利用を想定 ・ 健康遊具 ・ 屋外健康増進広場 (自転車、クロスカントリー、スノーレジャー等) ・ 散策路、園路等	
主要利用者エリア	<p>周辺住民から海外までの広い範囲からの来園を主に想定</p>	
コスト	<p>○利用に適した整備レベルを選択できる。(概算整備費 50 億円)</p>	

案2' : 多様利活用促進案 (案2の派生案)

<p>平面計画</p>		
<p>概要</p>	<p>野球、サッカー等のスポーツをメインに、エルフィンロードやレク森などの周辺施設との連携や、対象地の地形条件や気候等の特性を活かした、多種多様な健康増進の活動を促すような公園プラン</p>	
<p>主要機能と活動内容</p>	<p>合宿関連施設</p>	<p>野球場</p>
<p>スポーツ合宿利用を想定した泊機能をクラブハウス内に確保</p>		<p>社会人や学生中心の利用を想定 ・ 15,000 席収容 ・ 3 季型屋外球場 ・ 照明、スコアボード付き</p>
<p>多目的グラウンド</p>		<p>陸上競技場</p>
<p>練習施設としての利用を想定 ・ サッカー場 2~4 面分 (天然 1~2 面、人工 1~2 面) ・ 照明付き</p>		<p>未整備</p>
<p>屋内運動施設</p>		<p>クラブハウス</p>
<p>通年利用を目的として、屋内運動施設を整備</p>		<p>クラブハウスとして整備し、更衣室、入浴機能、合宿を想定した宿泊機能を整備</p>
<p>駐車場</p>		<p>その他</p>
<p>利用者中心とした台数整備</p>		<p>周辺施設との連携を促す積極的な利用を想定 ・ 健康遊具 ・ 屋外健康増進広場 (自転車、クロスカントリー、スノーレジャー等) ・ 散策路、園路等</p>
<p>主要利用者エリア</p>	<p>周辺住民から海外までの広い範囲からの来園を主に想定</p>	
<p>コスト</p>	<p>○利用に適した整備レベルを選択できる。(概算整備費 70 億円)</p>	

案3：市民利用重視案



概要 周辺住民や市内からの公園利用を最重要視し、北広島市内の方々を中心とした、屋外での交流活動の場を整備することで、公園を利用し市民交流が活発になるような公園プラン

主要機能と活動内容	合宿関連施設	野球場
	未整備	社会人や学生、周辺市民の利用を想定 ・ 5,000 席収容 ・ 3 季型屋外球場
	多目的グラウンド	陸上競技場
	市民の自由な利用を想定	未整備
	屋内運動施設	クラブハウス
	未整備	管理棟として整備し、着替えや入浴機能は整備しない
	駐車場	その他
	市民用の台数整備	・ 健康遊具 ・ 屋外イベント広場・屋外ステージ ・ 散策路、園路等

主要利用者エリア 周辺住民から近隣市町村の狭い範囲からの来園を主に想定

コスト ◎整備費用を最小に抑えることが出来る。(概算整備費 20 億円)

4) モデルプラン案の評価

比較案に関し、エリア開発コンセプトにおける評価を行った。コンセプトとの対応として、「取組1：多様なアスリートが集う、広域健康増進拠点の形成」「取組2：緑とふれあい、木々と楽しみ・憩う、自然学習・レクリエーション拠点の形成」、「取組3：市民、道民のさまざまな活動拠点を連携させることによる、多世代が利用できるエリアまるごとネットワークの形成」について整理した結果は以下のとおり。

取組1～3との整合性が最も認められる「案2：多様利活用促進案」を採用することとする。

		案1：北海道スポーツ拠点案	案2：多様利活用促進案	案3：市民利用重視案
コンセプトとの対応	取組1	◎プロを含めた最上位の高度運動の実施が可能となる △高機能な運動施設となることから、利用者が一部限定される	○健康増進機能の充実により、拠点化が可能となる ◎屋外健康増進広場に、周辺との連携を考慮した機能（自転車、スノーレジャー等）により、多種多様な利用を促す	○健康増進機能の充実により、拠点化が可能となる △市民利用を中心に想定しており、高度な運動の実施頻度は下がると考えられる
	取組2	△施設面積が大きいいため、樹木伐採・造成等が多数発生してしまう △運動施設整備が中心となり、自然学習・レク施設は少数となる	○現状の自然環境を活かした機能配置が可能となる ○自然学習・レクリエーションに対する敷地の自由度は高い	○現状の自然環境を活かした機能配置が可能となる ○自然学習・レクリエーションに対する敷地の自由度は高い
	取組3	○スポーツ観戦を含め、全国広くからの利用者来場が期待できる △各施設での利用が充実し完結するため、周辺施設との連携が生まれにくい	◎屋外健康増進広場の活用により、周辺との連携に自由度が生まれ多様な活動が行われるネットワークが形成される	○市民にとって多世代が利用できる地域ネットワーク拠点となる △機能が少ないため、周辺施設を含め、道民の活動を連携することは難しい
コスト	△整備費用、運営費用共に高額が想定される（概算整備費 150 億円）	○利用に適した整備レベルを選択できる（概算整備費 60～80 億円）	◎整備費用を最小に抑えることができる（概算整備費 20 億円）	
評価	△取組1との整合性が一定程度認められるものの、取組2との整合性が見出し難く、またコストも高い。	◎各取組との整合性が最も認められる。	△取組2との整合性が認められ、かつ、コスト面で優れるものの、取組1、3との整合性は高くない。	

※参考：エリア開発コンセプト

エリア開発コンセプト

総合運動公園を核とした多世代が楽しめる、
健康増進と自然教育のまるごとネットワーク

コンセプトを実現させる3つの取組

取組1：多様なアスリートが集う、広域健康増進拠点の形成

取組2：緑とふれあい、木々と楽しみ・憩う、
自然学習・レクリエーション拠点の形成

取組3：市民、道民のさまざまな活動拠点を連携させることによる、
多世代が利用できるエリアまるごとネットワークの形成

(2) 基本モデルプランの詳細検討

「案2：多様利活用促進案」を前提として、基本モデルプランの詳細を以下のとおり3案+1案検討した。

1) 各案の共通条件（総合運動公園計画地へのアクセスルート）

3案+1案に共通して、総合運動公園計画地へのアクセスルートは、総合運動公園計画地を取り囲む市道北進通線、市道公園通線、市道共栄南1号線を利用することとして、総合運動公園計画地内の動線計画を検討するものであるが、広大な敷地に分散配置する各種運動施設、レクリエーション施設及び駐車場の関係から、アプローチ入口部を設定する。

上記4本の市道のうち、メインとなるアクセスルートは、市街地から総合運動公園計画地南側へアクセスする市道北進通線となり、最も現実的であると考え。しかし、市道北進通線と隣接する総合運動公園計画地南側のエリアは、地形変化に富んでいるとともに、既存樹林が多く残されているため、当該道路から総合運動公園計画地内へのメインアクセスを設定する場合は、相当規模の土工改変とそれに伴う、樹林の伐採が生じることとなる。従って、総合運動公園計画地への主たるアクセス道路としては、本市中心市街地に近接し、都市計画道路3.3.206 広島本通から市道公園通線を、また都市計画道路3.4.207 大曲通等から市道北進通線を経由して容易な連絡が可能となる、市道共栄南1号線をメインアクセス路とする。

2) 案1：敷地特性（自然環境）に配慮した配置案

総合運動公園計画地中央から南側に広がる天然生広葉樹林や人工針葉樹林、またそこに生息する動植物の保全や共生を勘案して、これらへの影響を最小限に留めた配置案。施設配置の優先順位は以下と設定した。

- ① 多目的グラウンド・野球場・メインプロムナード・中央広場
- ② 屋外健康増進広場・駐車場
- ③ クラブハウス
- ④ 屋内運動施設

ア 野球場

野球場を利用する際の利用者動線が有る程度限られており、かつ施設特性上、独立した利用形態となることを踏まえ総合運動公園計画地北西側に配置。

メリットー他施設の配置への影響が少ない、通常利用時には駐車場からのアプローチがスムーズであるため利便性が良いことが挙げられる。

デメリットーメイン駐車場から距離があるため、大会時などの多くの利用者が訪れた時には混雑する可能性がある。

イ 多目的グラウンド（サッカー場3面）

広い平坦な敷地を比較的確保しやすい総合運動公園計画地北側中央に配置。

メリットー各施設の中央に配置することから、スポーツ施設としての利用の他に多様なレクリエーション活動と連動した利用を見込める。また、メイン駐車場から近いことにより、利便性が高い。

デメリットー多目的グラウンドの南側は沢及び斜面地となっていることから、大規模な土工事を要する。また、擁壁等の土留施設も必要となる。

※ サッカー場4面分の広さを1面で配置すると、大規模な樹林の伐木やそれに伴う造成工事が必要となることから、本配置案の考え方を踏まえて3面とした。（野球場の南側に単独でサッカー場1面を配置することは可能）

ウ 屋内運動施設

施設の性格上、年間を通しての利用が想定されることから、冬期間でもアクセスのしやすい市道公園通線に面して配置する。

メリットー冬期間でも利用者がアクセスしやすいことから利便性が高い。

デメリットー他施設との連動した利用が難しい。

エ 屋外健康増進広場

エルフィン道路など周辺施設との連携を想定して総合運動公園計画地北東側に配置。

想定する施設内容ーサイクリングステーション、マウンテンバイクコース、幼児から児童の遊具広場、健康遊具広場、クロカン・スノーレジャー等の活動拠点

メリットー周辺施設利用者の利便性が高く、包括的な利用促進が期待できる。

デメリットー多様な活動を促進支援するために必要となる施設と離れている。特に冬期の活動を促すには工夫が必要となる。

オ メインプロムナード・中央広場

メインアクセス路より野球場と多目的グラウンドの中央に配置。

メリットーメイン施設の中央に配置することで、利便性の向上が図れる。また利用者の賑わいと集散の空間として、認知性の向上が期待できる。

デメリットー屋外健康増進広場から離れているため、屋外健康増進広場利用者は利用がしにくい。

カ クラブハウス

メインプロムナード及び駐車場に面する形で配置。

メリットークラブハウスを主に利用する野球場及び多目的グラウンドから近いことから利便性が高い

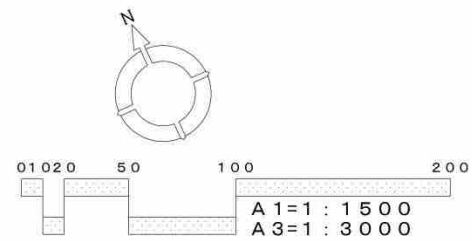
デメリットー屋外健康増進広場から離れているため、屋外健康増進広場利用者は利用がしにくい。そのため、冬季利用の促進面では不利である。

キ 駐車場

利用者のメインアクセス路となる市道共栄南1号線側にメイン駐車場を確保。また、補完する形で各アクセス部分に駐車場を確保する。

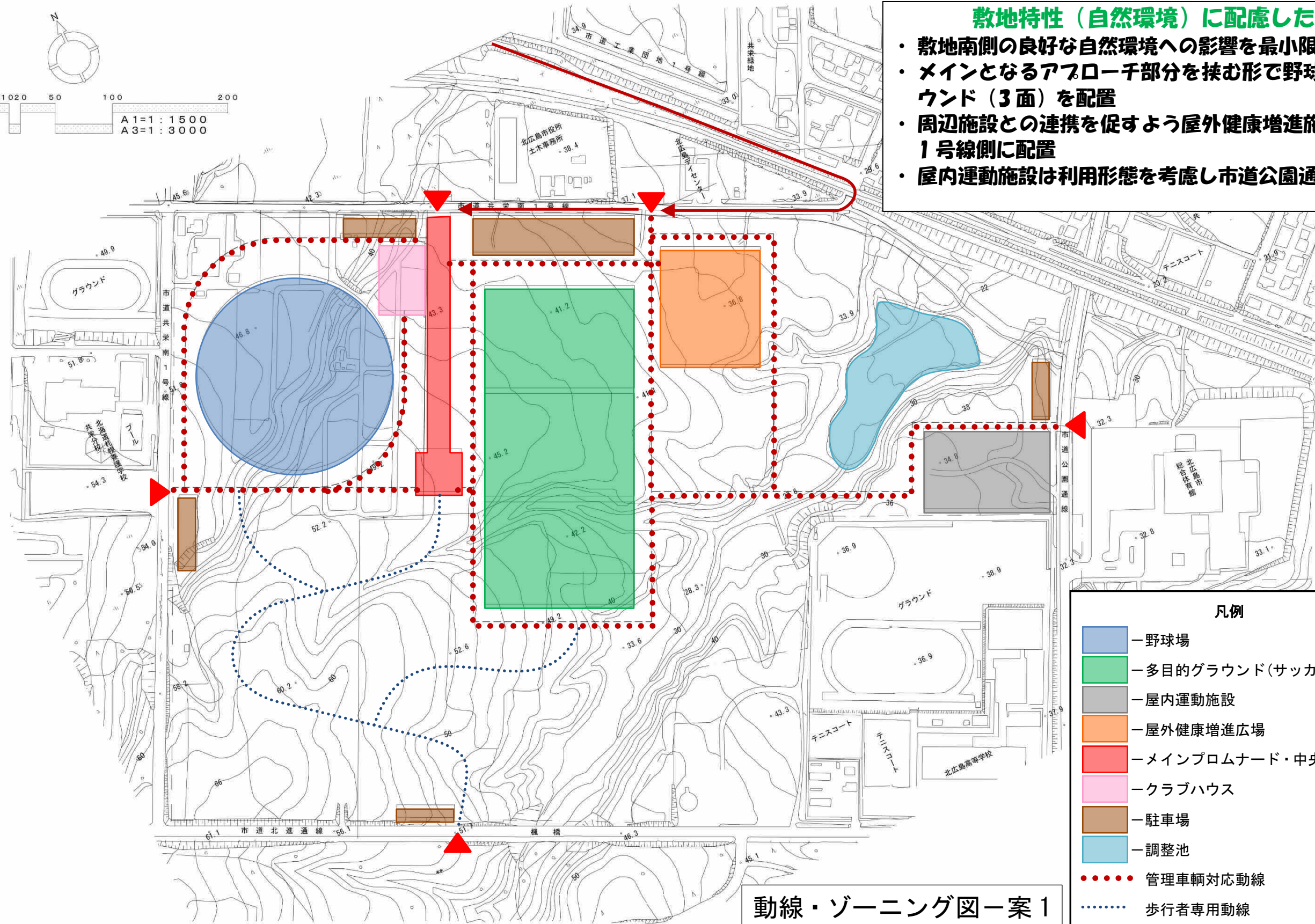
ク 調整池

総合運動公園計画地にある2つの沢の下流部に配置



敷地特性（自然環境）に配慮した配置案

- 敷地南側の良好な自然環境への影響を最小限に留めた配置案
- メインとなるアプローチ部分を挟む形で野球場と多目的グラウンド（3面）を配置
- 周辺施設との連携を促すよう屋外健康増進施設は市道共栄南1号線側に配置
- 屋内運動施設は利用形態を考慮し市道公園通線側に配置



動線・ゾーニング図一案1

凡例	
	— 野球場
	— 多目的グラウンド(サッカー場3面)
	— 屋内運動施設
	— 屋外健康増進広場
	— メインプロムナード・中央広場
	— クラブハウス
	— 駐車場
	— 調整池
	●●●●● 管理車両対応動線
	●●●●● 歩行者専用動線

■案1の諸元

施設	諸元
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市スタルヒン球場程度 ・ グラウンド面積約 13,000 m²(両翼 99m 中堅 120m) ・ 観覧席 15,000 席
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際サッカー連盟で定めているフィールド (105m×68m) を3面(人工芝2面+天然芝1面)
屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 5000 m²程度 RC造2階建 ・ フットサル2面、テニスコート、ゴロッキー等に対応できる運動広場 (3000 m²程度) ・ 会議室、管理事務室、更衣室、採暖室、トイレ、トレーニングルーム
屋外健康増進広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場面積約 1ha～1.5ha を確保 ・ サイクリングステーション、マウンテンバイクコース ・ 幼児～児童の遊具広場及び健康遊具広場 ・ クロスカントリー、スノーシューなどの冬季利用時の拠点施設
クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 2400 m²程度 RC造2階建 ・ 宿泊機能を有したクラブハウス ・ 管理事務室、ロビー、トイレ、更衣室、会議室、入浴施設等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場総数 400 台程度 ・ メインプロムナード東側をメイン駐車場として 200 台確保
メインプロムナード・中央広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインプロムナード (200m×W20m) 中央広場 2000 m²程度 ・ 視線誘導並木、カナル・噴水、休憩施設等

3) 案2：運動施設をメインとした配置案

運動施設利用者の利便性や円滑な大会運営に配慮した配置案。施設配置の優先順位は以下と設定した。

- ① 多目的グラウンド・野球場
- ② クラブハウス・駐車場
- ③ メインプロムナード・中央広場
- ④ 屋内運動施設
- ⑤ 屋外健康増進広場

ア 野球場

メインアクセス路から勇壮なイメージをアピールできる総合運動公園計画地北側中央に配置。

メリットスタジアムの持つ存在感を十分に来園者にアピールすることができ、期待感を高める効果がある。また、駐車場からのアプローチがスムーズであるため利便性が高い。

デメリット配置場所は沢地及び斜面地となっていることから、大規模な土工事を要する。また、擁壁等の土留施設も必要となる。

イ 多目的グラウンド（サッカー場4面）

野球場と並列する形で裸地となっている総合運動公園計画地北西側に配置。

メリット広大なオープンスペースとなるため、野球場と同様に本総合運動公園計画地の顔として十分来園者にアピールすることができる。

デメリット野球場やメインアプローチとの取りあいの関係で大規模な土工事が発生する。また擁壁等土留め施設も必要となる。

ウ 屋内運動施設

野球場や多目的グラウンドとの一体的な利用促進に考慮して総合運動公園計画地北東側に配置。

メリット周辺施設と近接していることから、相互間利用が期待できる。

デメリット野球場若しくは多目的グラウンド利用者と駐車場を共有することから、大会時などは混雑する可能性が高い。

エ 屋外健康増進広場

総合運動公園計画地の良好な自然環境を活かした活動を促進することから総合運動公園計画地中央に配置。

メリットー自然観察や散策など環境系のレクリエーション活動や、レクの森との一体的な利用が見込める。

デメリットーエルフィンロードとの連携した利用が難しい。また、冬期の活動拠点となるクラブハウスや屋内運動施設から離れているため積極的な活動が難しい。

オ メインプロムナード・中央広場

メインアクセス路より野球場と多目的グラウンドの中央に配置。

メリットーメイン施設の中央に配置することで、利便性の向上が図れる。また利用者の賑わいと集散の空間として、認知性の向上が期待できる。

デメリットー他案に比べて面積が大きくなることからコスト高となる。

カ クラブハウス

メインプロムナード及び駐車場に面する形で配置。

メリットークラブハウスを主に利用する野球場及び多目的グラウンドから近いことから利便性が高い。

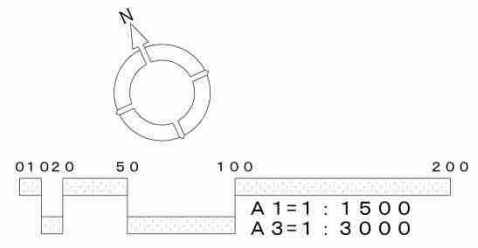
デメリットー屋外健康増進広場から離れているため、屋外健康増進広場利用者は利用がしにくい。そのため、冬季利用の促進面では不利である。

キ 駐車場

利用者のメインアクセス路となる市道共栄南1号線側にメイン駐車場を確保。また、補完する形で各アクセス部分に駐車場を確保する。

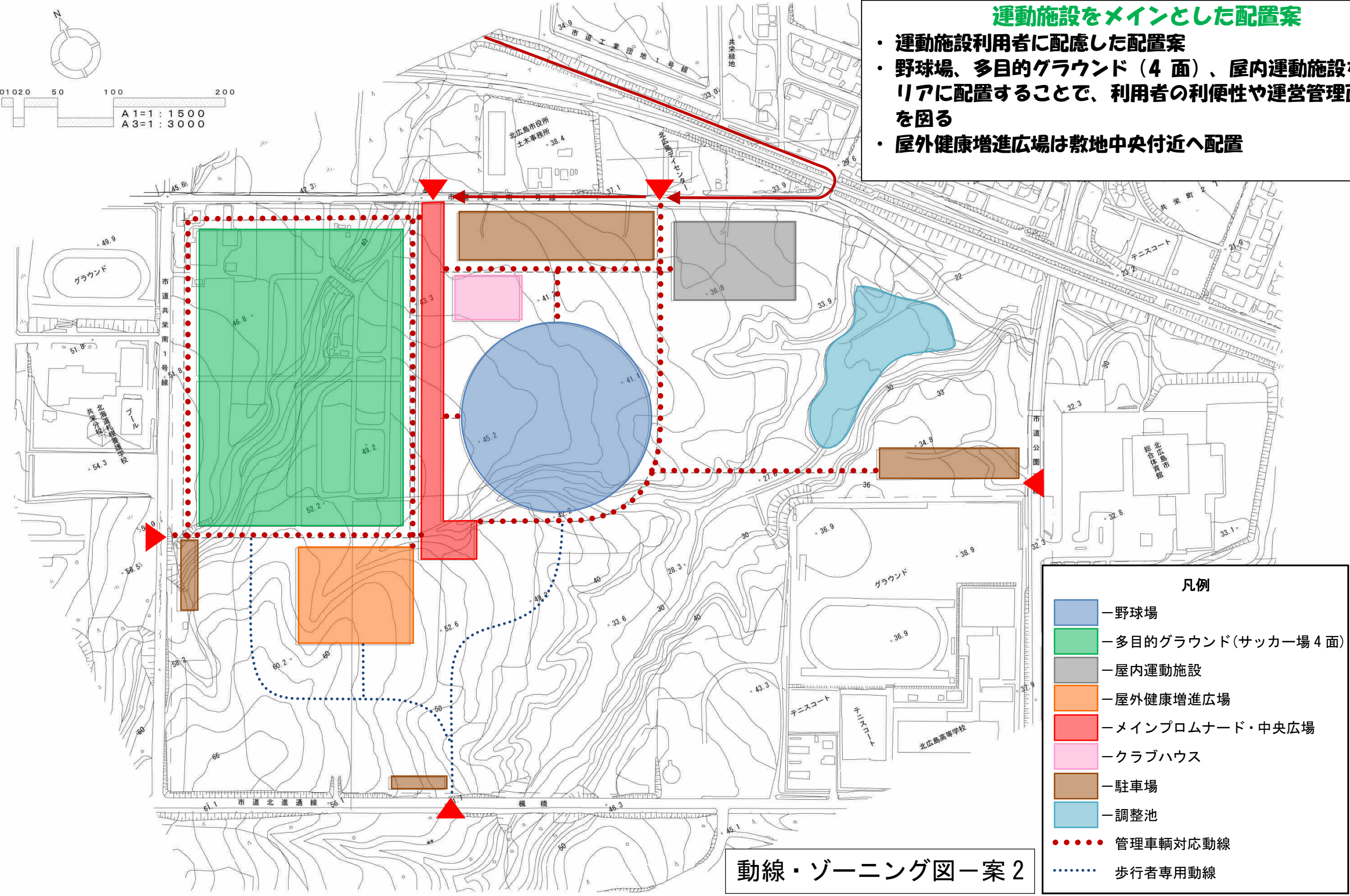
ク 調整池

総合運動公園計画地にある2つの沢の下流部に配置。



運動施設をメインとした配置案

- ・ 運動施設利用者に配慮した配置案
- ・ 野球場、多目的グラウンド（4面）、屋内運動施設を同一エリアに配置することで、利用者の利便性や運営管理面の向上を図る
- ・ 屋外健康増進広場は敷地中央付近へ配置



動線・ゾーニング図一案2

■案2の諸元

施設	諸元
野球場	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市スタルヒン球場程度 グラウンド面積約 13,000 m²(両翼 99m 中堅 120m) 観覧席 15,000 席
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 国際サッカー連盟で定めているフィールド (105m×68m) を 4 面(人工芝 2 面+天然芝 2 面)
屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 5000 m²程度 RC造 2 階建 フットサル 2 面、テニスコート、ゴロッキー等に対応できる運動広場 (3000 m²程度) 会議室、管理事務室、更衣室、採暖室、トイレ、トレーニングルーム
屋外健康増進広場	<ul style="list-style-type: none"> 広場面積約 1ha~1.5ha を確保 サイクリングステーション、マウンテンバイクコース 幼児~児童の遊具広場及び健康遊具広場 クロスカントリー、スノーシューなどの冬季利用時の拠点施設
クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 2400 m²程度 RC造 2 階建 宿泊機能を有したクラブハウス 管理事務室、ロビー、トイレ、更衣室、会議室、入浴施設等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場総数 500 台程度 メインプロムナード東側をメイン駐車場として 300 台確保 市道公園通線側に運動施設の大会時に対応できる臨時駐車スペースを別途 200 台程度確保
メインプロムナード・中央広場	<ul style="list-style-type: none"> メインプロムナード (300m×W20m) 中央広場 2000 m²程度 視線誘導並木、カナル・噴水、休憩施設等

4) 案3-1：屋外健康増進広場をメインとした配置案

エルフィンロードやレクの森など周辺施設との連携を高めるべく、市民の健康増進を促進する広場をメインとした配置案。

施設配置の優先順位は以下と設定した。

- ① 屋外健康増進広場
- ② 多目的グラウンド・野球場
- ③ クラブハウス・駐車場
- ④ メインプロムナード・中央広場
- ⑤ 屋内運動施設

ア 野球場

総合運動公園計画地中央南側に配置

メリットー日常の利用程度であれば、市道北進通線及び市道共栄南1号支線に面する駐車場を利用することにより、駐車場の混雑が軽減される。

デメリットーメインアクセス路から離れていることから大会時など多くの利用者が訪れた場合には非常に利便性が悪い。

大規模な土工事や樹木の伐木が発生する。また、野球場外周には擁壁を施す必要があるためコスト高となる。

イ 多目的グラウンド（サッカー場4面）

裸地となっている総合運動公園計画地北西側に配置。

メリットー広大なオープンスペースとなるため、総合運動公園計画地の顔として十分来園者にアピールすることができる。また、メイン駐車場からのアプローチも良いことから利便性が高い。

デメリットー大規模な土工事が発生する。また擁壁等土留め施設も必要となる。

ウ 屋内運動施設

施設の性格上、年間を通しての利用が想定されることから、冬期間でもアクセスのしやすい市道公園通線に面して配置する。

メリットー冬期間でも利用者がアクセスしやすいことから利便性が高い。

デメリットー他施設との連動した利用が難しい。

エ 屋外健康増進広場

エルフィンロードなど周辺施設との連携を想定して総合運動公園計画地北東側に配置。想定する施設内容ーサイクリングステーション、マウンテンバイクコース、幼児から児童の遊具広場、健康遊具広場、地形の起伏を活かしたアスレチック、クライミング遊具、クロカン・スノーレジャー等の活動拠点

メリットー周辺施設利用者の利便性が高く、包括的な利用促進が期待できる。また、クラブハウスとも隣接していることから、冬季の利活用の活動拠点としても期待ができる。

デメリットーなし。

オ メインプロムナード・中央広場

メインアクセス路より屋外健康増進広場と多目的グラウンドの中央に配置。

メリットー屋外健康増進広場に近接していることで、利用目的の異なる人々の新たなコミュニティ形成の空間が期待できる。

デメリットー野球場までプロムナードが伸びていないため、野球場が孤立したイメージが強くなる。

カ クラブハウス

メインプロムナード、多目的グラウンド、屋外健康増進広場に面する形で配置。

メリットー屋外健康増進広場と近接していることから、活動を支援する拠点的な利用も可能となる。また、冬季の利活用活動の促進につながる。

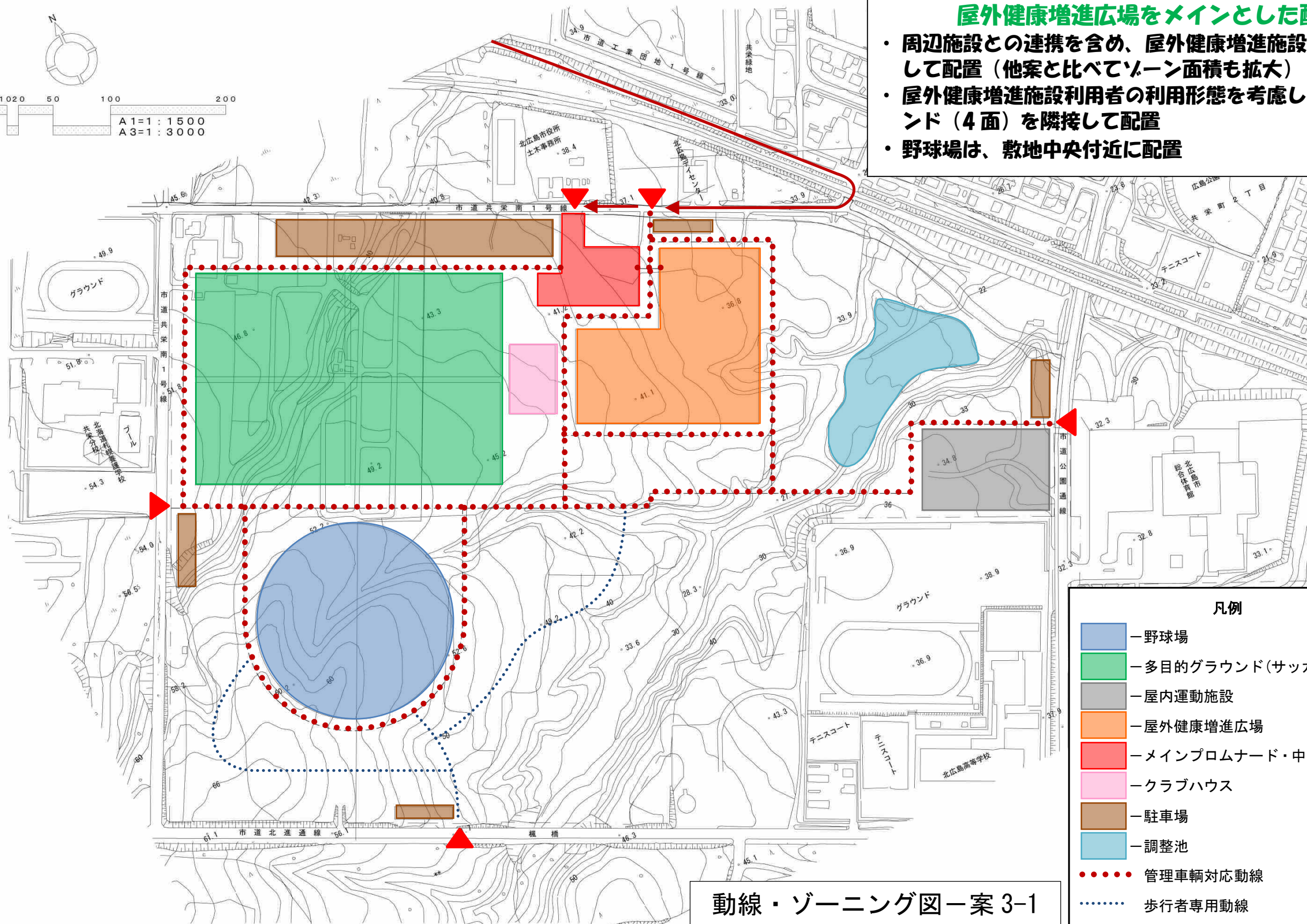
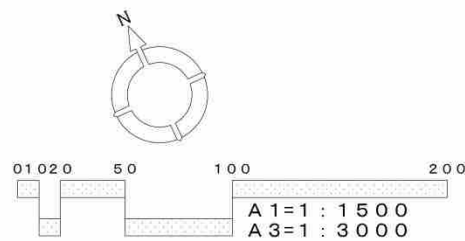
デメリットー野球場から離れているため、野球場利用者の利便性が悪い。

キ 駐車場

利用者のメインアクセス路となる市道共栄南1号線側にメイン駐車場を確保。また、補完する形で各アクセス部分に駐車場を確保する。

ク 調整池

総合運動公園計画地にある2つの沢の下流部に配置。



屋外健康増進広場をメインとした配置案

- ・ 周辺施設との連携を含め、屋外健康増進施設の利用を中心として配置（他案と比べてゾーン面積も拡大）
- ・ 屋外健康増進施設利用者の利用形態を考慮し、多目的グラウンド（4面）を隣接して配置
- ・ 野球場は、敷地中央付近に配置

凡例

	— 野球場
	— 多目的グラウンド(サッカー場 4面)
	— 屋内運動施設
	— 屋外健康増進広場
	— メインプロムナード・中央広場
	— クラブハウス
	— 駐車場
	— 調整池
	●●●●● 管理車両対応動線
	●●●●● 歩行者専用動線

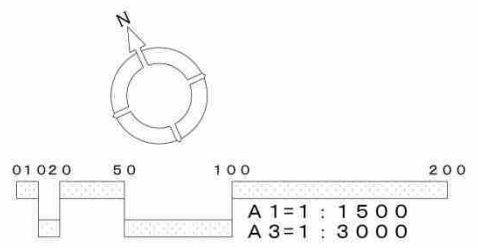
動線・ゾーニング図—案 3-1

■案3-1の諸元

施設	諸元
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市スタルヒン球場程度 ・ グラウンド面積約 13,000 m²(両翼 99m 中堅 120m) ・ 観覧席 15,000 席
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際サッカー連盟で定めているフィールド (105m×68m) を 4 面(人工芝 2 面+天然芝 2 面)
屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 5000 m²程度 RC造 2 階建 ・ フットサル 2 面、テニスコート、ゴロッキー等に対応できる運動広場 (3000 m²程度) ・ 会議室、管理事務室、更衣室、採暖室、トイレ、トレーニングルーム
屋外健康増進広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場面積約 2ha~3.0ha を確保 ・ サイクリングステーション、マウンテンバイクコース ・ 地形の起伏を活かしたアスレチック、クライミング遊具広場 ・ 幼児及び高齢者の健康遊具広場 ・ クロスカントリー、スノーシューなどの冬期利用時の拠点施設
クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 2400 m²程度 RC造 2 階建 ・ 宿泊機能を有したクラブハウス ・ 管理事務室、ロビー、トイレ、更衣室、会議室、入浴施設等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場総数 450 台程度 ・ メインプロムナード西側をメイン駐車場として 300 台確保
メインプロムナード・中央広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインプロムナード (50m×W20m) 中央広場 3500 m²程度 ・ 視線誘導並木、カナル・噴水、休憩施設等

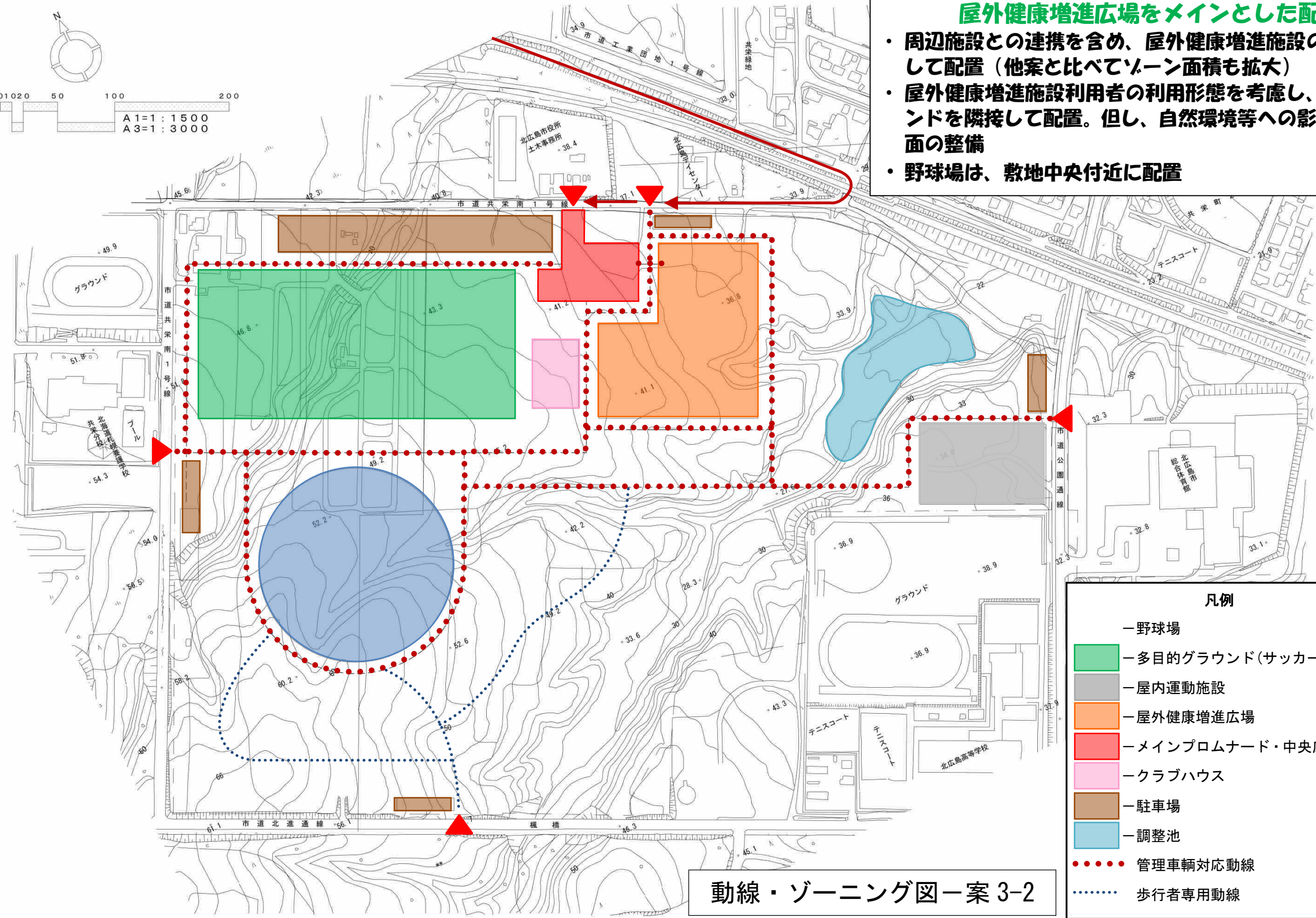
5) 案3-2 : : 屋外健康増進広場をメインとした配置案

案3-2は3-1と多目的広場の面数以外は基本的には同様。多目的グラウンドの規模を縮小(サッカー場3面)することで、若干野球場が総合運動公園計画地北側に寄せることができ、土工事及び樹木の伐木量の軽減が図れる。



屋外健康増進広場をメインとした配置案

- ・ 周辺施設との連携を含め、屋外健康増進施設の利用を中心として配置（他案と比べてゾーン面積も拡大）
- ・ 屋外健康増進施設利用者の利用形態を考慮し、多目的グラウンドを隣接して配置。但し、自然環境等への影響を考慮し、3面の整備
- ・ 野球場は、敷地中央付近に配置



凡例

○	野球場
■ (Green)	多目的グラウンド(サッカー場4面)
■ (Grey)	屋内運動施設
■ (Orange)	屋外健康増進広場
■ (Red)	メインプロムナード・中央広場
■ (Pink)	クラブハウス
■ (Brown)	駐車場
■ (Blue)	調整池
●●●●● (Red)	管理車輛対応動線
●●●●● (Blue)	歩行者専用動線

動線・ゾーニング図—案3-2

■案3-2の諸元

施設	諸元
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川市スタルヒン球場程度 ・ グラウンド面積約 13,000 m²(両翼 99m 中堅 120m) ・ 観覧席 15,000 席
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際サッカー連盟で定めているフィールド (105m×68m) を3面(人工芝2面+天然芝1面)
屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 5000 m²程度 RC造2階建 ・ フットサル2面、テニスコート、ゴロッキー等に対応できる運動広場 (3000 m²程度) ・ 会議室、管理事務室、更衣室、採暖室、トイレ、トレーニングルーム
屋外健康増進広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広場面積約 2ha~3.0ha を確保 ・ サイクリングステーション、マウンテンバイクコース ・ 地形の起伏を活かしたアスレチック、クライミング遊具広場 ・ 幼児及び高齢者の健康遊具広場 ・ クロスカントリー、スノーシューなどの冬期利用時の拠点施設
クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築面積 2400 m²程度 RC造2階建 ・ 宿泊機能を有したクラブハウス ・ 管理事務室、ロビー、トイレ、更衣室、会議室、入浴施設等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場総数 450 台程度 ・ メインプロムナード西側をメイン駐車場として 300 台確保
メインプロムナード・中央広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインプロムナード (50m×W20m) 中央広場 3500 m²程度 ・ 視線誘導並木、カナル・噴水、休憩施設等

(3) 基本モデルプランの評価

1) 評価検討に関して

基本モデルプラン案に関し、施設の配置案を評価する上で、総合運動公園計画地の特性を配慮し、比較検討を行った。

ア 評価内容について

以下の、4つの評価内容により、配置計画の比較を行った。評価内容の概要は以下の通りである。

①利便性：利用者の視点からみた評価

- ・公園を利用する方にとって、各施設の配置の違いによる使いやすさを評価
- ・利用者特性により、評価が異なるため、多角的に評価

②自然環境・景観：計画地の自然環境への影響からみた評価

- ・非常に高低差のある、自然豊かな本対象地への自然環境への影響度の評価
- ・豊かな自然の中で、施設の配置により公園を印象付ける景観への評価

③管理・運営：公園の管理・運営面からみた評価

- ・実際に管理・運営を行う事業者等の立場からの評価
- ・通常と、大会運営時とを想定した上での評価

④コスト：建設費、維持管理費からみた評価

- ・同規模の施設でありながら、建設費、維持管理費の違いの評価

イ 評価の比較検討

上記の4つの評価内容において、基本モデルプランの配置計画に関し比較を行った。次頁以降の一覧に示す。

	案1：敷地特性（自然環境）に配慮した配置案	案2：運動施設をメインとした配置案	案3：屋外健康増進広場をメインとした配置案
配置の考え方の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地南側の良好な自然環境への影響を最小限に留めた配置案 ・メインとなるアプローチ部分を挟む形で野球場と多目的グラウンド（3面）を配置 ・周辺施設との連携を促すよう屋外健康増進施設は市道共栄南1号線側に配置 ・屋内運動施設は利用形態を考慮し市道公園通線側に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設利用者に配慮した配置案 ・野球場、多目的グラウンド（4面）、屋内運動施設を同一エリアに配置することで、利用者の利便性や運営管理面の向上を図る ・屋外健康増進広場は敷地中央付近へ配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設との連携を含め、屋外健康増進施設の利用を中心として配置（他案と比べてゾーン面積も拡大） ・屋外健康増進施設利用者の利用形態を考慮し、多目的グラウンドを隣接して配置 ・野球場は、敷地中央付近に配置
利便性	<p>○メインとなるエリアを中心に、北西側から野球場、多目的グラウンド、健康増進広場と並んでおり、高度運動から市民の普段の利用へと施設が配置されているため、それぞれの利便性が確保されている。</p>	<p>◎学生や社会人、セミプロ等による、合宿を含めた利用に対しての機能が集約されており、高度運動に対しての利便性が高い</p> <p>△市民が日常的に利用するであろう、健康増進広場、屋外運動施設へのアクセス性は他案と比べ劣る。</p>	<p>◎市民及び札幌圏域の利用者にとって、メインとなるエリアに健康増進広場、多目的グラウンドが集約されており、健康増進に対しての利便性が高い。</p> <p>△野球場へのアクセスが、メインエリアから距離がある。</p>
自然環境・景観	<p>◎対象地北側へ、施設を集約配置していることから、自然環境への影響は最小に抑えられている。</p> <p>○北西部の野球場、メインプロムナードから、公園の奥に入っていくにつれ自然が豊かになる</p>	<p>○健康増進施設が、やや対象地南側へ入り込んで配置されているが、野球場と比較し、広場空間であることから自然環境への影響は小さい。</p> <p>○公園の中心となる野球場とそこに繋がるメ</p>	<p>△対象地南側へ、主要施設である野球場を配置することから、自然環境への影響が大きい。</p> <p>○メインの入口を中心に賑わいが集まり、やや奥まった自然の中に野球場が置かれる景観となる。</p>

	案1：敷地特性（自然環境）に配慮した配置案	案2：運動施設をメインとした配置案	案3：屋外健康増進広場をメインとした配置案
	景観構成となる。	インプロムナードが公園の象徴的な景観となる。	
管理・運営	○主要道路（動線）に沿って施設が配置されているため、管理・運営に適している。 △屋内運動施設が離れた場所に配置されている。	◎施設が集約されているため、特に大会運営時には、管理・運営に最適である。日常においても同様である。	△野球場が奥まった位置にあるため、特に大会運営時の対応には適していない。また、屋内運動施設が離れた場所に配置されている。
コスト	土工事及び擁壁の費用に差異はあるが、総事業費に占める割合からは大差は無いと考えられる。(案1及び案3-2はサッカー場が3面であるため、その分コストが安くなる)		

ウ 評価の考え方

基本モデルプランの評価の考え方を整理すると以下のとおりとなる。この考え方に基
づき、今後基本モデルプランを決定する。

① 利便性

利便性に関しては、総合運動公園計画地の主とする利用層によって評価が分かれる。
合宿を含めた学生や社会人、セミプロ等をメインで考えた場合は、案2>案1>案3とな
り、市民及び札幌圏域の利用者をメインで考えた場合は、案3>案1>案2と評価できる。

② 自然環境・景観

自然環境・景観に関しては、総合運動公園計画地南側の自然環境への影響が主な評価
対象となり、案1≧案2>案3と評価できる。

③ 管理・運営

管理・運営に関しては、日常及び大会運営時、また包括的な管理と考えた場合、案2
>案1>案3と評価できる。

④ コスト

コストに関しては、基本的に整備する施設は同様であることから、土工事及び擁壁の
費用に差異があるが、配置によって大差は無いと考えられる。(案1及び案3-2はサッカ
ー場が3面であるため、その分コストが安くなる)

2. 運営計画の検討

(1) 運動公園運営計画の検討

運動公園の運営・維持管理において、必須で実施されるべき業務と、民間事業者の提案により実施されることが見込まれる業務を整理した。

1) 必須で実施される業務

以下のとおり、運営業務、維持管理業務に分類し、必須で実施されるべき業務内容を整理した。

	業務項目	業務内容
運営業務	統括管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 公園全体の整備・運営事業における運営全般のマネジメント業務 業務計画、業務報告の作成や業務品質の確認（セルフモニタリング）等の実施
	公園内施設運営業務	<ul style="list-style-type: none"> 利用者対応、利用料金徴収の実施 利用実績管理等の実施
	警備・安全監理、防災、緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> 公園の安全性を保つため、巡回等により、公園利用者の安全を確保する 災害等の緊急時における避難誘導等の初動対応の適切な実施
維持管理業務	公園施設管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に基づく各種点検の実施
	修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間中に発生する公園施設の修繕の実施
	植栽維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 公園全体の美観及び自然環境を保つため、選定、除草等の実施
	清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> 公園全体の美観と衛生を保つため、適切な頻度で、日常清掃及び定期清掃を実施

2) 提案が見込まれる業務

官民連携手法により、民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用することを見据え、民間事業者からの提案が見込まれる業務内容を以下のとおり整理した。

	業務項目	業務内容
運営業務関連	公園利用促進業務 (日常的に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験、レジャーを中心とした、利用者へのサービス提供(雪や斜面等の自然環境の活用) ・自然学習を目的としたワークショップ等の実施
	イベント等の企画・実施、プロモーション業務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進イベント等の企画、実施、プロモーションの実施 (自転車、ウォーキング、マラソン・駅伝、ノルディックスキー、スノーレジャー等) ・運動施設を利用したイベント等の企画、実施、プロモーションの実施 (各種大会の開催、合宿イベントの企画) ・広場を利用した集客イベントの企画、実施、プロモーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 音楽系イベント:屋外コンサート等 ▶ 飲食系イベント:オクトーバーフェスト等 ▶ 文化系イベント:お祭り、アートフェス、読書会、こいのぼり等 ▶ 自然系イベント:花フェスタ、花見、紅葉等
	周辺施設との連携業務	<ul style="list-style-type: none"> ・エルフィンロード、レクレーションの森をはじめ、水辺の広場、自転車の駅、学習の森等の施設と連携した活動の実施
	飲食事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内での飲食サービスの実施
	物販事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園内での物販サービスの実施
	エリアマネジメント組織の運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、住民、地権者等を含む公園範囲を超えたコミュニティ活動 ・公園と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プ

		ロモーションの展開等
	ボランティア団体、NPOとの協働	・公園管理業務におけるボランティアとの調整、NPOとの調整
	パークマネジメント組織の運営	・ボランティア、NPOに加え、学識経験者や周辺住民等を含めた公園運営組織の運営
維持管理業務関連	生態調査業務	・対象地内の生態調査を継続的に行い、生物多様性に富んだ自然環境を創出する
	自然環境改善業務	・調査業務とあわせ、豊かな自然、特に沢や斜面を継続して改善していく

3) 今後の検討方針

運営計画を詳細に検討していく上では、上記に示した共通項目をより詳細に検討すると共に、付加項目の採用可能性、また必要性を検討する必要がある。これらに関しては、公園整備に関してより具体的な施設仕様を検討していく中で、平行して検討していくことが求められる。

周辺施設との連携やエリアマネジメント組織の運営等は、対象地以外も含めた広域を面的に対象としており、関係者も多様になることから、協力を得ながら検討を進める必要がある。

(2) 周辺機能との連携・活用の検討

レクリエーションの森・水辺の広場・学習の森・自転車の駅との連携及びエルフィンロードの活用について検討した。ここでは、前章で示した機能別の整理にあわせ、各機能でどのような連携・活用案が想定されるかを示す。

機能	施設	連携・活用案
高度運動機能	・総合運動公園 (・総合体育館)	○競技大会の共同開催、特に屋内競技の同時開催 ○駐車場の相互利用
健康増進機能	・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・総合体育館 ・クラッセホテル、竹山高原ホテル ・エルフィンロード ・自転車の駅	○自転車利用の連携 ⇒総合運動公園を軸とした、エルフィンロード、自転車の駅、その他の市内各所等を通する複数のコース設定 ⇒自転車利用の起点終点の整備による広域連携活用 ⇒自転車大会の開催(利用者レベルに合わせた大会の開催) ○ランニング、ウォーキング、スノーレジャー(ノルディックスキー、スノーウォーク等)利用の連携 ⇒総合運動公園、レクリエーションの森を中心とした、自然特性を利用したコース設定による連携 ⇒イベント大会の開催 ○共通料金の設定 ⇒複数施設を利用する際、自転車やランニング等で始点と終点異なる場合の駐車場利用や施設利用での連携 ⇒施設利用の回数券等としての共通化 ○情報提供の一元化 ⇒施設の空き状況、イベント情報等の一元管理、一元提供
自然学習機能	・レクリエーションの森 ・水辺の広場 ・学習の森	○イベント等の開催 ⇒自然学習に関するイベントの共通開催、ウォーキング等と機能を跨いだ連携も想定される
観光滞在機能	・総合運動公園 ・レクリエーションの森 ・クラッセホテル、竹山高原ホテル	○宿泊機能の強化 ⇒エリアとしての宿泊機能全体の強化 ⇒利用内容に沿うよう、宿泊設備や値段設定の多様化への対応

機能	施設	連携・活用案
	・中央地区・駅前	
交流機能	・総合運動公園 ・クラッセホテル、竹山 高原ホテル ・三井アウトレット ・自転車の駅 ・中央地区・駅前	○イベント等の開催 ⇒交流に関するイベントの共通開催、他機能を跨いだ連携も想定される
ネットワーク機能	・エルフィンロード	○各施設でのイベントとの共同 ⇒線的施設として、連続している各施設でのイベント等の特性に合わせた協力
文化・芸術機能	・中央地区・駅前 ・三井アウトレット	○エリアでのイベント開催
商業機能	・中央地区・駅前 ・三井アウトレット	○エリアでのイベント開催

第6章 事業手法及び事業範囲の検討、評価

1. 想定される事業スキームの整理

(1) 事業手法の整理

北広島市総合運動公園等整備運営事業（以下「本事業」という。）において、想定される事業スキームとしては、従来方式、DBO方式及びPFI方式の3つが挙げられる。これらをそれぞれ、事業段階ごとに、資金調達と発注・契約の視点で以下のとおり整理を行った。

1) 従来方式

ア 設計段階

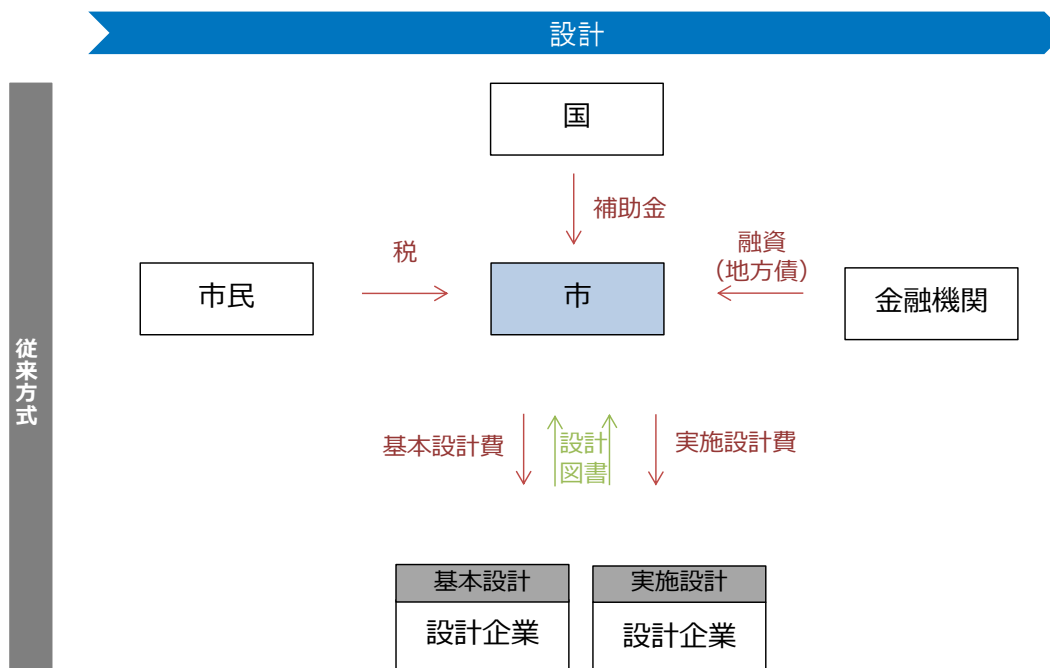
従来方式の設計段階における事業スキームは以下のとおり。国庫補助を活用しつつ、市が主体となり、基本設計及び実施設計を実施する。

■資金調達

- ・市は、設計費を支払うために、国から補助を受けるとともに、裏負担として地方債を起債する。
- ・補助金及び地方債で不足する資金は、市民税等を原資に一般財源で調達する。

■発注・契約

- ・基本設計、実施設計、それぞれで、設計企業を選定・契約する。
- ・設計企業は、市の指示を踏まえつつ、基本設計、実施設計、それぞれで、設計図書を作成・納品する。



イ 建設段階

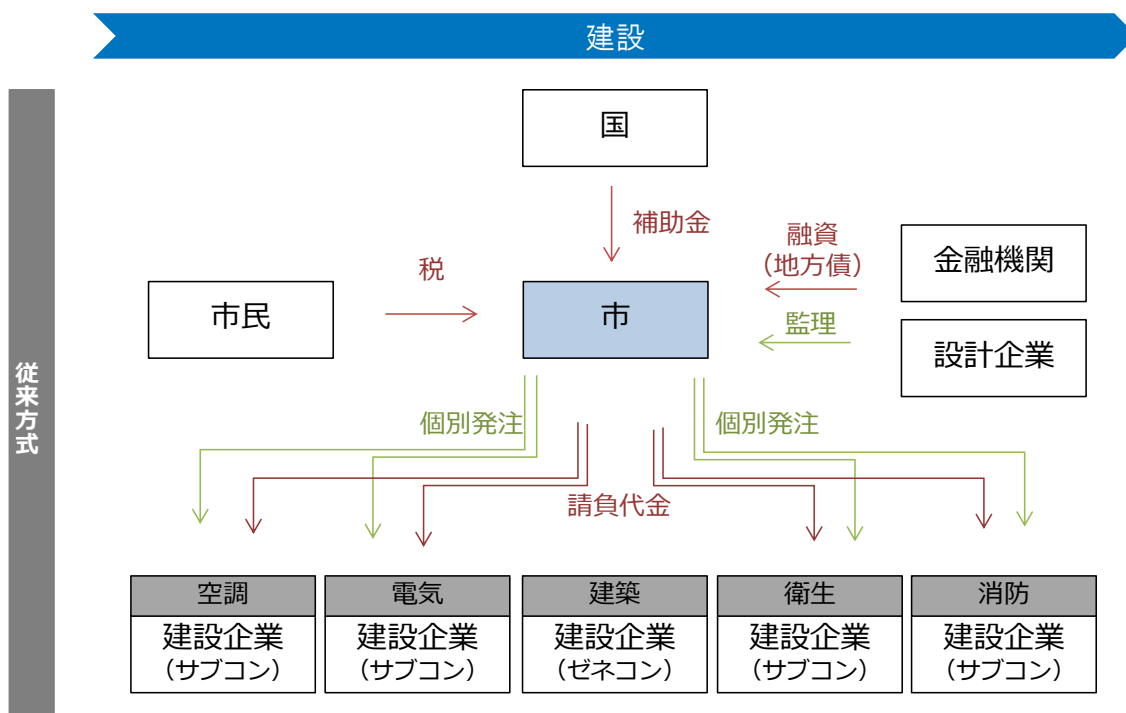
従来方式の建設段階における事業スキームは以下のとおり。設計段階と同様の資金調達を行いつつ、工種毎に個別発注を行う。

■資金調達

- ・市は、設計費を支払うために、国から補助を受けるとともに、裏負担として地方債を起債する。
- ・補助金及び地方債で不足する資金は、市民税等を原資に一般財源で調達する。

■発注・契約

- ・建築、電気、衛生等、工種毎に、市が建設企業を選定のうえ、契約する。
- ・建設全体の工程管理、品質管理等の現場管理は、市自らが実施する。



ウ 運営維持管理段階

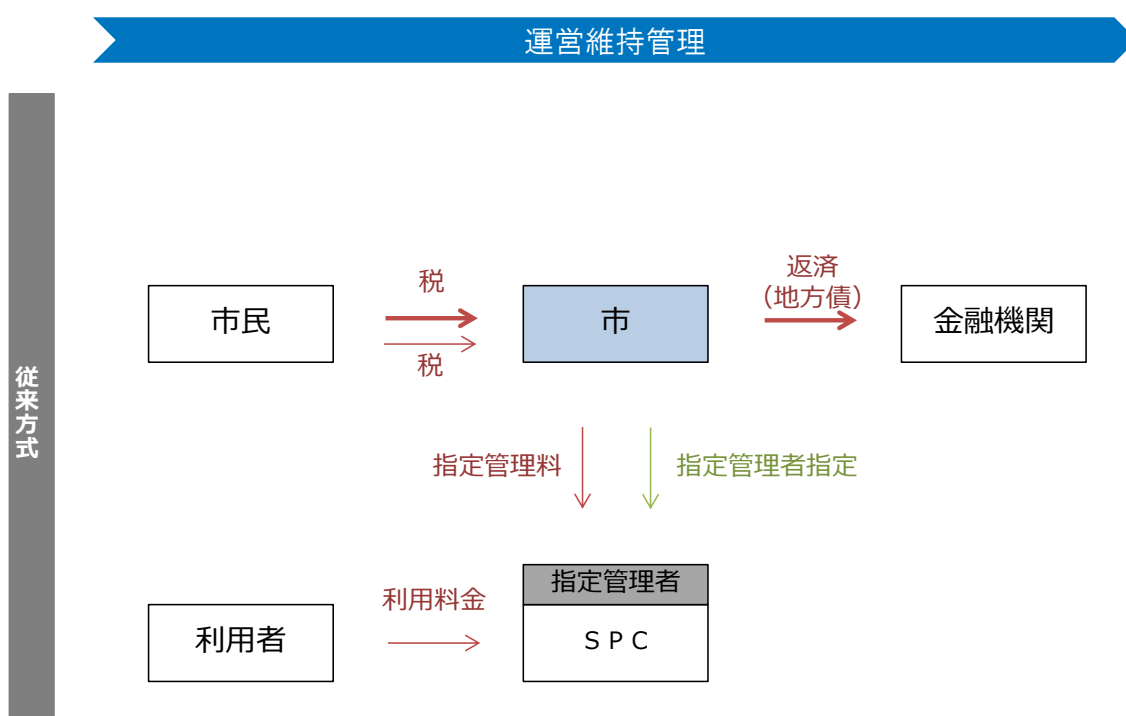
従来方式の運営維持管理段階における事業スキームは以下が考えられる。総合体育館にて、指定管理者制度が導入されているため、本事業の従来方式においても、指定管理者制度の導入を前提とする。

■資金調達

- ・市は、市民税等を原資に、地方債の償還を行う。
- ・指定管理者は、運営・維持管理業務全般に要する費用から、想定される利用料金を差し引いた額を指定管理料として受け取る。市は、市民税等を原資に、指定管理料を支払う。

■発注・契約

- ・市は、指定管理者を指定し、利用金收受を含めた運営・維持管理業務全般を指定管理者に委ねる。
- ・指定期間は、3～5年程度とされることが通常であり、中期的な視点により運営がなされる。



エ 従来方式の特徴

以上を踏まえると、従来方式の特徴として「分割発注」、「仕様発注」、「短（中）期契約」の3つが挙げられる。

■分割発注

- ・設計段階において、基本と実施とでそれぞれ分割発注するとともに、建設段階においても、建築と各設備工事で分割発注する。
- ・業務規模を小さくすることで、地元企業の参画が容易になる一方、発注事務や事業調整に要する市の負担は大きくなる。

■仕様発注

- ・施設の基本構想、基本計画の策定のみならず、基本設計、実施設計、建設の各段階における関与を通じて、段階ごとに市の意向を施設に反映させる発注方法。
- ・運営維持管理段階においても、市にて定めた管理基準等に基づき作成された仕様書の内容通りに、業務を実施することを求める発注方法。

■短（中）期契約

- ・分割発注であること及び市が支払う費用の裏付けが単年度予算を前提としているため、契約期間は短期間となる。
- ・指定期間は3～5年が一般的であり、債務負担に係る議決を得たうえで運営維持管理に係る契約が締結されるべきだが、単年度ごとに予算を確保する自治体も多いのが現状である。

2) DBO方式

ア 施設段階

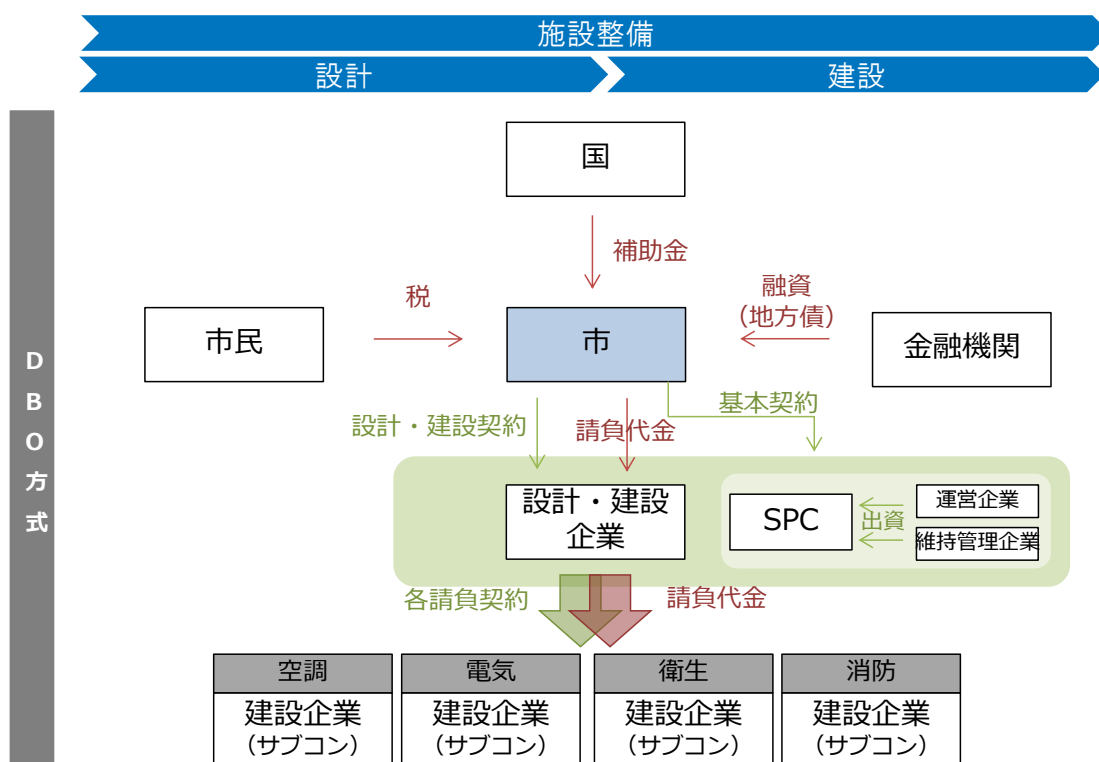
DBO方式の施設整備段階における事業スキームは以下のとおり。資金調達は、従来方式と同様である一方、契約・発注は、設計・建設企業に対し、包括的に発注する。

■資金調達

- ・市は、設計・建設費を支払うために、国から補助を受けるとともに、裏負担として地方債を起債する。
- ・補助金及び地方債で不足する資金は、市民税等を原資に一般財源で調達する。

■発注・契約

- ・設計・建設と維持管理・運営を一体的に実施することを担保するため、それぞれ個別の契約を束ねる親契約として基本契約を締結する。
- ・設計（基本・実施）及び建設（建築、各設備工事）を包括的に含む、設計・建設契約に基づき、設計・建設企業が設計及び建設を実施する。
- ・建設全体の現場管理及び各設備工事の発注は、設計・建設企業の責任にて行われる。



イ 運営維持管理段階

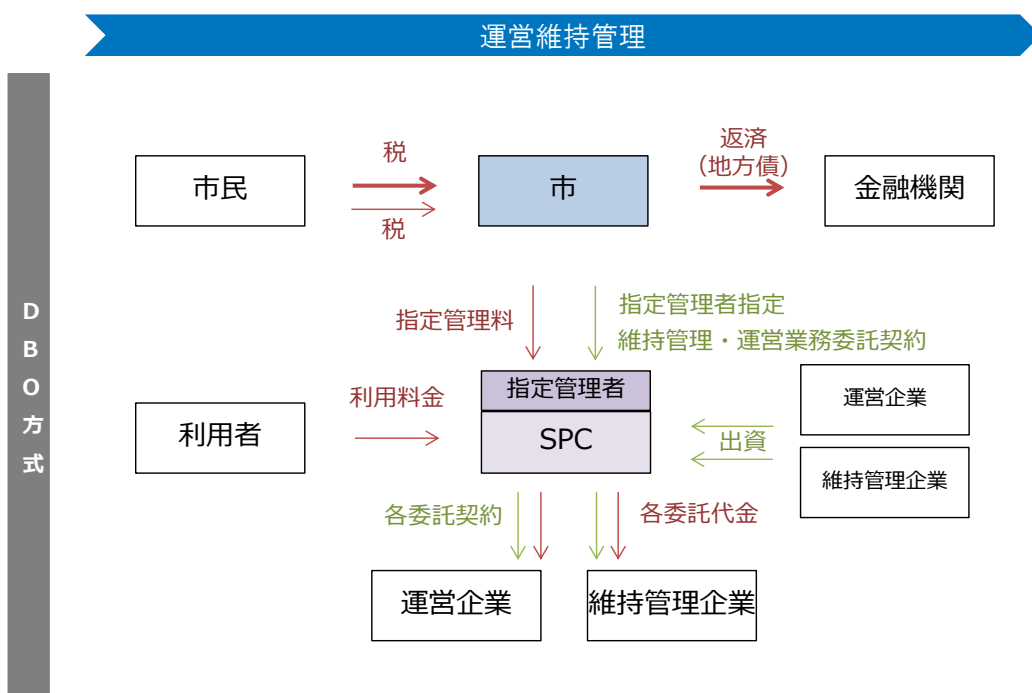
DBO方式の運営維持管理段階における事業スキームは以下のとおり。市はSPCを指定管理者に指定したうえで、運営維持管理業務委託契約を締結し、運営維持管理を包括的に実施する。

■資金調達

- ・市は、市民税等を原資に、地方債の償還を行う。
- ・指定管理者は、運営・維持管理業務全般に要する費用から、想定される利用料金を差し引いた額を指定管理料として受け取る。市は、市民税等を原資に、指定管理料を支払う。

■発注・契約

- ・運営及び維持管理を包括的に含む、維持管理・運營業務委託契約を市とSPCで締結する。事業期間は、通常、10～20年程度の長期期間にて実施される。
- ・SPCは業務履行能力のある企業に対し、業務を委託等する。
- ・利用料金制度等を導入するために、指定管理者として指定（行政処分）する。



3) P F I 方式

ア 施設段階

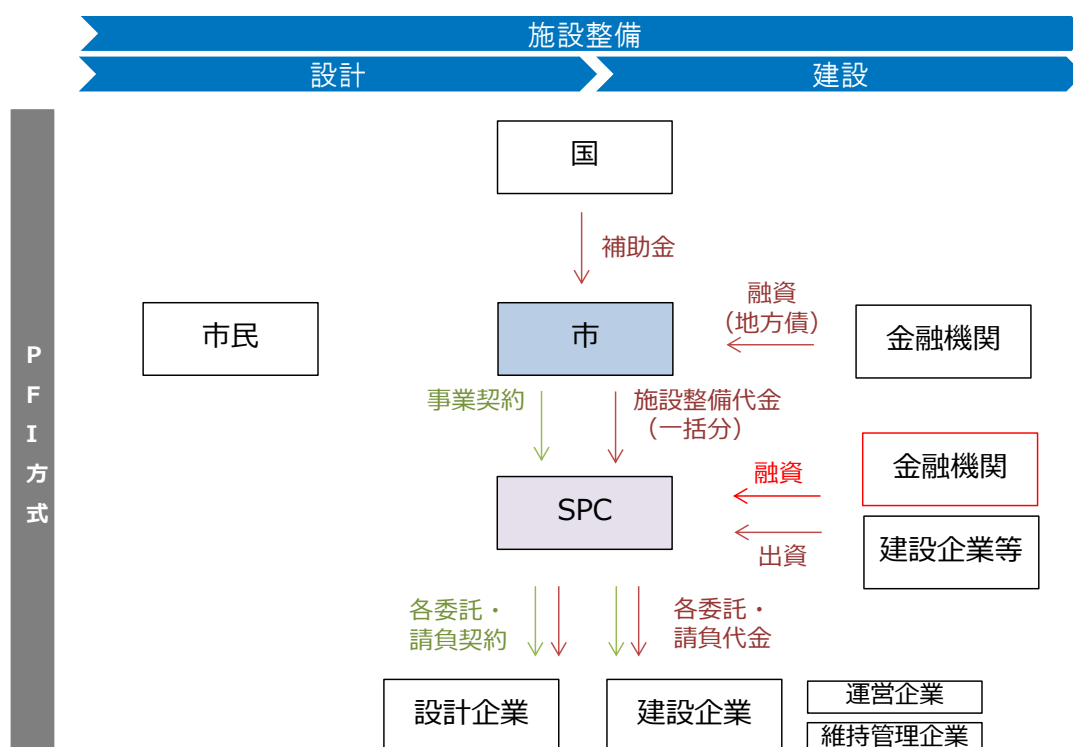
P F I 方式の施設整備段階における事業スキームは以下のとおり。設計・建設を一括して民間事業者が請け負う。民間事業者が資金調達を行うことが P F I 方式最大の特徴である。

■資金調達

- ・市は、設計・建設費を支払うために、国から補助を受けるとともに、裏負担として地方債を起債する。
- ・補助金及び地方債で不足する資金が多額に上り、一般財源での資金確保が困難な場合に、民間資金を活用することとなる。
- ・S P C は、サービス対価及び金融機関からの融資を原資に、各委託・請負代金を支払う。

■発注・契約

- ・建設企業等、民間企業コンソーシアムは、出資により S P C を設立する。
- ・市は、S P C と施設整備及び運営維持管理全てを対象とする、事業契約を締結する。
- ・S P C は、業務履行能力ある企業に対し、業務を委託等する。



イ 運営維持管理段階

P F I 方式の運営維持管理段階における事業スキームは以下のとおり。施設整備後、S P Cが継続して運営維持管理を行う。施設運営開始後、市は施設整備費を長期期間に平準化し、割賦にて支払う。

■資金調達

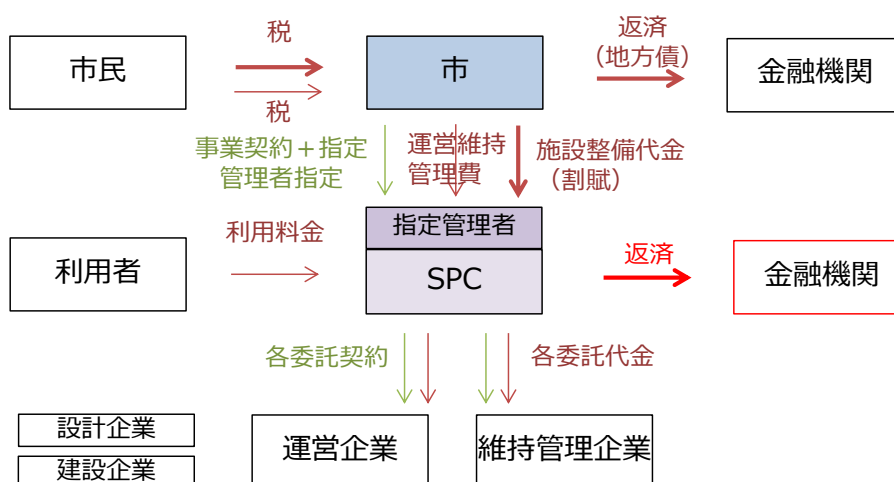
- ・市は、市民税等を原資に、地方債の償還を行うとともに、施設整備代金（割賦）を支払う。
- ・S P Cは、受領した施設整備代金を原資に、金融機関に対し、融資の返済を行う。
- ・S P Cは、運営・維持管理業務全般に要する費用から、想定される利用料金を差し引いた額を運営維持管理費として受け取る。市は、市民税等を原資に、運営維持管理費を支払う。

■発注・契約

- ・市は、S P Cを指定管理者として指定し、利用金收受を含めた運営・維持管理業務全般を指定管理者に委ねる。
- ・S P Cは、事業開始時にて締結した事業契約に基づき、継続して事業を実施する。運営維持管理期間は、10年～20年程度が通常であり、長期的な視点により運営がなされる。

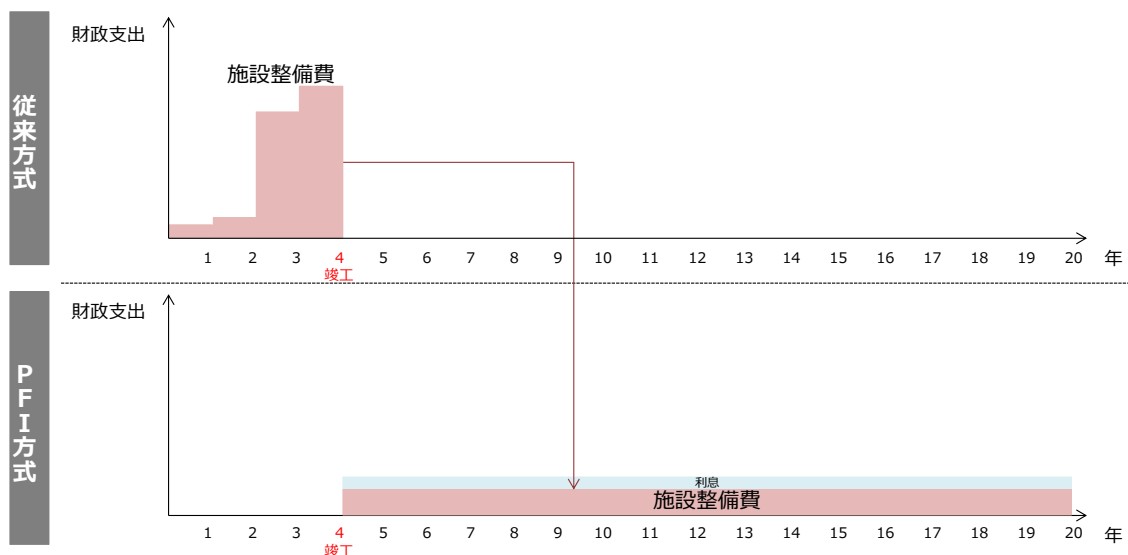
運営維持管理段階

P
F
I
方式



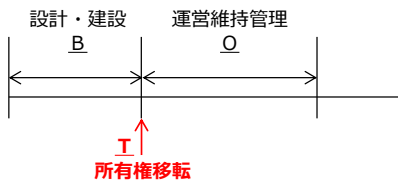
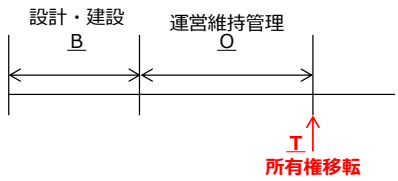
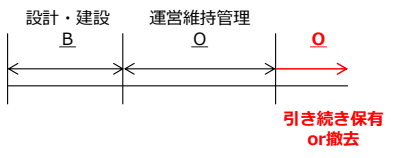
ウ 施設整備費の支払（イメージ）

従来方式では、竣工までにおいて、出来高に応じて施設整備費を市が負担することとなる。一方、PFI方式においては、竣工後の運営期間において、平準化して市が負担することとなる。つまりは、PFI方式とした場合であっても、施設整備費の負担自体がなくなるわけではないことに留意が必要である。



エ 所有権の移転タイミングによる分類

官・民において、施設の所有権が移転されるタイミングによって、PFI方式は下記3種類の方式に分類される。

方式名称	内容	
BTO方式 (Build-Transfer-Operate)	 <p>設計・建設 B</p> <p>運営維持管理 O</p> <p>↑ 所有権移転</p>	<p>民間事業者が自ら設計・建設(Build)し、完成後、施設の所有権を公共へ移転(Transfer)する。民間事業者は運営(Operate)を行う。</p>
BOT方式 (Build-Operate-Transfer)	 <p>設計・建設 B</p> <p>運営維持管理 O</p> <p>↑ 所有権移転</p>	<p>民間事業者が設計・建設(Build)し、完成後も施設の所有権を保有したまま運営(Operate)を行う。事業期間終了後、原則無償にて所有権を公共へ移転(Transfer)する。</p>
BOO方式 (Build-Own-Operate)	 <p>設計・建設 B</p> <p>運営維持管理 O</p> <p>→ 引き続き保有 or 撤去</p>	<p>民間事業者が設計・建設(Build)し、完成後施設の所有権を得たまま(Own)、施設の運営(Operate)を行う。事業終了後は施設の所有権を公共に移転せず、民間事業者がそのまま保有もしくは撤去する。</p>

オ 官民連携手法の特徴

官民連携手法を導入することにより、「包括発注」、「性能発注」、「長期契約」の3つが可能になるとされている。

■包括発注

- ・設計及び建設の一括発注のみならず、運営維持管理を含めた包括的な発注方法。
- ・事業全体の効率化、運営企業のノウハウを活かした施設整備、発注事務や事業調整に要する市の負担軽減等が期待される。

■性能発注

- ・市が要求する施設性能やサービス水準を指標として明示し、その達成手段については民間に自由に提案させる発注方法。
- ・包括発注により、事業における多くの裁量を民間に委ねることが可能となるため、採用することができる。

■長期契約

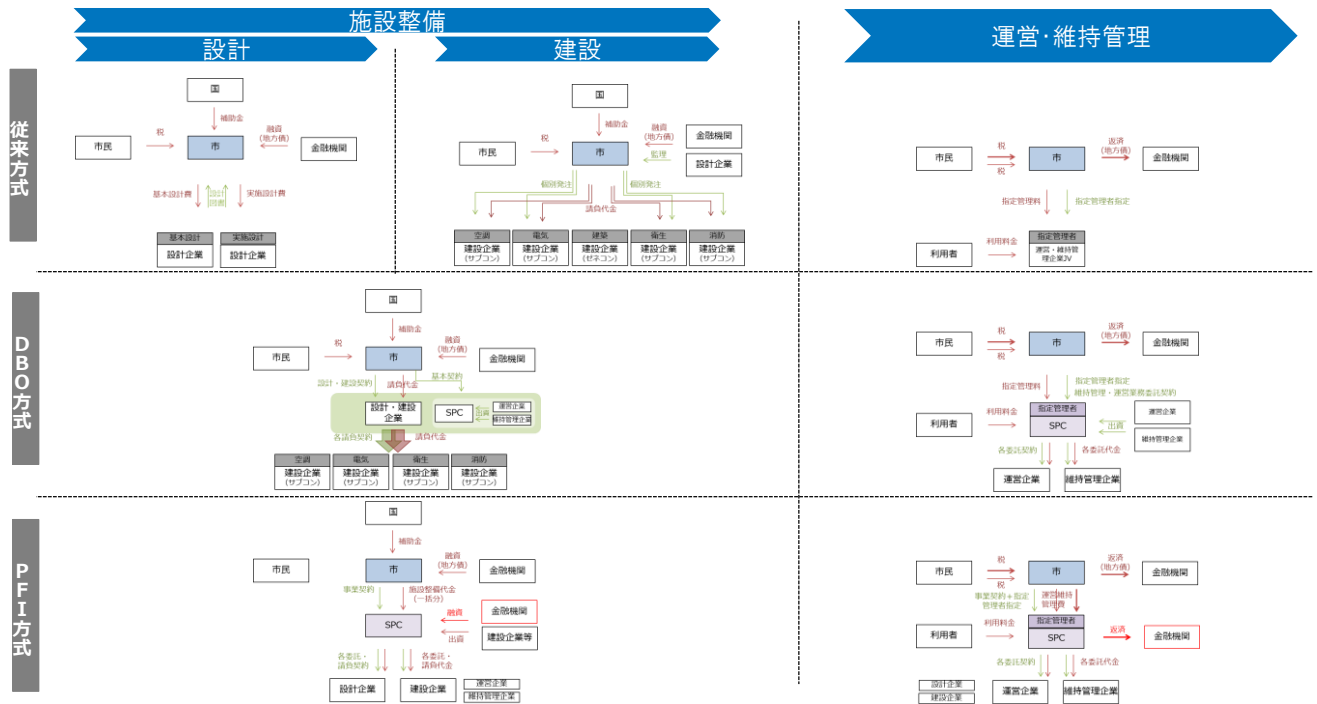
- ・PFI法の趣旨を踏まえ、債務負担を前提とした長期契約が可能とされている。

《参考》平成15年6月内閣府PFI推進室が発行したガイドラインでは、下記の考え方が示されている。

・PFI事業は、①公共施設等の設計、建設業務だけでなく、維持管理・運営業務を含め、民間事業者に一体的に業務を委ねる、②事業期間が長期に設定される、③民間事業者の創意工夫の発揮のため性能発注方式を採用（通常の公共事業は仕様発注方式を採用）、という3つの特徴がある。

カ 各方式の比較

運営段階においては、大きな差がない一方、施設整備段階においては、発注方法や資金調達方式ごとに異なる。



(2) 都市公園法を踏まえた手法の整理

総合運動公園計画地での事業においては、都市公園法の規制を踏まえる必要がある。都市公園法の規制として最も重要なものとして、都市公園においては私権の設定ができないため、土地建物の賃貸借ができない点が挙げられる。

よって、都市公園内に民間施設を整備等し、官民連携手法を導入する場合は、以下に掲げる許可が必要となる。

都市公園法（抜粋）

(私権の制限)

第三十二条 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

1) 設置許可

根拠法令	都市公園法（第5条）、都市公園条例等
内容	・都市公園内に、民間事業者等に民間所有の公園施設（※1）の設置又は管理を行わせることが可能（設置許可） ・都市公園内に、地方公共団体が所有する公園施設について、管理許可を与え、民間事業者等に管理させることが可能（管理許可）
年数	10年間（更新後についても10年間）（都市公園法第5条第3項）
許可権限の移譲	指定管理者への許可権限の移譲は不可（※2）。
収益事業の考え方	民間事業者は、当該公園施設を活用して収入を得ることが可能

※1 都市公園法第2条第2項に定める「公園施設」をいう。

※2 「指定管理者制度による都市公園の管理について」（平成15年9月2日付け国都公緑第76号）（以下【参考1】として抜粋）においては、設置・管理許可の権限移譲の可否については明確には記載されていないが、国土交通省公園緑地課に確認をしたところ、設置・管理許可については、（占有許可と同様に）公園管理者が行うものであり、指定管理者への権限移譲は不可能との見解であった。

2) 占用許可

根拠法令	都市公園法（第6～7条）、都市公園条例等
内容	都市公園内に、民間事業者等に民間所有の公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用させることが可能
年数	10年間（都市公園法第6条第3項）
許可権限の移譲	・指定管理者への許可権限の移譲は不可（※1）。
収益事業の考え方	民間事業者は、当該工作物その他物件又は施設を活用して収入を得ることが可能。

※1 【参考1】「指定管理者制度による都市公園の管理について」（平成15年9月2日付け国都公緑第76号）（抜粋）を参照。

3) 行為許可

根拠法令	都市公園法、都市公園条例等
内容	都市公園条例に定める「行為の制限」に関わる行為の許可で、公園内で有料のイベントを実施する場合等の一時的な使用に関する許可
年数	—
許可権限の移譲	各自治体の都市公園条例内で定めれば、指定管理者に許可権限を移譲することが可能（※1）
収益事業の考え方	民間事業者は、当該行為によって収入を得ることが可能

※1 【参考1】「指定管理者制度による都市公園の管理について」（平成15年9月2日付け国都公緑第76号）（抜粋）を参照。

なお、山形県は、都市公園条例において、行為の制限に関わる許可に関する業務を指定管理者に移譲しており、指定管理者が、行為の制限の許可に関し発生する使用料を収入として得ることが可能となっている。

山形県都市公園条例（抜粋）

（行為の制限）

第5条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- （1） 物品を販売し、又は頒布すること。
- （2） 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園（有料公園施設を除く。）の全部又は一部を独占して利用すること。

- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) 有料公園施設の内部に広告物を表示すること（次条第1項の許可を受けて当該有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合又は山形県総合運動公園の陸上競技場若しくは中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合に限る。）。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (2) 第5条第1項の規定による行為の許可に関する業務

行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	700円
第5条第1項第2号に掲げる行為		1㎡1日につき	70円
第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	700円
第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	700円
	映画撮影	1日につき	14,000円
第5条第1項第5号に掲げる行為	有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1㎡1日につき	1,690円
	山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合	1広告物1㎡1日につき	50,000円の範囲内で知事が定める額

【参考1】「指定管理者制度における都市公園の管理について」（平成15年9月2日付国都公緑第76号）（抜粋）

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に対し、都市公園法第5条第2項の許可を要することなく、都市公園

全体又は区域の一部(回路により区分される等、外形的に区分されて公園管理者との管理区分を明確にすることができ、公園管理者以外の者が包括的な管理を行い得る一定規模の区域をいう。以下「一定規模の区域」という。)の管理を行わせることができること。

2. 指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(行為の許可、自らの収入とする利用料金の收受、事実行為(自らの収入としない利用料金の收受、清掃、巡回等)等)であること。

3. 指定管理者に行わせる管理の範囲については、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務の範囲内で、都市公園条例において明確に定めること。

この際、行為の許可等の公権力の行使に係る事務を行わせることについては、国民の権利義務の制限になることにかんがみ、慎重に判断を行うこと。

【参考2】平成14年8月23日国土交通省通知「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについて」(抜粋)

2 公物管理法上の公物管理者に関する規定とPFI事業者の関係

論点1：PFI事業者の法的地位について

(1) 公物管理法における公物管理者に関する規定は、国民等に対し、公物を管理する最終的な責任を負う主体を規定するものである。公物管理法は、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはいない。PFI事業者は、この事実行為について、PFI法第2条に規定する「公共施設等の整備等」を行うことができる。

(2) PFI事業者は、協定等で定めることにより、一定の範囲における占有許可等、より広範な事務を実施することも可能である。例えば、道路サービス施設に係る占有許可等においては、取得した占有許可の範囲内で行われる2次的な利用(一定個所における占有主体以外の者による売店の営業等)について道路管理者による新たな占有許可を要しないこととされている。

このような考え方を踏まえ、PFI事業においても、協定等で定めた一定の占有許可等の手続きについて、PFI事業者は、逐一公物管理者に対する新たな手続きを経ることなく実施することができる。

【参考3】平成24年4月「都市公園法運用指針（第2版）」（抜粋）

3. 公園管理者以外の者の公園施設の設置等について（法第5条関係）

(7) 指定管理者制度、PFIとの関係について

①指定管理者制度との関係

(中略)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度（以下「指定管理者制度」という。）も、都市公園の整備と管理に民間等のノウハウを活用する制度であるが、法第5条による第三者に対する公園施設の設置管理許可制度（以下「設置管理許可制度」という。）と比較すると、

- ・ 指定管理者制度は、都市公園全体の包括的な管理を委ねることを原則とする制度であるのに対し、設置管理許可制度は、都市公園を構成する公園施設について許可を与える制度であること
- ・ 指定管理者制度は、管理のみを対象とした制度であるが、設置管理許可制度は管理のみでなく、設置についても許可を与えることができること
- ・ 指定管理者制度に基づく管理者の指定に当たっては、地方公共団体の議会の議決を必要とするが、設置管理許可を与える場合には議決を必要としないこと

等の制度上の違いがある。

このため、一般的には、都市公園全体の管理を民間等に利用料金の収受も含めて包括的に委任しようとするような場合は指定管理者制度を適用することとなり、一方で、飲食店等の公園施設の設置又は管理を民間に委ねる場合や遊具、花壇等の公園施設の設置管理をNPO等に委ねる場合には、設置管理許可制度を適用するものと考えられる。

なお、指定管理者制度の創設に伴い、平成15年9月2日付で、国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長より「指定管理者制度による都市公園の管理について」が通知されているので、参照されたい。

②PFIとの関係

PFIにより行われる民間事業者による都市公園の整備と管理は、公園管理者と民間事業者との間で交わされる契約に基づき、公園施設の建設や維持管理の事実行為を民間事業者に行わせるものであり、法的な権能が付与されるものではない。

そのため、BTO方式やBOT方式により整備された公園施設の管理に当たり、当該公園施設又は当該公園施設の設置された都市公園の利用料金を民間事業者自らの収入として管理運営資金に充てるような場合には、別途指定管理者制度又は設置管理許可制度を適用することが必要となる。

また、BOO方式により民間事業者が整備し独立採算で経営する公園施設については、設置管理許可制度を適用することが必要である。

(3) その他手法の整理

1) 包括管理委託

下水道分野においては、包括的民間委託の導入が推進されている。下水道分野を所管する国土交通省の検討によれば、包括的民間委託とは、①性能発注、②複数業務の包括化、③複数年契約の3点が特徴とされている。これは、都市公園事業において用いられている官民連携手法の特徴と概ね同等である。

従って、以降では、包括管理委託が、官民連携手法に含まれるものとして、検討を進める。

包括的民間業務委託の概要

下水処理場における包括的民間委託の概要

下水処理場における包括的民間委託の導入状況

○平成15年12月「包括的民間委託導入マニュアル(案)」、平成20年6月「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)」の発行以来、全国で約220箇所(平成22年度末現在、全国の約10%)を超える処理場において包括的民間委託が導入されている。

下水処理場における包括的民間委託の特徴

- 放流水質等について要求水準を設定する性能発注を基本とする。
- 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則
- 複数業務を包括的に実施することによる効率化
- 複数年契約による経験の蓄積

性能発注のレベルと、性能発注の導入によるコスト削減のイメージ

包括的民間委託の期待される効果

- 運転管理、ユーティリティ、補修を行っていた公共人件費の削減
- 運転手順の改善等による業務効率化
- 薬品、電力等調達柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、節約等によるコスト削減
- 民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化
- 包括的受注による諸経費率の削減(スケールメリットの発現)

出典：性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン 国土交通省

現状

レベル1 運転管理の性能発注

レベル2 運転管理とユーティリティ管理を併せた性能発注

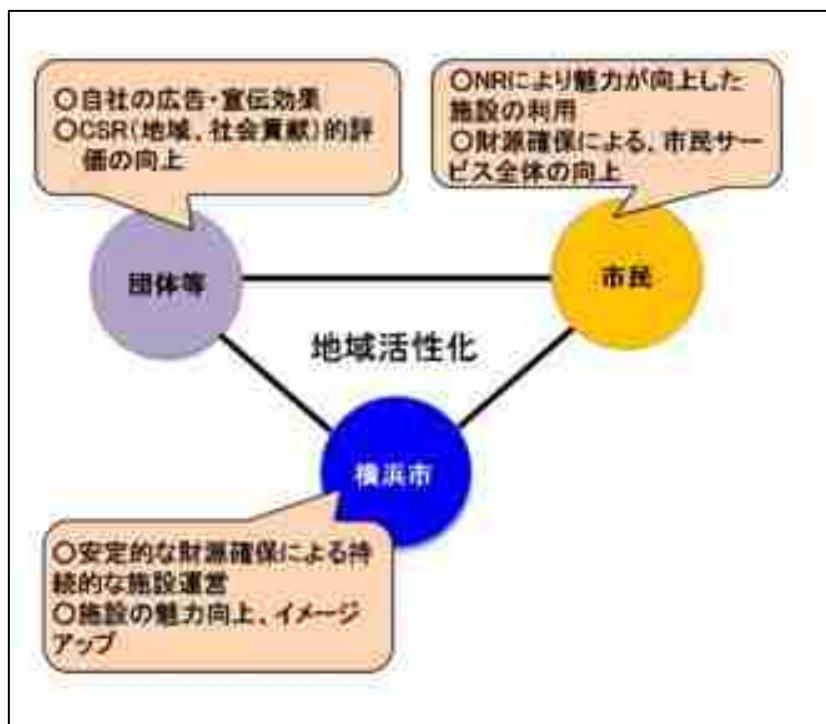
レベル3 補修と併せた性能発注

(出所：国土交通省HP)

2) ネーミングライツ

ネーミングライツとは、地方自治体等と民間事業者等との契約により、市の施設等の愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法をいう。

ネーミングライツの概要



(出所：横浜市 ネーミングライツ導入に関するガイドライン)

ネーミングライツについては、多くの自治体で導入されているものの、法的性質が十分に確立されておらず、各自治体の法的解釈に拠るところが大きいのが現状である。

多くの自治体の法的解釈は、ネーミングライツ＝「当事者の合意（契約）に基づく私法上の債権の集合体」というものであるため、具体的な権利は契約で定められる。

各自治体においてネーミングライツが導入されている施設は大多数が行政財産である。地方自治法上、行政財産に対する私権の設定は禁じられているところであるが、国はネーミングライツについて「単なる契約行為であり、地方自治法には抵触しない」との見解を示している。

ネーミングライツの事例

施設名	財産	契約期間	契約額（年額）	スポンサー
味の素スタジアム	普通財産	5年間	2億円	味の素 ※株式会社東京スタジアムとの契約
エディオンアリーナ大阪	行政財産	3年間	2,100万円	エディオン
日本ガイシスポーツプラザ	行政財産	5年間	1億2,000万円	日本ガイシ
京都ハンナリーズアリーナ	行政財産	10年間	2,500万円	スポーツコミュニケーション KYOTO

2. 官民連携に関する国の政策動向

本事業に関連すると考えられる、官民連携に関する国の政策動向は以下のとおり。

(1) アクションプラン

2013年6月に民間資金等活用事業推進会議において決定された「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」においては、民間と地域の双方にとって魅力的なPPP／PFI事業として、下記の類型による事業を重点的に推進することとしている。

総合運動公園の整備・運営においては、運営維持管理段階における完全独立採算が困難と見込まれることから、「公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」には該当しないが、収益施設の併設等による事業収入の獲得が想定されるため、「収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等」となることが期待される。

「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の目標（抜粋）

（１）公共施設等運営権制度を活用したPFI事業

公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）は、空港、上下水道、道路をはじめとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換とすることにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である。一定の運営リスクを民間事業者に移転するとともに、将来の利用料金収入やコスト削減等を踏まえた公共施設等運営権対価を徴収することにより、施設の建設に要した費用等の回収が可能となる。（対価の設定によっては、費用をすべて対価で回収できず、差分が公的負担となることもあり得る。）

（２）収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等

収益施設を併設したり、既存の収益施設を活用するなど、事業収入等により費用を回収する事業、副産物の活用等付加価値を創出し施設のバリューアップを図る事業は、事業を通じた収益性を高めることで、税財源のみに頼らないPFI事業等を成立させることにつながるだけでなく、公共施設自体の魅力を高め、より多くの利用者が期待されるなど、本来の公共目的からも望ましい結果をもたらすことが見込まれる。さらに、周辺地域の価値向上にもつながることが期待され、都市部においては、周辺の都市開発と連携した事業とすることも考えられる。

（３）公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業

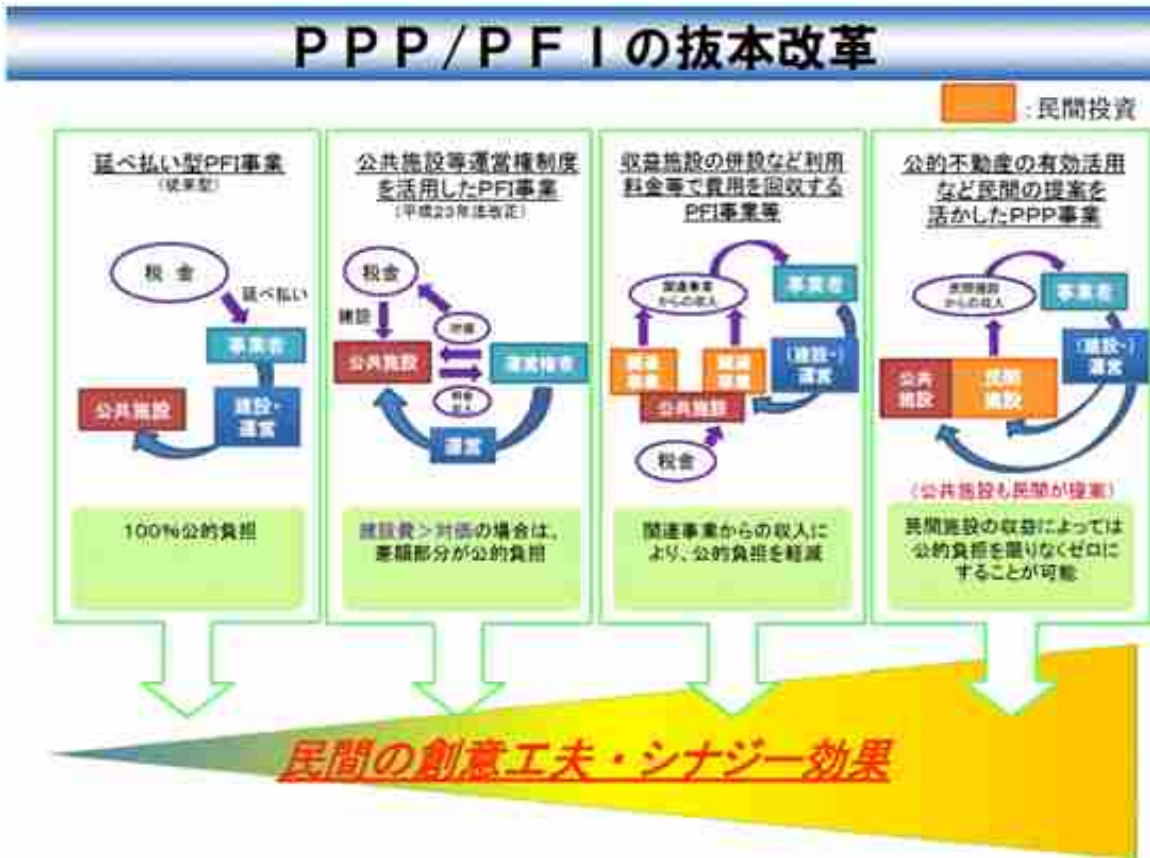
PFI事業は、公共施設等の管理者等が実施方針を策定するものであるが、施設整備等の企画段階から民間事業者が関わることにより、地域の「価値」や住民満足度をより高める事業が期待される。たとえば、公的不動産の利活用について、民間からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公共目的を最大限達成することを目指した事業を官民連携で企画するなど、既存施設や公的不動産の生産性を高めるようなPPPの好事例を数多く構築していくことが重要である。

（４）その他の事業類型

従来から取り組んできたPFI事業についても、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要であり、たとえば維持管理等において業績と連動した契約としたり、複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト削減を積極的に喚起し、既存施設の維持管理・更新等を効率的に実施し、公的負担の軽減を図ることが可能となる。

出所：「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」

アクションプランで定められた4つの類型



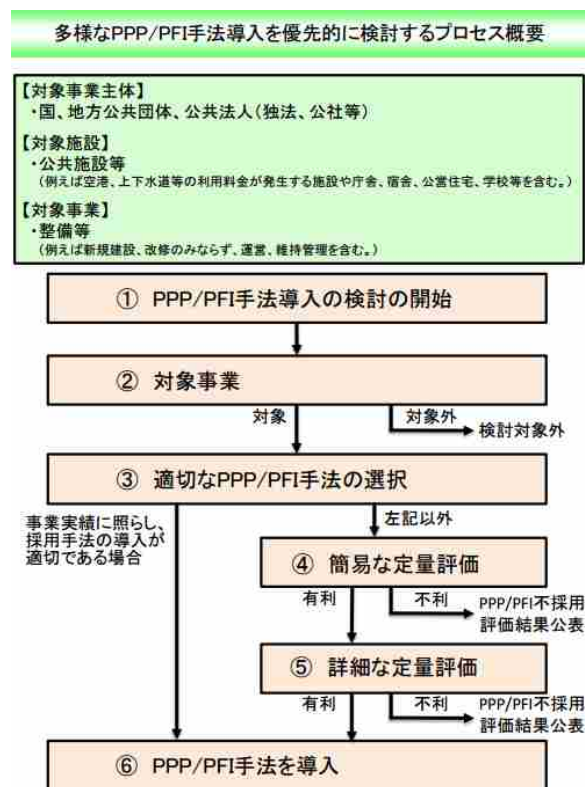
(出所：内閣府HP)

(2) PPP/PFI手法の優先的検討

内閣府は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が民間資金等活用事業推進会議において決定されたことを踏まえ、平成28年度末までに当該指針に基づく優先的に検討すること等を各省各庁、地方公共団体に対して要請した。

これによると、公共施設の整備の基本構想等の策定時においては、PPP/PFI手法の導入を、義務とはしていないものの従来型手法の導入に優先的に検討すべきとされている。加えて、PPP/PFI手法を採用しない場合においては、不採用とする根拠をインターネットで公表することを義務付けている。

また、人口20万人以上の地方公共団体に対しては、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる。その他、人口20万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいとされている。



(3) 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置

PFI事業（BOT方式）において、PFI事業者が事業において整備する公共施設のうち、代替性が強く民間競合のおそれのない施設については、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を二分の一に減免することが認められている。

平成 27 年度 内閣府税制改正要望結果

【民間資金等活用事業（PFI）の推進】	
要望項目	平成 27 年度税制改正の大綱の記載内容
<p>● PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る特例措置の拡充・延長[拡充・延長]</p> <p>【固定資産税、都市計画税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、<u>民間競合のおそれのない施設</u>の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、国又は地方公共団体により選定された選定事業者が、選定事業により整備する公共施設のうち公共代替性が強く、民間競合のおそれのない施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(出所：内閣府HP)

※「民間競合のおそれのない施設」に該当するか否かについては、所管税務署への確認が必要と考えられる。

3. 民間事業者へのヒヤリング

(1) 調査目的

- ① 基本モデルプランに関する意見を把握する。
- ② 事業スキーム（事業範囲、事業スケジュール、事業方式、リスク分担等）に対する民間事業者の意見を把握する。
- ③ VFM算出に必要となる参考見積りを聴取する。

(2) 調査対象企業

参考見積り取得において、有用な実績を有していると考えられる以下の企業を対象とした。

- 1) 建設企業：2社
- 2) スポーツ関連企業（運営企業）：2社
- 3) 維持管理企業：1社
- 4) 合宿施設運営企業：1社

(3) ヒアリング事項

1) モデルプランについて

- ・ 現時点で想定されるモデルプランに関する意見

2) 事業スキームについて

- ・ 事業期間、事業範囲、事業方式、リスク分担等に対する意見
- ・ 対象企業が参画可能性のある業務、ポジション
- ・ 運動公園に隣接する総合体育館との連携

3) VFM評価に係る定量評価の把握

- ・ 参考見積りの作成・提出の依頼

(4) ヒアリング結果

1) モデルプランについて

ア 合宿利用について

モデルプランが合宿利用に適しているとの意見が寄せられた。ただし、冬季の利活用や市民を始めとした一般利用者と合宿利用者との間の、施設の利用調整については、今後精査が必要である。

民間事業者からの主な意見

- サッカー場を3面確保できている合宿所は珍しい。4面のモデルプランであればなお良い。
- 札幌市から30分程度でアクセス可能な立地であることを考慮すると、冬はスキー・スノーボードの合宿施設として利用できる可能性はある。
- 合宿利用のピーク時（8月）に関しては土日に関しても合宿利用として、機会損失をなくしたい。冬季の利用に制限があるため、7月～9月しか稼ぎどころがない。夏季は一般利用を断り、完全に合宿利用として欲しい。その方が投資しやすい。
- 一般利用と合宿の混合利用は可能と考える。ただし、夏休み期間の合宿に関しては、金曜もしくは土曜の朝に入れ替えできるようなローテーションが好ましい。その点では、市民利用に制限が生じてしまう。

イ 敷地の特性

土地の高低差に伴う大規模造成や、これを回避した場合の擁壁整備を懸念する意見があった。また、調整池の整備による東西分断を懸念する意見があった。

民間事業者からの主な意見

- 土地の高低差があるため、莫大な造成費がかかるのではないかと懸念する意見があった。
- 擁壁だらけとしてしまっただけでは良くない。
- 調整池の位置が原因で、屋内運動施設・総合体育館と、他の施設が分断されてしまう印象を受ける。

ウ 野球場について

野球場の仕様について、プロ野球の規格に準じるべきとの意見があった。加えて、スタンド下等の空きスペースの活用について、提案があった。

- 野球場のスペックについて、現在、プロ野球の公式規定では両翼 100m、中堅 122m となっている。プロ野球の誘致を考えているならば、規模をこれ以上としたほうがいい。
- 野球場の中にトレーニング設備を入れることも考えられるだろう。

エ 駐車場

駐車台数が不足しているとの指摘が複数寄せられた。想定されるイベント等、運営計画を具体化したうえでの精査が必要となる。

民間事業者からの主な意見

- 駐車場が不足していると思われるので、プロムナードの範囲についても駐車場にしてはどうか。
- 観客席 15,000 席の野球場としては、駐車場が不足しているという印象を受ける。

オ プランに付加されることが考えられる施設

ダンス合宿の呼び込みのためのダンススタジオや、屋内運動施設の増設を求める意見があった。

民間事業者からの主な意見

- 近年、ダンス合宿の需要が大きい。ダンスに求められる施設のスペックはそれほど高くないため、費用対効果は良い。スタジオは 200~300 m²程度あれば良い。音響を使用しても近隣に迷惑のかからない施設はなかなか見つからず、計画地に適していると考えられる。
- 屋内運動施設は道内に少なく、フットサル、少年野球等からのニーズは十分見込める。施設整備に年数を要するのであれば、まずは屋内施設を作り、徐々に拡大していくことも含めて検討してみてはどうか。
- 通年稼働させることに重点を置くのであれば、現在のプランよりも屋内施設を増やした方が良い。

カ 冬季の運営

冬季の運営として、冬キャンプの導入が考えられるとの意見が寄せられた。

- 冬季の有効活用を考えたい。例えば、冬キャンプの需要はあるのではないか。虫が出ない、星がきれいだということ等から、冬キャンプの方がおもしろいという声もある。

2) 事業スキームについて

ア 事業方式について

概ねBTO方式が望まれており、BOTを望む意見は見受けられなかった。

合宿施設をBOOとすることについては、否定的な意見があった一方で、条件次第では、独立採算が十分可能とする意見もあった。

民間事業者からの主な意見

- BTO方式については異論ない。
- 民間で運動施設の所有権を持つことは考えられない。よって、BTOが基本だろう。
- BOO方式については、参画を検討するにあたりネックとなる可能性がある。
- BOO方式は不動産取得税等の公租公課が発生する。それを賄えるだけの合宿事業を独立採算で運営するのは厳しいと感じる。合宿事業は、冬季の呼び込みが難しいこと、札幌市から日帰りでも十分利用できることがネック。
- 合宿施設を独立採算で運営することに関して、夏季期間だけでの運営でも成立すると考える。ただし、ほぼすべての施設において1年前からの予約に対応可能な仕組みとしていただく必要がある。

イ 事業期間

合宿施設を独立採算で整備・運営することを前提とした場合、運営維持管理期間を20年程度確保する必要がある。一方、独立採算を前提としない場合、長期とする必要はないため、運営維持管理期間を10年程度とすることが考えられる。

民間事業者からの主な意見

- 運動施設の予約利用や冬季の運営次第ではあるが、20年程度の期間があれば、合宿施設の投資回収は可能。ただし、建物の残存価値があるにもかかわらず、事業期間終了後、建物を無償譲渡しなければならない可能性があるのであれば、何らかの見返りがほしい。

ウ 事業範囲

現状を、概ね維持する想定 of 敷地南側の管理を、事業範囲に含めることを懸念する意見があった。指定管理者制度を導入した場合、管理責任が民間に移転するため、民間は、市が想定する以上の品質で業務をする必要があると認識している可能性がある。

- 南側の森についても維持管理の範囲に含まれるのか。含まれるとすればどの程度の管理が必要か、明確化が必要だろう。

エ 総合体育館との連携

総合体育館との一体的運営を望む声が複数あった。

民間事業者からの主な意見

- 総合体育館の南側を臨時駐車場として利用することがあるのであれば、その部分も事業範囲に含めた方が、道路から近く、民間事業者としては検討しやすい。
- 総合体育館は是非一体的に運営したい。屋内運動施設と総合体育館の運営に関心がある。一方、図面の西半分については当社のノウハウを発揮しにくい。

オ その他

自治体発注 P F I 事業特有の地元企業に対する配慮を気に掛ける意見があった。

民間事業者からの主な意見

- 地元企業への配慮は必要なのか。例えば、大手企業+地元企業の J V としなければならぬか、条件設定が気になるところ。

4. 事業範囲等、事業の前提条件の整理

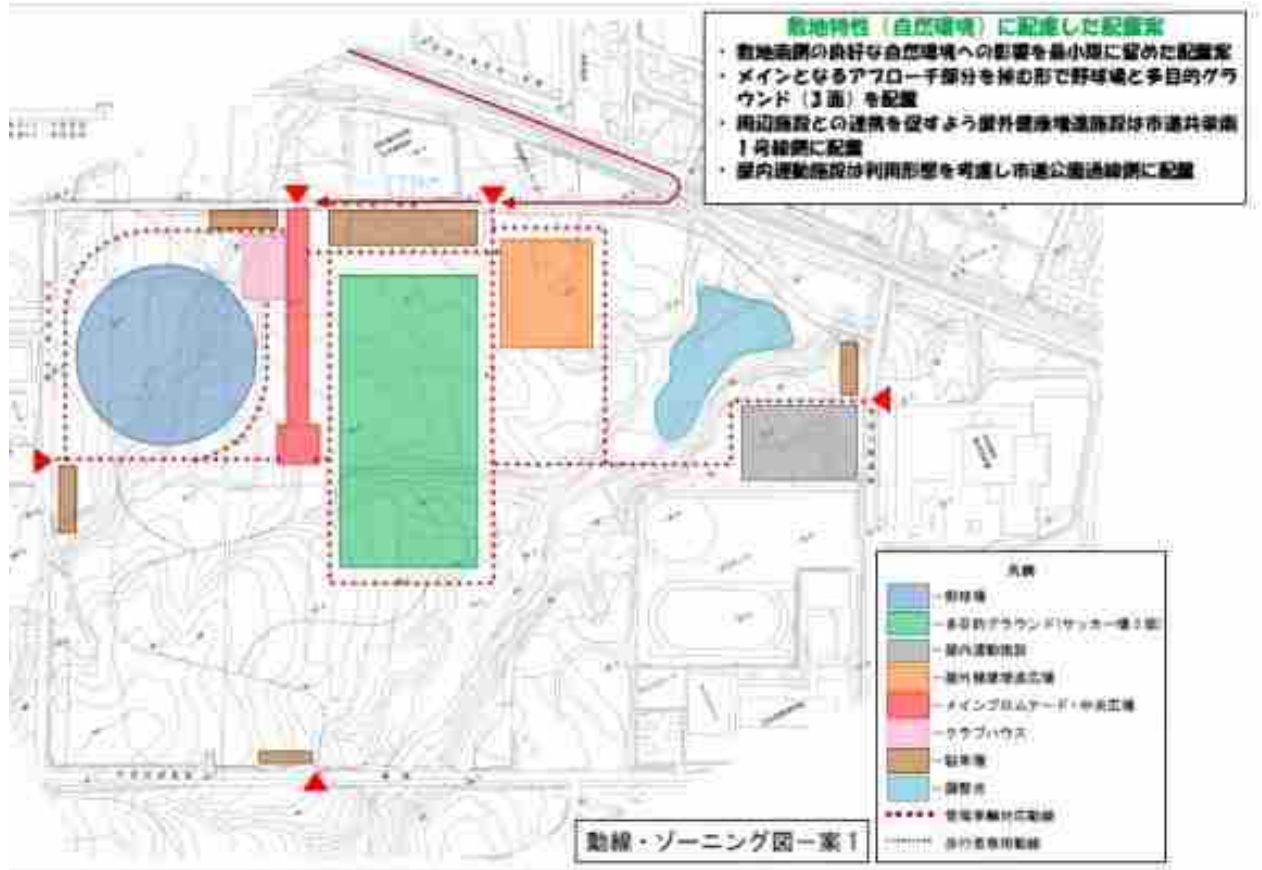
民間事業者からのヒアリング結果を踏まえ、現時点における事業の前提条件を以下のとおり設定する。

(1) 事業範囲

1) 対象施設

施設	諸元
野球場	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市スタルヒン球場程度 グラウンド面積約 13,000 m²(両翼 99m 中堅 120m) 観覧席 15,000 席
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 国際サッカー連盟で定めているフィールド (105m×68m) を 3 面(人工芝 2 面+天然芝 1 面)
屋内運動施設	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 5000 m²程度 RC造 2階建 フットサル 2 面、テニスコート、ゴロッキー等に対応できる運動広場 (3000 m²程度) 会議室、管理事務室、更衣室、採暖室、トイレ、トレーニングルーム
屋外健康増進広場	<ul style="list-style-type: none"> 広場面積約 1ha~1.5ha を確保 サイクリングステーション、マウンテンバイクコース 幼児~児童の遊具広場及び健康遊具広場 クロスカントリー、スノーシューなどの冬季利用時の拠点施設
クラブハウス	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積 2400 m²程度 RC造 2階建 宿泊機能を有したクラブハウス 管理事務室、ロビー、トイレ、更衣室、会議室、入浴施設等
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場総数 400 台程度 メインプロムナード東側をメイン駐車場として 200 台確保
メインプロムナード・中央広場	<ul style="list-style-type: none"> メインプロムナード (200m×W20m) 中央広場 2000 m²程度 視線誘導並木、カナル・噴水、休憩施設等

動線・ゾーニング図



2) 業務範囲

業務範囲は、想定される業務のうち、大規模修繕業務を除く全てとし、具体的には以下のとおりとする。

- ① 設計業務
- ② 解体撤去業務
- ③ 建設業務
- ④ 工事監理業務
- ⑤ 運営業務（利用料金制を導入）
- ⑥ 維持管理業務

(2) 事業期間

ヒアリング等を踏まえ、事業期間を以下のとおり設定する。

	月数
設計・建設期間	2年
運営維持管理期間	20年

(3) 官民リスク分担

1) リスク分担における基本的な考え方

P F I 事業におけるリスク分担の考え方は、「P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において以下のように示されている。

P F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン

一 リスクの分担等の基本的留意点

2 . . .

選定事業のリスク分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づいて協定等で取り決める。

ここでいう「リスクを最もよく管理することができる」とは、当該リスクが顕在化した場合により低いコストで対応ができたり、当該リスクが顕在化すること自体をより低いコストで回避したりすることができることを意味する。

なお、この「リスクを最も良く管理することができる」との考え方は、モデルによらず検討が可能なものであり、下記にてその考え方を整理する。

2) 設計・建設段階のリスク

長井海の手公園整備等事業におけるリスク項目を参考に、設計・建設段階のリスク分担の考え方を整理すると、市が実施した内容によるミスや、事業用地の確保等は市のリスクとすることが妥当と考えられるが、それ以外のリスクは概ね民間事業者の負担とすることが妥当と考えられる。

リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
		市	民間
設計内容	民間事業者が実施した実施設計に関するリスク		○
設計変更	民間事業者によるV E 設計変更に関するリスク		○

リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
		市	民間
調査・測量ミス	市が実施した調査・測量	○	
	民間事業者が実施した調査・測量		○
労災	建設、運営における従業員の労働災害		○
資金調達	初期投資額に見合う長期安定した資金調達		○
事業用地の確保	公園施設の建設に必要な事業用地の確保	○	
建設コストのオーバーラン	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生		○
建設工事納期のタイムオーバーラン	施工に際して、設計ミスや事故の発生、想定したパフォーマンスが発揮できないことなどにより、サービスの提供時期が契約より遅れる		○
性能未達	契約で定められた仕様、サービスレベルを満たすことができない		○
性能変更	建設中に、行政サイドの意向で仕様、性能要件が変更されることによる遅延、コストの発生	○	
	民間事業者の提案による仕様の変更		○
資材置き場の確保	公園施設の建設に要する資材置き場の確保		○
施工管理	施工管理に関するリスク		○
公園施設の損傷	引き渡し前の公園施設の損傷		○
物価変動※1	インフレ、デフレ等の発生	○	△
金利変動	金利の上昇		○
天災※2	天災、戦争などによる物的損害	○	△
	天災、戦争などによる人的損害	○	△

注)△:○に比べてリスク分担の度合いが低く、当該リスクの一部を負担する。(次表も同様)

※1 「長井海の手公園整備等事業」のリスク分担表では、全て民間の負担となっているが、PFI事業（BTO）における物価上昇リスクは民間が管理できるリスクではないこと、及び公共工事標準約款において発注者が負担するとされている物価上昇は公共が負担するべきと考えられることから、一定額までは民間の負担とし、一定額以上は公共負担とすることを想定する。

※2 「長井海の手公園整備等事業」のリスク分担表では、全て民間の負担となっているが、PFI事業（BTO）における天災リスクは、民間が管理できるリスクではないこと、及び一部（整備費の1%程度）を民間が負担し、それ以外を公共が負担する整理が一般的なことから、このとおりとした。

3) 運営・維持管理段階のリスク

運営維持管理段階のリスクについても、本事業の基本理念のもと、基本的には民間事業者に委ねることとする。ただし、修繕に関連するリスクについては、経常修繕リスクについてのみ、民間事業者負担とし、大規模修繕リスクは市が負担するものとする。

リスク項目	リスクの概要	リスク分担	
		市	民間
需要リスク	利用者の減少に伴う施設の採算性悪化		○
利用者からの賠償責任請求※3	運営上の事故や施工中に発見できなかった瑕疵等による事故などでもたらされる利用者からの損害賠償請求		○
行政による仕様変更要求	運営期間中に行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う改修費用の発生	○	
施設・設備の陳腐化	技術革新等にもなう施設・設備の陳腐化	○ BTO	
経常修繕リスク※4	経常的に発生することが見込まれる修繕の発生		○
大規模修繕リスク※4	当初の見込み以上の修繕が発生	○	
物価変動※5	物価の上昇等による運営維持管理費の増加	○	△
法制度、規制の変更	保有施設・設備や運営手法に係わる法制度、規制の変更に伴う再投資、サービスの停止	○	
事故等による保有資産への物的損害	事故等第三者の責に帰す施設、設備等の損害の発生	○	
	運営上のミスなど民間事業者の責に帰す損害の発生		○
周辺住民からの賠償責任請求	運営上の問題のうち民間事業者の帰責により周辺住民が被った損害に対する賠償責任		○
	運営上の問題のうち市の帰責により周辺住民が被った損害に対する賠償責任	○	
天災	天災、戦争などによる物的損害	○	
	天災、戦争などによる人的損害	○	

※3 「長井海の手公園整備等事業」のリスク分担表では、全て公共の負担となっているが、本事業では需要リスク（リターン）が全て民間負担となっていること、及び運営の全てを民間が実施することを想定しているため、このとおりとした。

※4 「長井海の手公園整備等事業」のリスク分担表には記載がないが、本事業の特性を踏まえ設定した。

※5 一定額までは民間の負担とし、一定額以上は公共負担とすることを想定する。

(4) 総合運動公園計画地で想定される事業スキーム

1) 官民の役割比較の整理

1. で整理した民間手法を、官民の役割分担ごとに整理すると、以下のとおりとなる。

		公設公営 (従来方式)	D B O	P F I		
				B T O	B O T	B O O
資金調達		官	官	民 ※3	民	民
設計・建設		官 ※1	民 ※2	民	民	民
運営管理		官 ※1	民	民	民	民
所 有 権	建設中	官	官	民	民	民
	運営中	官	官	官 (買取)	民	民
	運営後	官	官	官	官 (譲渡)	民 (撤去)

※1 設計・建設・運営は個別に発注

※2 一体発注

※3 民が資金調達することが一般的だが、官が資金調達することもある

2) 対象施設と所有の整理

本事業の対象施設と、市及び民間事業者の所有の関係を整理すると以下のとおりとなる。

分類	施設	所有		考え方
		市	民間	
運動施設	野球場、屋内運動施設、	○	○	不動産として、土地とは個別の所有権が成立するため、市、民間事業者のいずれもが所有可能
基盤・植栽等	多目的グラウンド、駐車場、その他の公園部分	○	×	都市公園の土地と別個に所有権が成立しないと考えられるため、民間所有とすることができないと考えられる
民間施設	合宿施設	×	○	民間事業者の独立採算で成立する施設であるうえに、施設性質上も公共施設として市が保有すべき施設ではない

3) 総合運動公園において考えられる事業手法

以上に加えて、民間事業者へのヒアリング結果を踏まえると、上記の分類ごとに成立するスキームは以下のとおりとなる。次頁以降において、その詳細を整理する。

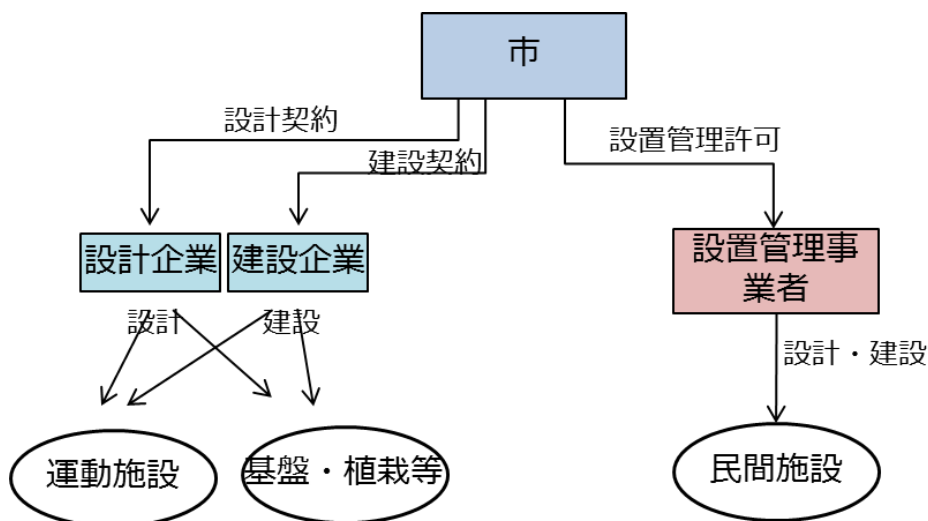
スキーム	運動施設	基盤・植栽等	民間施設
パターン1	従来方式	従来方式	設置管理事業
パターン2	DBO方式	DBO方式	設置管理事業
パターン3	BTO方式	BTO方式	BOO方式

ア パタン1

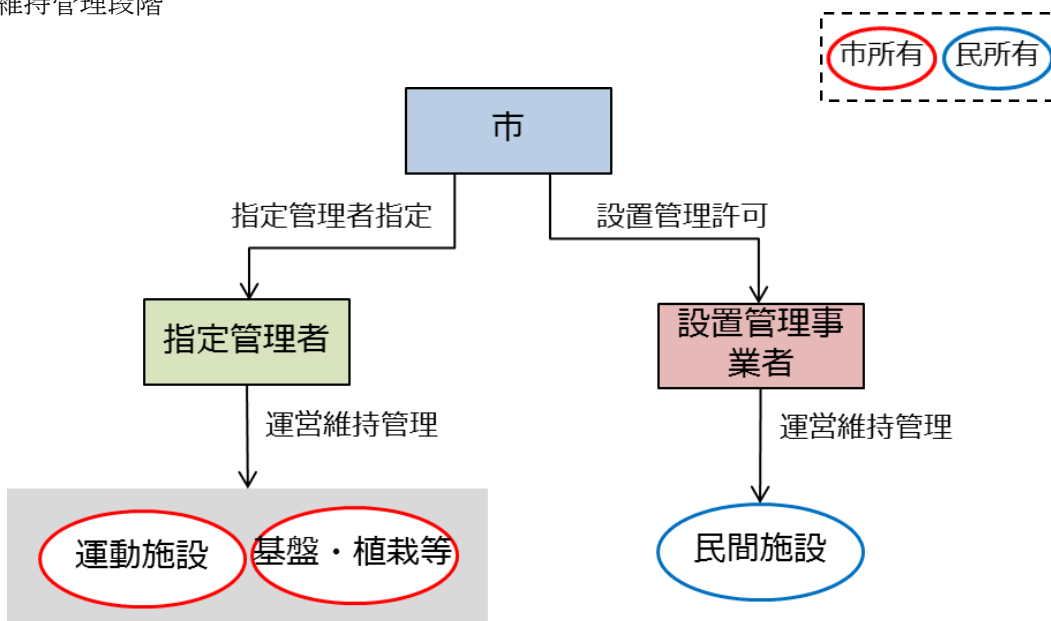
運動施設	基盤・植栽等	民間施設
従来方式	従来方式	設置管理事業
スキームの概要	<ul style="list-style-type: none"> 運動施設と基盤・植栽等については、設計、建設を個別に発注し、指定管理者を指定のうえ、一体的に運営維持管理する。 民間施設は、運動施設及び基盤植栽等とは別途公募を行い、事業者を選出のうえ、当該事業者が独立採算にて、整備・運営等する。 	

スキーム図

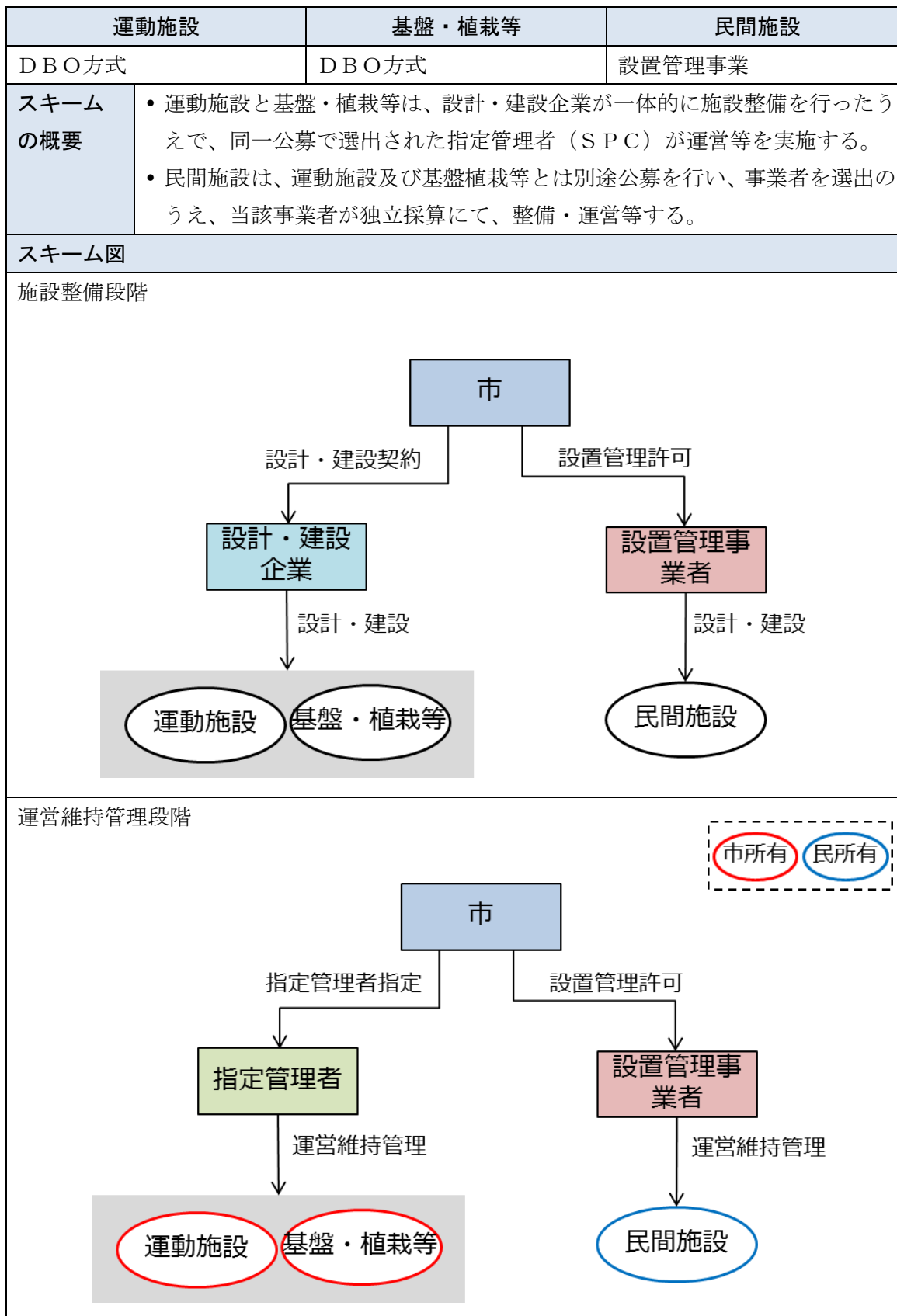
施設整備段階



運営維持管理段階



イ パタン2



ウ パタン3

運動施設	基盤・植栽等	民間施設
B T O方式	B T O方式	B O O方式
スキームの概要	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての施設について、S P Cが、施設整備から運営維持管理まで、長期・一体的に実施する。 • 施設整備後、運動施設及び基盤・植栽等については、所有権を市に移転する一方、民間施設については、S P Cが所有する。 	
スキーム図		
<p>施設整備段階</p>		
<p>運営維持管理段階</p>		

(5) 総合運動公園と周辺施設の連携手法

1) 前提条件の整理

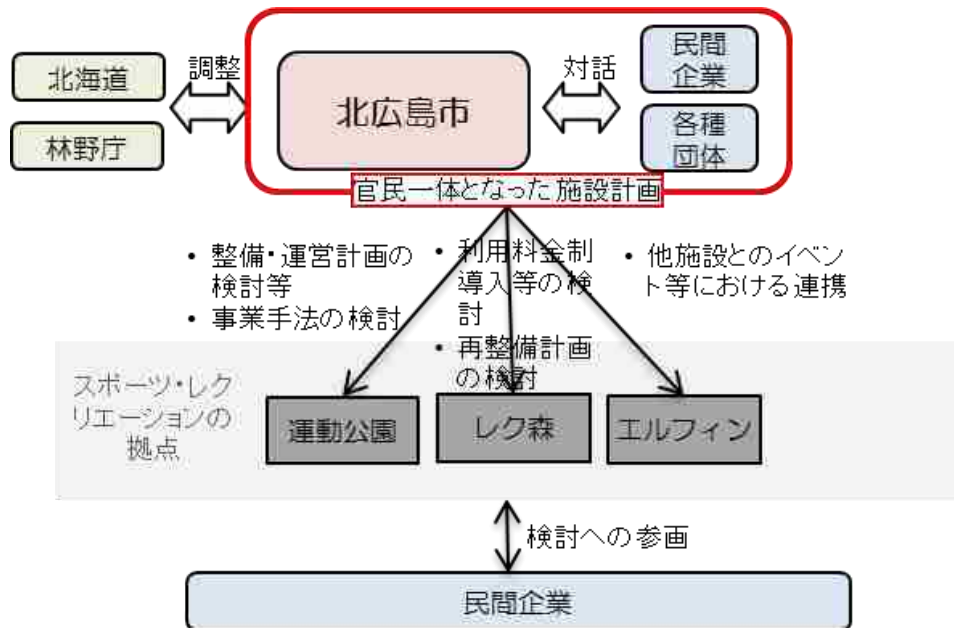
エリアの各施設について、これまでの調査結果をとりまとめると、以下のとおりとなる。

施設名	まとめ
総合運動公園	<ul style="list-style-type: none">道内トップクラスの規格の野球場、合宿施設と連携した多目的広場、屋内運動施設等、近隣自治体にはない施設を有する都市公園とする方向で検討を進める。P F I 方式等の官民連携手法により、民間のノウハウを活かした事業とする。
レクリエーションの森	<ul style="list-style-type: none">市が林野庁から借り受け整備を進めた森林。施設の改変には、林野庁の了解が必要。老朽化が進んでいるため、施設の抜本的な再整備又は除却が必要な状況民間活力の導入効果は限定的である
エルフィンロード	<ul style="list-style-type: none">自転車道は、北海道が設置及び管理している。市は、自転車道周辺附帯施設の設置及び管理している。イベントにおける、自転車道の柔軟な利用が認められている。類似施設で民間活力が導入された実績は認めれていない。

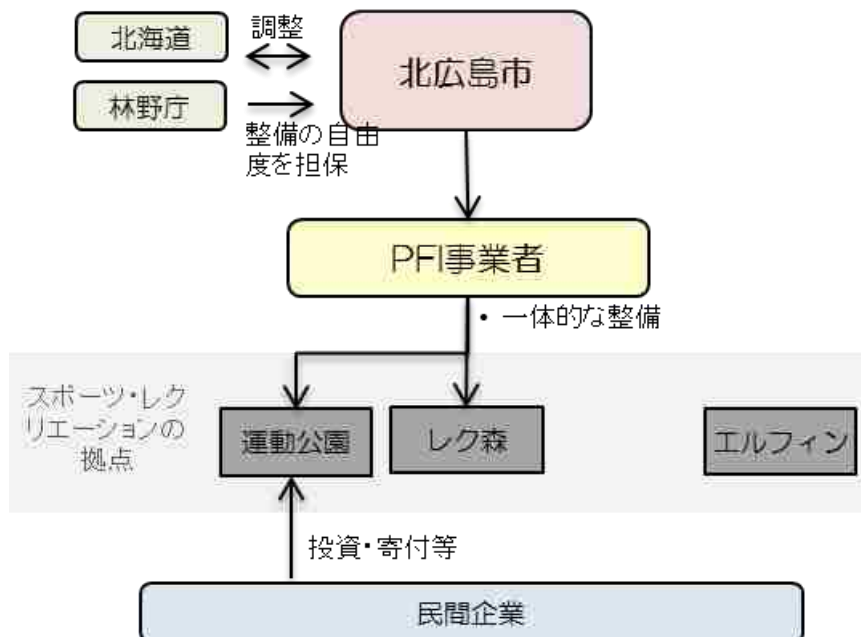
2) 調査対象エリアで考えられる連携手法

以上を踏まえ、レクリエーションの森を再整備した場合における連携手法を整理すると以下のとおりとなる。

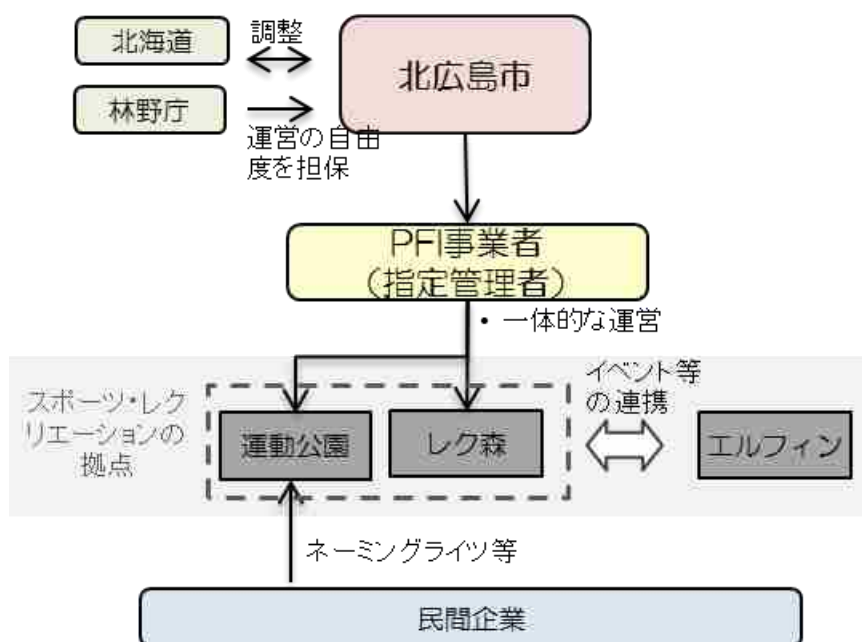
ア 基本計画段階



イ 施設整備段階



ウ 運営維持管理段階



5. 事業費及びVFMの検討

(1) VFMとは

VFM (Value for Money)とは、PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという考え方のことをいう。

PFI の基本的な考え方の一つであり、PFI 事業の実施の可否を判断する重要指標としてPFI 法にもその算定・評価が義務付けられている。

サービス対価型PFIにおいては、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」を踏まえ、以下に示す式によりVFMが算出される。

VFMの算定式

$$VFM = \frac{PSC - LCC}{PSC}$$

PSC (Public Sector Comparator) :

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公共財政負担の見込額のこと。

LCC (Life Cycle Cost) :

プロジェクトにおいて、計画から、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

VFMの評価は、PSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがあると言える。

(2) 今回算定するVFM及び事業費(LCC)の考え方

平成26年6月に内閣府が公表した「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」によれば、基本構想段階においては参考又は簡易なVFM算定で差支えないとともに、これによりPFI事業の実施の是非を判断することが可能とされている。

以上を踏まえ、本調査におけるVFMは、このマニュアルでいう参考VFMとする。

簡易化マニュアル(抜粋)

5. PFI事業実施プロセスの簡易化ポイント

(4) 効果的なタイミング及び方法によるVFM算定

②簡易化方策

本マニュアルで想定する対象事業は、従来方式の公共調達方式及びPFI方式ともに過去の事例が豊富であることから、事業の基本構想/基本計画段階においては、類似の前提条件により算定された過去のPFI事業のVFMの実績(以下「参考VFM」という。)や、過去の同種事業における建設単価や削減率の実績値等を用いて算出したVFM(以下「簡易VFM」という。)により、客観的な評価を行い、PFI事業として実施することの是非を判断することが可能であると考えられます。

(3) VFMの算出

本事業に類似すると考えられる都市公園及びスポーツ施設のPFI事業を以下のとおり抽出した。都市公園PFIにおいて、やや低いVFMとなっているものの、概ね10%程度のVFMが達成されている。

1) 都市公園PFI事業

No.	事業名称	主体	入札公告年	O&M期間	事業方式	事業費(億円)	VFM※
1	北海道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業(仮称)	北海道	H15	25年	BTO	29.1	5.4%
2	奈良県浄化センター公園プール施設等整備運営事業(仮称)	奈良県	H23	15年	BTO	66.3	10.5%
3	(仮称)柳島スポーツ公園PFI事業	神奈川県茅ヶ崎市	H26	20年	BTO	74.8	3.6%

2) 運動施設PFI事業

No.	事業名称	主体	入札公告年	O&M期間	事業方式	事業費(億円)	VFM※
1	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	東京都墨田区	H18年	20年	BTO	138.4	13.0%
2	(仮称)八王子市新体育館整備・運営事業	東京都八王子市	H23年	15年	BTO	113.9	13.0%
3	スポーツ・文化複合施設整備等事業	神奈川県川崎市	H25年	10年 6ヶ月	BTO	181.2	11.9%
4	北九州市スタジアム整備等PFI事業	福岡県北九州市	H26年	15年	BTO	107.2	12.0%
5	神栖中央公園防災アリーナ(仮称)整備運営事業	茨城県神栖市	H27年	15年	BTO	171.4	2.6%

※特定事業選定時

6. 事業手法の評価

(1) 定量評価

前節を踏まえると本事業のVFMは少なくとも5%~10%程度となることが見込まれ、官民連携事業を導入する定量的メリットはあると考えられる。

(2) 定性評価

定量化できない、定性面における各方式の比較は以下のとおり。

	従来方式	DBO方式	BTO方式
契約事務等の負担	○：従来どおりの契約であるため、これまでのノウハウの活用が可能のため、負担は少ない	△：DB契約等、一部市の既存のノウハウが必ずしも活用できない事務が存在する	×：PFI事業契約、銀行団との直接協定等、市の既存のノウハウが必ずしも活用できない事務が多いため、負担は大きい
民間事業者間の調整に係る負担	×：市が工種毎の建設企業等、複数事業者と個別に調整する必要がある	△：合宿施設の事業者との調整は市が主体となって実施する必要がある	○：1つの民間事業者に全ての施設の整備・運営を一体的に発注するため、大きな負担は発生しない
事業の安定性 (契約期間の長さ)	×：3年程度を上限として指定管理者を指定することが基本となる	×：3年程度を上限として指定管理者を指定することが基本となる	○：指定管理者の指定を長期(=運営維持管理期間)にすることが可能なため、長期契約とすることが可能
合宿施設との連携	×：別途の公募により選定された企業が合宿施設を整備・運営するとともに、指定管理者が3年で変更となるため、連携は限定的	×：別途の公募により選定された企業が合宿施設を整備・運営するとともに、指定管理者が3年で変更となるため、連携は限定的	○：1つの民間事業者が全ての施設を長期間・一体的に整備・運営するため、連携によるシナジーの発揮が期待できる

(3) 総合評価

定量面において、正確には、今後事業条件を精査したのちの算出となるが、一般的にDBO方式の方が、BTO方式より若干高いVFMとなる。一方で、定性面においては、BTO方式の方がDBO方式より優れる。

定性面においては、特に事業の安定性や合宿施設との連携において、BTO方式が優れる。

官民連携手法の導入により、一定の定量的効果が見込まれるため、官民連携手法の導入を前提に以後の検討を進めるとともに、想定される補助金額を踏えた民間資金の活用余地を勘案し、DBO方式、BTO方式のいずれかを選定する。

第7章 今後の計画推進について

(1) スケジュール（案）

本事業の想定スケジュール（案）は、現時点においては以下のとおりである。庁内及び市民の意見を踏まえ、適宜見直しを行いつつも、事業化に向けての取組みを推進する。

平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
上期	下期	上期	下期	上期	下期
庁内検討					
		基本計画			
				公募開始～事業者選定	

(2) 本調査で明らかになった課題

本調査で明らかになった課題は以下のとおり。今後想定されている庁内検討や基本計画検討において解決を図る。

1) 事業全体について

総合運動公園は市民の健康増進のために整備されることが一般的だが、本事業においては、市外からの来訪者の利用も一定程度見込まれている。従って、市民の利用と、市外からの来訪者の利用とのバランスを図る必要がある。

2) レクリエーションの森の扱い

レクリエーションの再整備の有無が、総合運動公園の計画に影響を与えるため、かかる再整備の有無を整理する必要がある。

3) 施設基本計画

利用想定や民間事業者の創意工夫発揮の余地等を踏まえ、各施設の適正な規模・スペックを検討する必要がある。

4) 運営基本計画

冬季の利活用、適切な利用料金の設定、合宿等の優先予約の考え方を整理のうえ、財政負担軽減に資する運営基本計画を検討する必要がある。

5) 総合体育館の連携について

本事業と総合体育館とを連携させるため、本事業における既存関係団体の位置付けを整理する必要がある。

6) 官民連携手法について

民間事業者のノウハウを最大限引き出すことに加え、多くの民間事業者の参画を促し、公正な競争環境を確保するため、計画検討の進捗に合わせて、広範な民間事業者に対し、サンディングを実施する必要がある。

また、地域貢献の観点から本事業に関心を寄せる民間事業者については、引き続き対話を進める必要がある。